

令和 2 年度

ひょうご経済・雇用白書

兵 庫 県



## 目 次

### はじめに

作成趣旨・内容構成	1
-----------	---

### 第1章 兵庫の経済・雇用を巡る動き

第1節 兵庫の産業・雇用の姿	4
----------------	---

#### 第2節 特 集

新型コロナウイルス感染症による経済・雇用への影響と対応の方向性	20
---------------------------------	----

### 第2章 産業・雇用施策の取組状況

#### 第1節 トピックス

1 次世代産業への参入支援	70
2 国内外からの企業立地の促進	71
3 地場産業のブランド力強化への支援	71
4 地域に根ざした商業の振興	72
5 新産業・新事業の創出	72
6 ひょうごで働く！プロジェクトの推進	73
7 多様で柔軟な働き方の普及促進	73
8 産業人材の確保・育成	74
9 国内外における交流の促進	74

第2節 施策の取組状況	75
-------------	----

##### 強化策Ⅰ 「稼ぐ力を持つ産業」

プロジェクト1 世界をリードする技術基盤とサプライチェーンを生かした次世代成長産業の集積	77
プロジェクト2 地域社会に根ざした地場産業、商店街、サービス業、農林水産業等の地域産業の持続・高付加価値化	82
プロジェクト3 技術革新・地域資源を活用し、新たなニーズを捉える新産業・新事業の創出	88

##### 強化策Ⅱ 「環境変化に対応し、挑戦する人材」

プロジェクト4 未来の担い手、技術革新を担う人材の呼び込みによる、兵庫の飛躍に向けた働き手の確保	98
プロジェクト5 一人ひとりが、自らの状況に応じて働きやすい環境づくり	106
プロジェクト6 人生100年時代と技術変化の加速に応じた切れ目ない学び直しの場による、生涯現役の産業人材育成	108

##### 強化策Ⅲ 「地域の魅力で沸き起こる交流」

プロジェクト7 多文化共生の先進地としての強みを生かし、海外の成長活力を捉える国際交流の推進	110
プロジェクト8 自然、文化、スポーツなど五国を織りなす多様で豊かな地域資源を生かした誘客の拡大	113
プロジェクト9 だれもが安心・快適に兵庫を体験・滞在し楽しめるツーリズム推進の体制づくり	119

「ひょうご経済・雇用活性化プラン」の進捗状況	120
------------------------	-----

### 第3章 令和2年度の施策展開

#### 強化策I 「稼ぐ力を持つ産業」

1 次世代産業の育成	128
2 地域を支える産業の振興	128
3 起業・創業、産業立地の促進	129

#### 強化策II 「環境変化に対応し、挑戦する人材」

1 ひょうごで働こう！プロジェクトの推進	130
2 多様な人材の就労促進	130
3 働き方改革の推進	131
4 職業能力の向上	131

#### 強化策III 「地域の魅力で沸き起こる交流」

1 国際交流の推進	131
2 観光による交流人口の拡大	132

## はじめに

### 1 作成趣旨

本書は、兵庫の産業・雇用の状況を分析し、経済を巡るマクロ的な課題を明らかにするとともに、「ひょうご経済・雇用活性化プラン」に基づく施策の進捗状況を検証し、今後対応すべき課題や重点的に取り組む施策の概要を、県民、企業・事業者等に示すことを目的とする。

### 2 内容構成

本書は、次の3章から構成され、それぞれ以下の内容を記載している。

#### 第1章 兵庫の経済・雇用を巡る動き

##### 第1節 兵庫の産業・雇用の姿

兵庫の産業・雇用の状況について、経済指標から分析した。

##### 第2節 特集

###### 新型コロナウイルス感染症による経済・雇用への影響と対応の方向性

新型コロナウイルス感染症がもたらした影響と課題を整理するとともに、ポストコロナも見据えた今後の対応の方向性を考察した。

#### 第2章 産業・雇用施策の取組状況

令和元年度の産業・雇用施策を巡る新たな変化や動き、取組状況に基づく「ひょうご経済・雇用活性化プラン」の進捗状況を取りまとめた。

##### 第1節 トピックス

##### 第2節 施策取組状況

強化策Ⅰ 「稼ぐ力を持つ産業」(プロジェクト1～3)

強化策Ⅱ 「環境変化に対応し、挑戦する人材」(プロジェクト4～6)

強化策Ⅲ 「地域の魅力で沸き起こる交流」(プロジェクト7～9)

#### 第3章 令和2年度の施策展開

令和2年度における産業・雇用施策の概要について取りまとめた。



# 第1章

兵庫の経済・雇用を巡る動き

## 第1節 兵庫の産業・雇用の姿

### 1 本県経済の規模と順位

※本稿は、令和2年12月までの情報を基に作成した

本県は、日本のほぼ中央に位置し、北は日本海、南は瀬戸内海から淡路島を介して太平洋に面している。ものづくり産業が集積する瀬戸内臨海部、田園風景が広がる内陸部、豊かな自然・観光資源を有する日本海沿岸部からなっている。多彩な産業や変化に富む地理的特性、国際色の豊かさなどから、「日本の縮図」と言われる。

主要経済指標においては、全国の4%程度のシェアを占め、順位は7位前後の位置にある（図表1）。

図表1【本県経済の主要経済指標】

項目	実数(単位)	全国シェア	全国順位
人口(令和2年10月1日)	5,439(千人)	4.3%	7位
県内総生産(令和元年度・名目)	21,345(10億円)	3.8%	6位※2
県民総所得(平成30年度・名目)	22,998(10億円)	4.0%	7位※2
県民所得(令和元年度)	16,736(10億円)	3.9%	7位※2
事業所数(平成28年・民営)	214,169(カ所)	4.0%	7位
従業者数(平成28年・民営)	2,203(千人)	3.9%	7位
製造品出荷額等(平成30年)※1	16,507(10億円)	5.0%	5位
商品販売額(令和元年)	13,681(10億円)	3.0%	8位

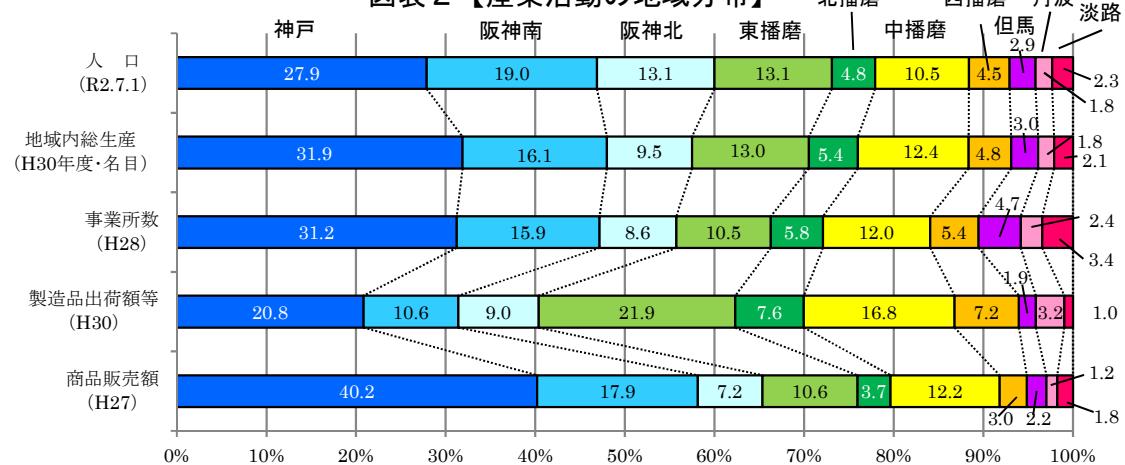
※1 従業者4人以上の事業所、※2 平成29年度の順位

(資料：総務省「人口推計」「経済構造実態調査」、県統計課「四半期別兵庫県内GDP速報」、内閣府「県民経済計算」、総務省・経済産業省「経済センサス活動調査」、経済産業省「工業統計調査」)

### 2 人口・産業の地域別状況

地域別では、神戸・阪神・播磨地域に人口や産業が集中している。人口・総生産は、神戸・阪神地域が約60%、播磨地域が30~35%、但馬、丹波、淡路の3地域で約7%となっている。（図表2）。

図表2【産業活動の地域分布】



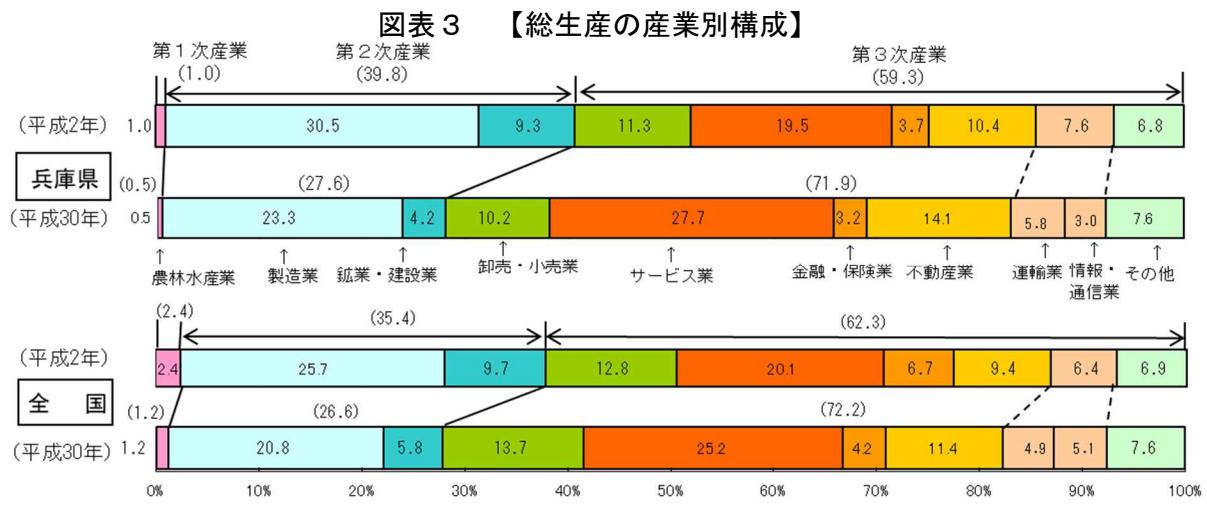
(資料：総務省「国勢調査」、県統計課「兵庫県民経済計算」、「推計人口」、経済産業省「工業統計調査」、総務省・経済産業省「経済センサス活動調査」)

※商品販売額(地域別)：経済センサス活動調査を使用

### 3 本県産業構造の特徴

産業別構成比（平成30年度）は、製造業が23.3%を占めており、全国と比べ2.5ポイント高い。

一方、平成2年度との比較では7.2ポイント低くなっている。一方で、サービス業の構成比が相対的に高まっている。全国と同様に経済のサービス化が進んでいる（図表3）。

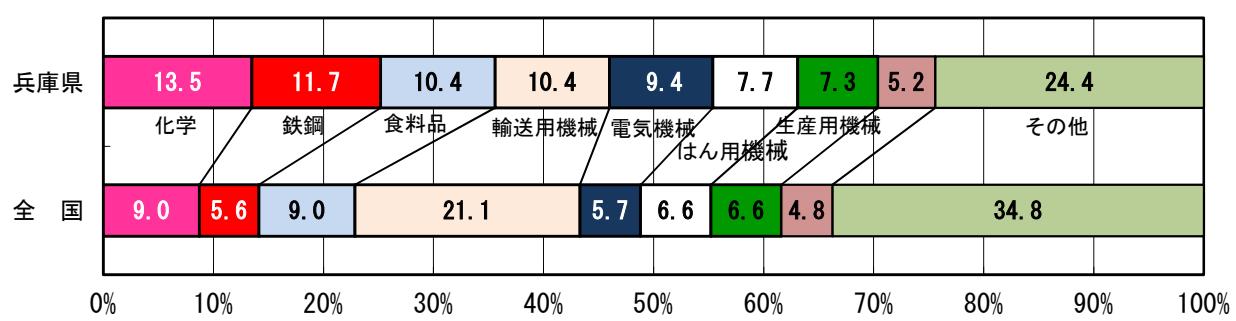


#### （1）工業

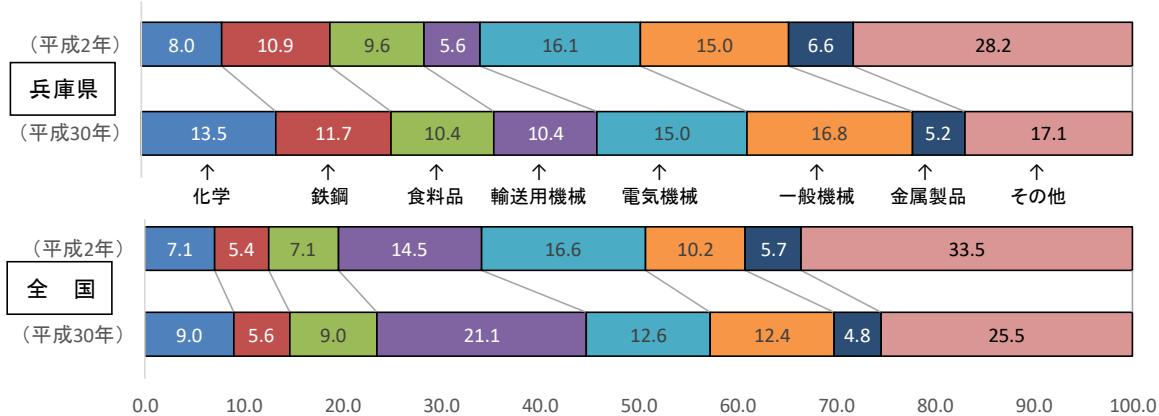
本県は、ものづくり産業を中心として発展し、製造品出荷額等は16兆5,067億円で、全国5番目（全国シェア5.0%）の位置にある。業種別では、化学、鉄鋼、食料品、輸送機械の構成比が10%を超えており、全国との比較では、輸送用機械とその他（石油製品、プラスチック製品等）以外の業種が高い（図表4、5）。

平成2年との比較では、化学・輸送機械の出荷額シェアが大きく伸びている。輸送用機械は全国も同様の傾向となっている。

**図表4 【製造品出荷額等の業種別構成比（H30年）】**



図表5 【製造品出荷額等の年次比較】



(資料：経済産業省「工業統計調査」を基に県産業政策課作成)

※平成19年調査から「製造品出荷額等」に「その他収入額等（転売収入など）」を項目追加（新基準）されていることから、平成2年製造品出荷額等について次の計算式により算出。

$$\text{平成2年調査額【旧基準】} \times (\text{平成19年調査額【新基準】} \div \text{平成19年調査額【旧基準】}) = \text{平成2年調査額【新基準】}$$

※産業中分類の改定は、統合したものは旧分類として表示。また、一部移設・分割については、考慮していない。

（旧分類で表示しているもの）

電気機械：電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具

一般機械：はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具

（単位：億円）

業種	兵庫県				全国			
	H2		H30		H2		H30	
	シェア	シェア	シェア	シェア	シェア	シェア	シェア	シェア
化学	12,975	8.0%	22,210	13.5%	246,159	7.1%	297,880	9.0%
鉄鋼	17,802	10.9%	19,267	11.7%	187,318	5.4%	186,520	5.6%
食料品	15,647	9.6%	17,129	10.4%	245,250	7.1%	297,815	9.0%
輸送用機械	9,122	5.6%	17,248	10.4%	504,007	14.5%	700,906	21.1%
電気機械	26,245	16.1%	24,771	15.0%	576,826	16.6%	418,426	12.6%
一般機械	24,356	15.0%	27,665	16.8%	355,120	10.2%	412,807	12.4%
金属製品	10,676	6.6%	8,625	5.2%	196,819	5.7%	158,217	4.8%
その他	45,957	28.2%	28,153	17.1%	1,163,210	33.5%	845,523	25.5%
計	162,780	100.0%	165,067	100.0%	3,474,709	100.0%	3,318,094	100.0%

## （2）商業

本県商業の規模は、店舗数で約5万4千店、常時従業者で約44万1千人、年間販売額で約14兆円にのぼる。このうち、小売業は約4万1千店、約32万3千人、約5兆円で、全国の4.0%程度のシェアを占めている（図表6）。他方、本県は卸売業が集中する大阪府に隣接しているため、卸売業のシェアは相対的に小さい。

商店街等数は平成30年度時点では663。約20年で商店街は約3割、商店街内の商店は約4割減少している（図表7）。

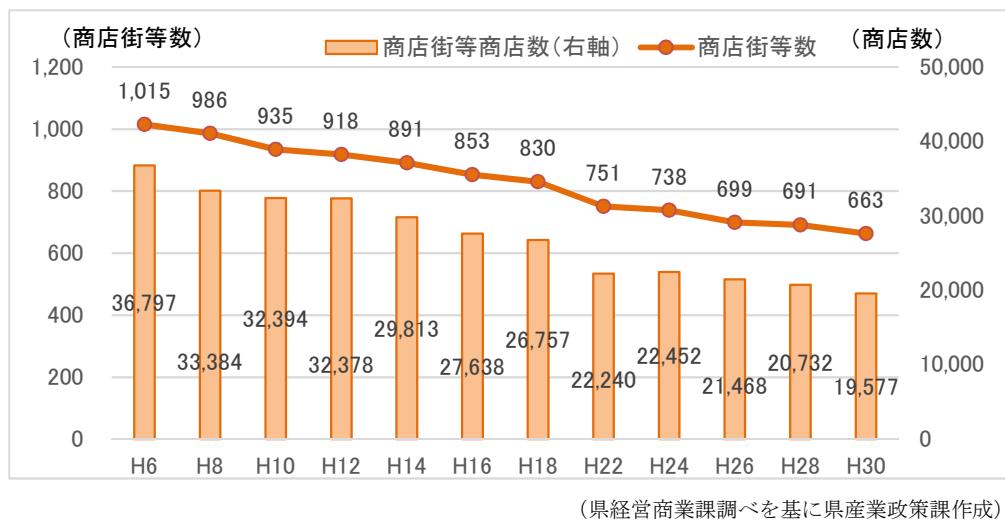
図表6 【商業の規模（R1）】

区分	総数	うち卸売		うち小売		全国比
		全国比	全国比	全国比	全国比	
事業所数(力所)	54,143	4.0%	12,834	3.5%	41,309	4.2%
従業者数(人)	441,070	3.8%	118,117	3.0%	322,953	4.2%
商品販売額(※)(10億円)	13,681	3.0%	8,320	2.6%	5,361	3.9%

※事業所数、従業者数:H28

(資料：総務省・経済産業省「経済セゾン活動調査」、総務省「経済構造実態調査」)

図表7 【商店街・商店数の推移】



### (3) サービス産業

平成30年における本県のサービス産業（情報通信業を除く）の年間売上高は、11兆4,286億円と全国9番目（全国シェア3.7%）の位置にある（図表8・9）。

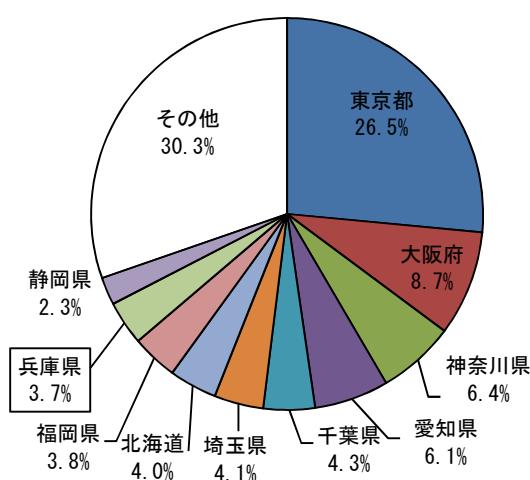
情報通信業（通信業、放送業、情報サービス業等）に関しては、年間売上高の約80%が東京に集中しており、本県の全国シェアは0.40%と低い（図表10）。

図表8 【本県サービス産業の規模（H30）】

	年間売上高 (10億円)	全国比 (%)	順位 (位)
運輸業、郵便業	3,078	4.6%	7
不動産業、物品賃貸業	1,407	2.8%	9
学術研究、専門・技術サービス業	767	2.6%	7
宿泊業、飲食サービス業	1,069	3.8%	9
生活関連サービス業、娯楽業	1,449	3.5%	9
教育、学習支援業	155	4.0%	7
医療、福祉	2,299	4.1%	9
サービス業（他に分類されないもの）	1,205	3.2%	9
サービス産業（情報通信業除く）計	11,429	3.7%	9
情報通信業 ※R1 の売上高	277	0.4%	15

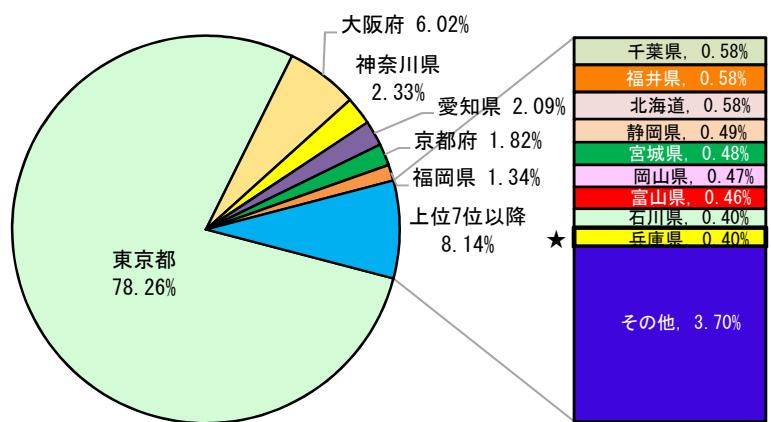
（資料：総務省「サービス産業動向調査」、経済産業省「情報通信業基本調査」）

図表9【サービス産業売上高の都道府県別構成比（H30）】



(資料：総務省「サービス産業動向調査」)

図表10【情報通信業売上高の都道府県別構成（R1）】



(資料：経済産業省「情報通信業基本調査」)

#### (4) 中小企業

本県の事業所を規模別で見ると、中小の事業所数が全事業所の98.9%、従業者数が全従業者数の77.1%を占めており、中小事業所が地域経済の重要な地位を担っている。産業別では建設業が特に高くなっている（図表11）。

図表11【中小企業が本県経済に占めるウエイト（H28）】

区分	事業所数（か所）				従業者数（人）			
	総数 (a)	中小事業所 (b)	(b/a) (%)	b のシテ (%)	総数 (c)	中小事業所 (d)	(d/c) (%)	b のシテ (%)
全産業（民営、非農林漁業）	213,519	211,199	155,483	98.9	100.0	2,195,891	1,692,739	520,230
建設業	16,851	16,849	16,154	100.0	8.0	110,137	108,595	78,171
製造業	18,155	18,007	14,829	99.2	8.5	404,201	289,869	87,087
卸売、小売業	54,143	53,266	34,686	98.4	25.2	449,366	346,797	90,727
飲食店、宿泊業	29,188	28,906	20,476	99.0	13.7	206,806	179,574	54,970
生活関連サービス業、娯楽業	18,423	18,379	15,155	99.8	8.7	96,619	88,246	32,955
医療、福祉	18,964	18,530	7,666	97.7	8.8	321,523	216,366	24,418
その他	57,795	57,262	46,517	99.1	27.1	607,239	463,292	151,902

(資料：総務省・経済産業省「経済センサスー活動調査」)

※中小事業所：常用雇用者が、卸売業、サービス業は100人未満、小売業及び飲食店は50人未満、製造業その他は300人未満  
小規模事業所：常用雇用者が、卸売業、小売業、サービス業は5人未満、製造業その他は20人未満

## (5) 観光

観光入込客数は近年 130～140 万人で推移。外国人旅行者数は、令和元年度に 193 万人と増加傾向にあった（図表 12）。

地域別では、神戸・阪神への入込客数が 69 百万人と全体の約半数を占め、平成元年からの伸びでは丹波・淡路が大きい（図表 13）。

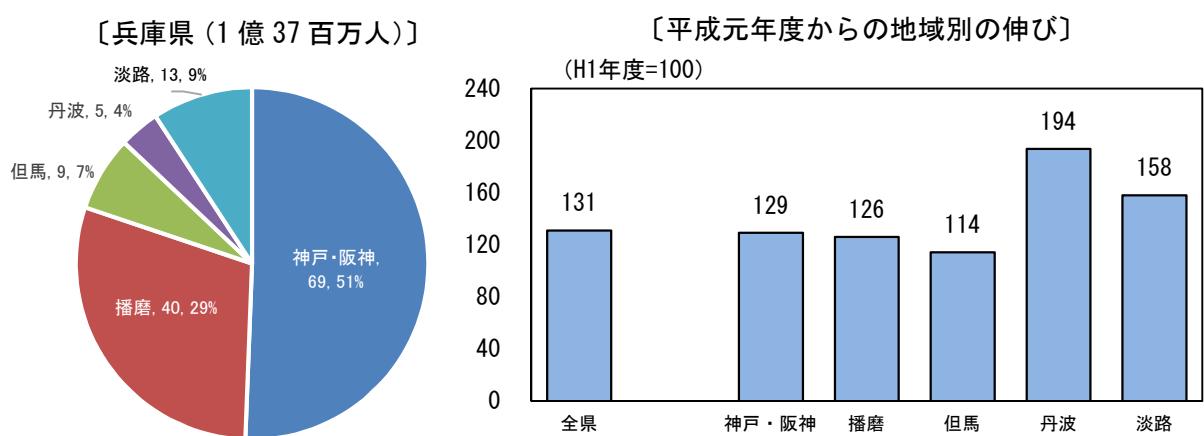
本県の旅行消費額に占める外国人観光客の割合は、全国に比べて低い水準となっている（図表 14）。

図表 12【観光入込客数及び外国人旅行者数（R1）】



（資料：県観光企画課「兵庫県観光客動態調査報告書」、観光庁「訪日外国人消費動向調査」）

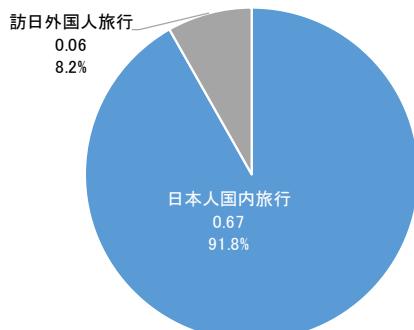
図表 13【地域別観光入込客数（R1）】



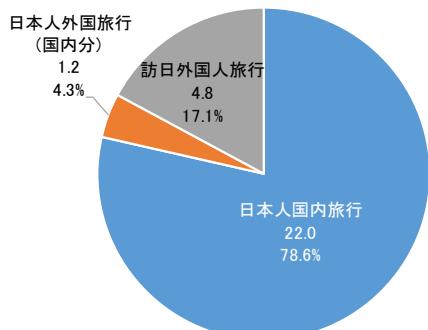
（資料：県観光振興課「観光客動態調査」をもとに県産業政策課作成）

図表 14【日本人及び訪日外国人の旅行消費額（R1）】

〔兵庫県（約 0.73 兆円）〕



〔全国（約 28 兆円）〕



※兵庫県分の日本人外国旅行（国内分）は不明

（資料：観光庁「旅行・観光消費動向調査」、「訪日外国人消費動向調査」）

## 4 雇用の姿

### (1) 就業構造

本県の有業者（H29）は約272万人、男女の比率はそれぞれ55.5%、44.5%となっている。年齢別では65歳以上の割合が11.9%となっている。

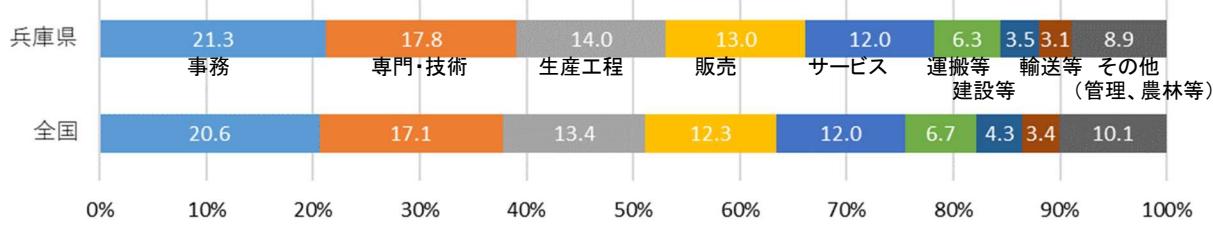
有業者のうち、雇用者は約246万人、雇用形態では、正規が57.2%、非正規が37.4%となっている（図表15）。職業別では、事務、専門・技術、生産工程、販売従事者の比率が高く、全国との比較でも上回っている（図表16）。

図表15【有業者数・雇用者数（H29）】

	兵庫県			全国		
	総数	男	女	総数	男	女
有業者数	2,722,000	1,511,600 (55.5)	1,210,500 (44.5)	66,213,000	37,074,100 (56.0)	29,138,900 (44.0)
うち65歳以上	323,800 (11.9)	200,800 (13.3)	122,900 (10.2)	8,580,100 (13.0)	5,174,200 (14.0)	3,405,900 (11.7)
雇用者数	2,458,800	1,337,600	1,121,200	59,208,100	32,536,200	26,671,800
うち正規	1,405,800 (57.2)	957,600 (71.6)	448,200 (40.0)	34,513,700 (58.3)	23,302,300 (71.6)	11,211,400 (42.0)
うち非正規	918,600 (37.4)	278,700 (20.8)	639,900 (57.1)	21,325,700 (36.0)	6,677,600 (20.5)	14,648,000 (54.9)
うち役員等	134,400 (5.5)	101,300 (7.6)	33,100 (3.0)	3,368,700 (5.7)	2,556,300 (7.9)	812,400 (3.0)

※単位：人、（ ）内は構成比%、百人単位の公表数値につき合計が一致しない場合あり

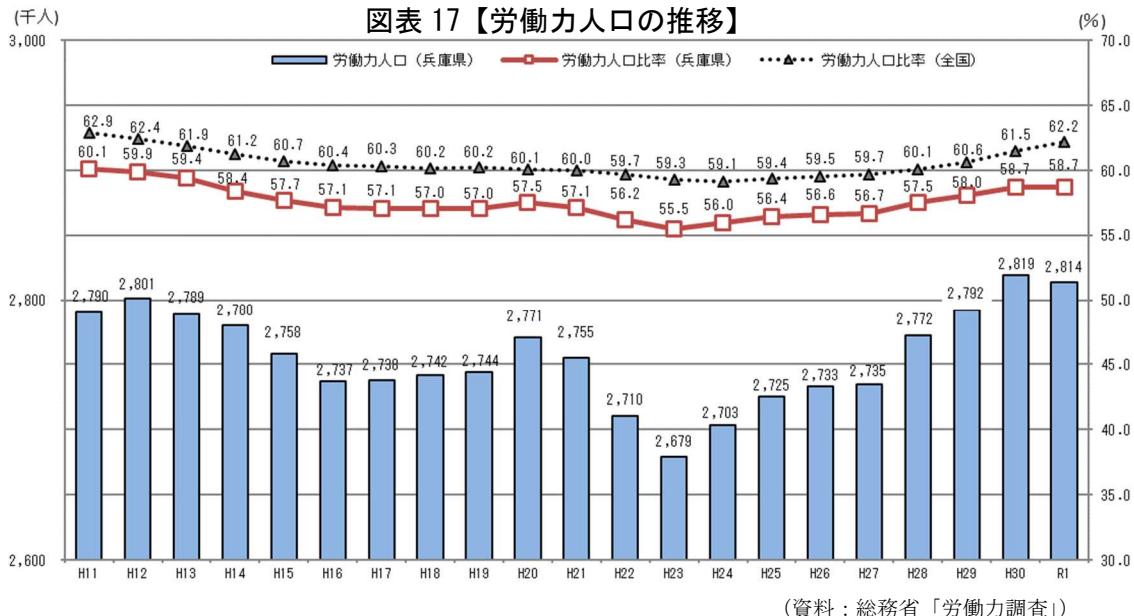
図表16【有業者の職業別構成比（H29）】



（資料：総務省「就業構造基本調査」）

### (2) 労働力人口

本県の労働力人口（R元）は約280万人となっている。労働力人口比率（労働力人口/15歳以上人口）は58.7%と、全国より低くなっている（図表17）。



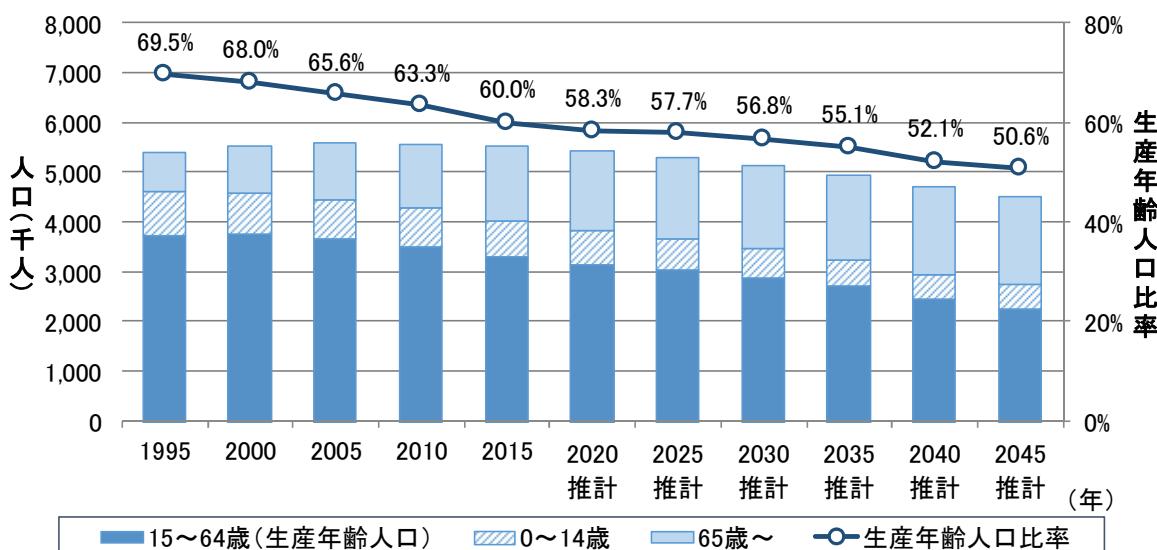
（資料：総務省「労働力調査」）

### (3) 生産年齢人口

人口減少・少子高齢化の進展に伴い、県内の生産年齢人口（15～64歳）が全人口に占める割合は、1995年から2015年にかけて10ポイント近く低下している。今後も減少が進み、現在の趨勢が続いた場合、2045年には約50.6%にまで低下すると予測されている（表18）。

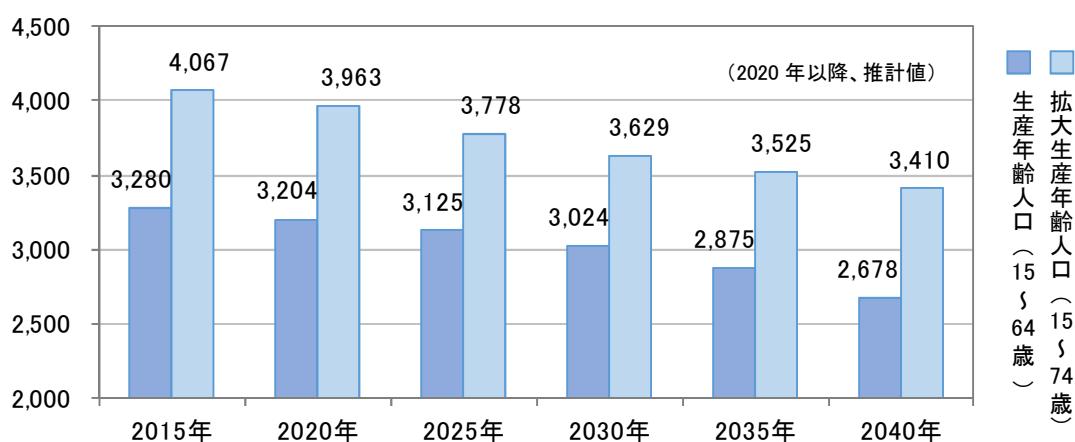
元気高齢者の増加を踏まえて74歳まで定義を広げる（拡大生産年齢人口）と、2040年までは2015年における生産年齢人口を上回ることが予測される（表19）。

図表18【生産年齢人口の推移（兵庫県、現在の趨勢が続いた場合）】



（資料：総務省「国勢調査」及び国立社会保障・人口問題研究所「将来人口推計」を基に県産業政策課作成）

図表19【拡大生産年齢人口の推移見込み（兵庫県）】



（資料：総務省「国勢調査」及び兵庫県「兵庫県地域創生戦略」を基に県産業政策課作成）

## 5 足もとの経済情勢の変化

令和元年度の本県経済は、県内GDPが20.6兆円（実質）と前年度とほぼ同水準となった。生産が概ね堅調に推移、雇用も有効求人倍率が引き続き1倍を大きく上回った。年度当初の5月が後退局面入りとなる景気の山と認定され、米中貿易摩擦など景気減速感も一部で見られたものの、実体としては緩やかな回復が続いた。

しかしながら、令和2年に入って拡大した新型コロナウイルス感染症の拡大により、需要は落ち込み、生産も減少、有効求人倍率も低下を続けた。4～6月期の県内GDPは、緊急事態宣言下での外出自粛、休業要請等が影響し、大きく減少した。

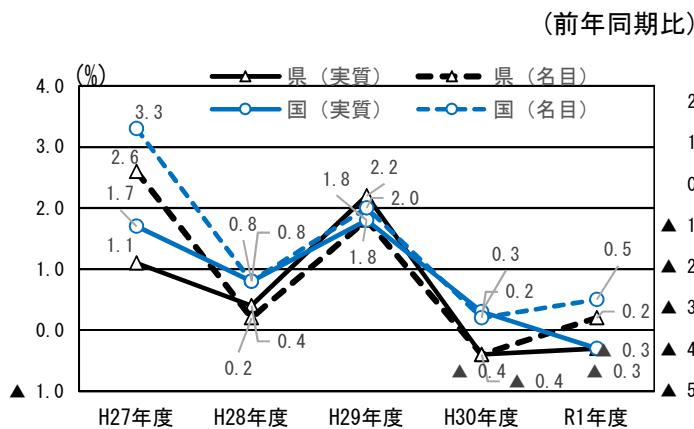
宣言が解除され、社会経済活動の再開後は、個人消費や生産に持ち直しの動きが続いている。また、制度融資など事業継続の下支えにより、企業の倒産件数は前年を下回って推移している。一方、雇用面では、有効求人倍率が7月以降1倍を下回っており、新規求人も前年比減が続いている。企業の景況感も依然厳しい状況となっている。足もとの感染再拡大により、事業や雇用環境の悪化が懸念され、全体として厳しい状況が続いている。

### (1) 景況・投資

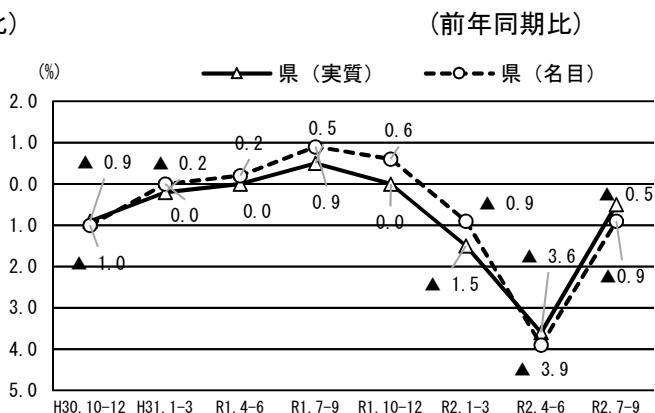
#### ① GDP

令和元年度は実質では、前年度比0.3%のマイナス、名目では前年度比0.2%プラスとなった（図表20）。四半期別GDPでは、令和2年7～9月期において、実質では対前年同期比0.5%、名目では0.9%のマイナスとなった（図表21）。

図表20【年度別経済成長率の推移（兵庫県、全国）】



図表21【四半期別GDP成長率（兵庫県）】



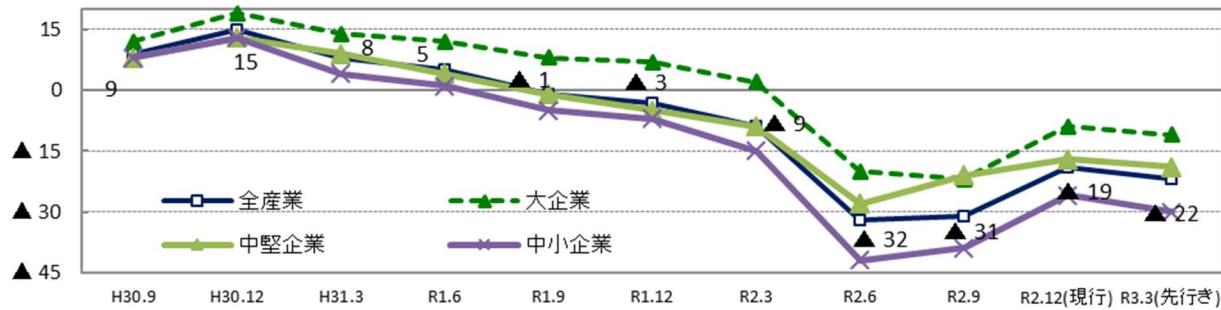
	H30.10-12	H31.1-3	R1.4-6	R1.7-9	R1.10-12	R2.1-3	R2.4-6	R2.7-9
県(実質)	▲ 0.9	▲ 0.2	0.0	0.5	0.0	▲ 1.5	▲ 3.6	▲ 0.5
県(名目)	▲ 1.0	0.0	0.2	0.9	0.6	▲ 0.9	▲ 3.9	▲ 0.9
国(実質)	▲ 0.2	0.3	0.6	1.3	▲ 1.1	▲ 2.0	▲ 10.3	▲ 5.7
国(名目)	▲ 0.5	0.5	1.0	1.9	0.4	▲ 1.1	▲ 9.0	▲ 4.6

（内閣府「四半期別GDP速報」、県統計課「兵庫県県民経済計算」「四半期別兵庫県内GDP速報」）

## ② 業況

企業の業況判断は、平成31年3月期以降悪化し、足もと、先行きとも厳しい状況となっている（図表22）。

図表 22【業況判断D I（兵庫県）】



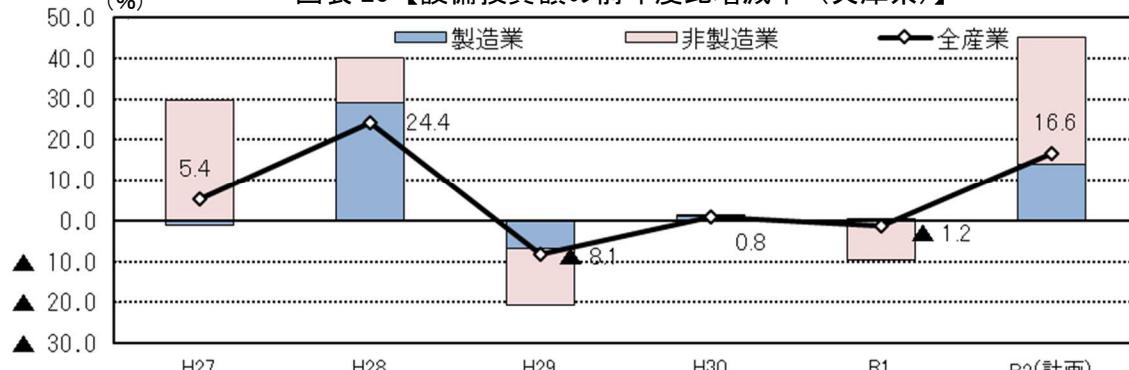
（資料：日本銀行神戸支店「県内企業短期経済観測調査」）

## ③ 民間投資・公共投資

県内企業の設備投資額は、平成29年度に大幅に減少した後、30年度にはその反動で増加したが、令和元年度は減少に転じた。

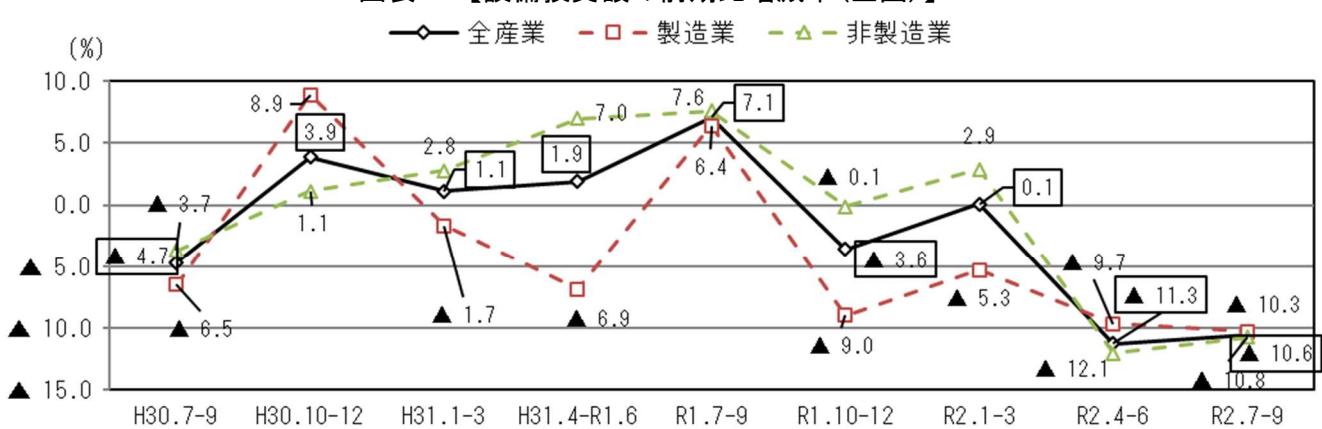
令和2年度においては、下方修正の動きも見られるが、前年度を上回る計画である（図表23）。

図表 23【設備投資額の前年度比増減率（兵庫県）】



（資料：日本銀行神戸支店「県内企業短期経済観測調査」）

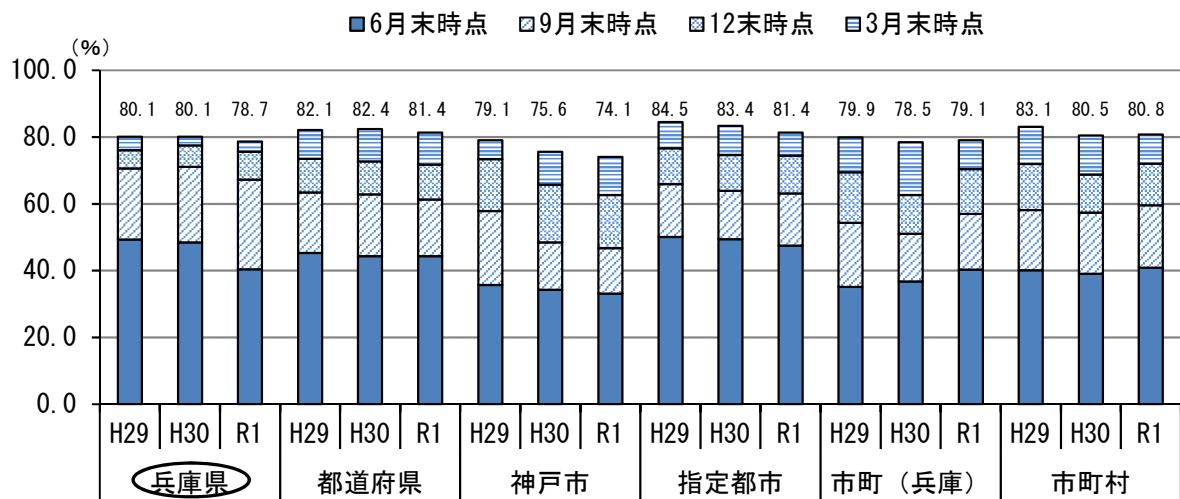
図表 24【設備投資額の前期比増減率（全国）】



（資料：財務省「法人企業統計調査」）

県の公共事業等の契約時期は上半期が中心となっている（図表25）。

図表25【公共事業等の契約率（兵庫県・全国）】



（資料：総務省「公共事業等の施行状況調」）

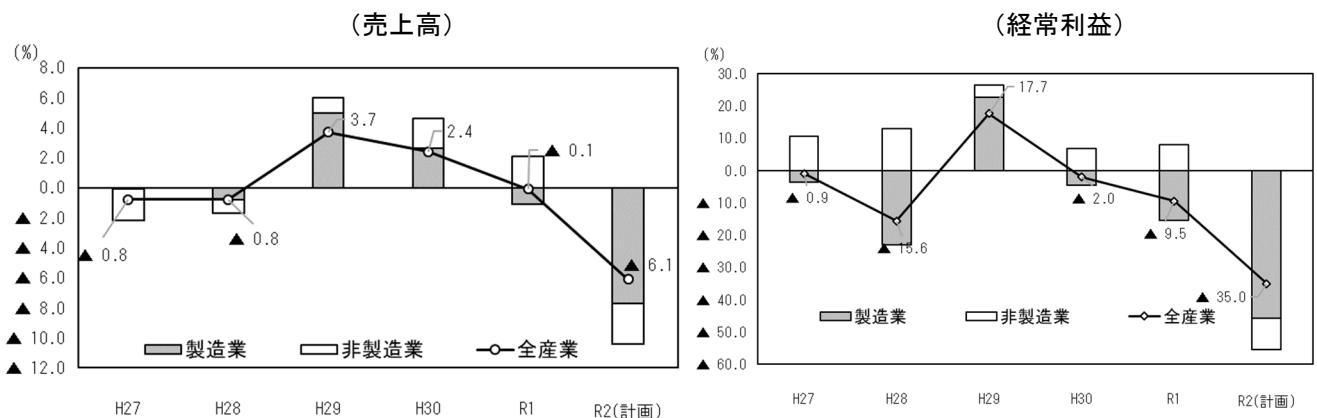
## （2）企業活動

### ① 企業業績

令和元年度の全産業の売上高は0.1%減少し、経常利益も9.5%の減益となった。

令和2年度については、売上高は引き続き6.1%減少するとともに、経常利益も35.0%の減益で推移すると見込んでいる（図表26）。

図表26【企業業績（兵庫県）】



（資料：日本銀行神戸支店「県内企業短期経済観測調査」）

### ② 生産

鉱工業生産は、年明け以降、新型コロナウイルス感染症の影響により低下が続いたが、足もとでは持ち直しの動きがみられる（図表27）。

図表27【鉱工業生産指数（兵庫県）】

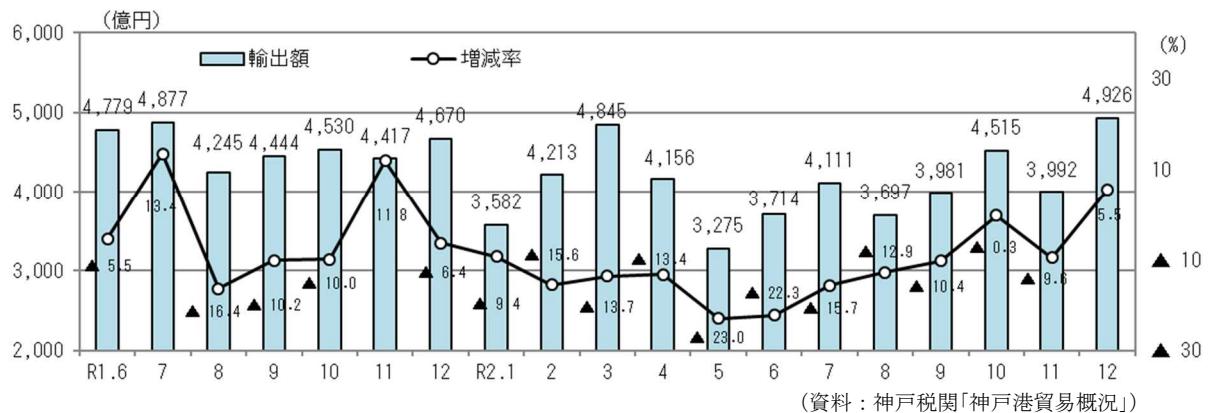


（資料：県統計課「兵庫県鉱工業指標」）

### ③ 輸出

神戸港の輸出は、対前年同月比マイナスで推移してきたが、足もとでは中国市場の回復等により持ち直している（図表28・29・30）。

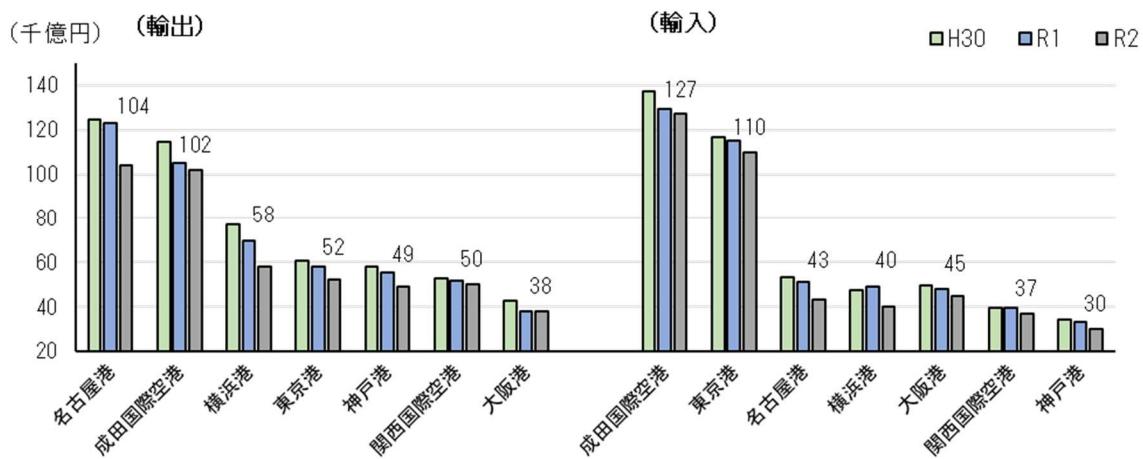
図表 28 【神戸港輸出額・前年同月比】



図表 29 【主要品目及び主な品目の増減】

区分	輸出			輸入		
	品目	金額(億円)	前年比(%)	品目	金額(億円)	前年比(%)
品目要	プラスチック	3,621	3.2%	たばこ	2,741	21.7%
	建設用・鉱山用機械	2,438	▲22.2%	衣類及び同附属品	2,029	▲6.2%
	原動機	2,372	▲16.5%	無機化合物	1,114	▲20.2%
品目加	無機化合物	1,945	19.5%	たばこ	2,741	21.7%
	精油・香料及び化粧品類	1,374	15.0%	事務用機器	333	23.2%
	非鉄金属	1,629	9.7%	医薬品	779	7.1%
品目少	建設用・鉱山用機械	2,438	▲22.2%	無機化合物	1,114	▲20.2%
	自動車の部分品	1,121	▲33.1%	非鉄金属	822	▲24.8%
	織物用糸及び繊維製品	2,246	▲19.8%	金属鉱及びくず	525	▲29.3%

図表 30 【主要港貿易額の推移】

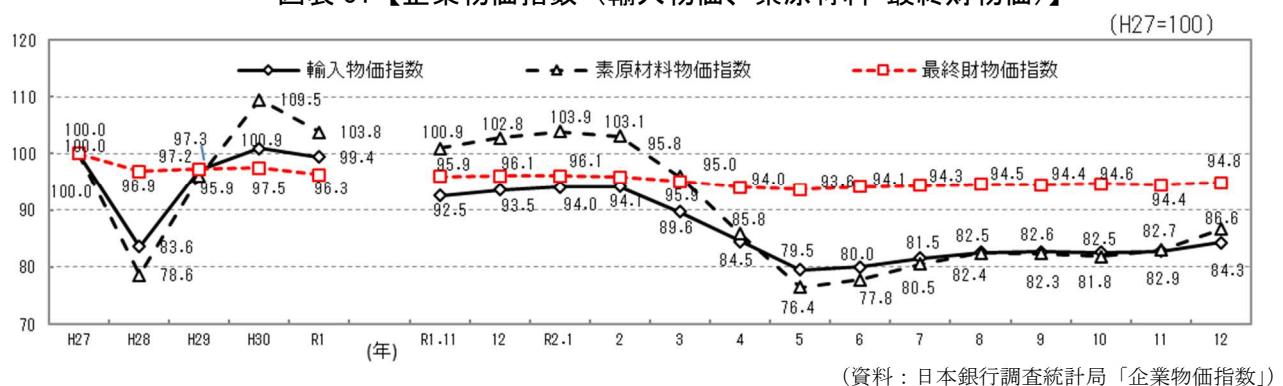


#### ④ 原材料・エネルギーコスト

輸入物価及び素原材料物価は、平成29年以降上昇していたが、足もとは下落傾向にある。また、最終財物価は、おおむね横ばいが続いている（図表31）。

国際原油価格は、令和2年1月以降下落傾向にあったが、足もとは上昇傾向となっている（図表32）。

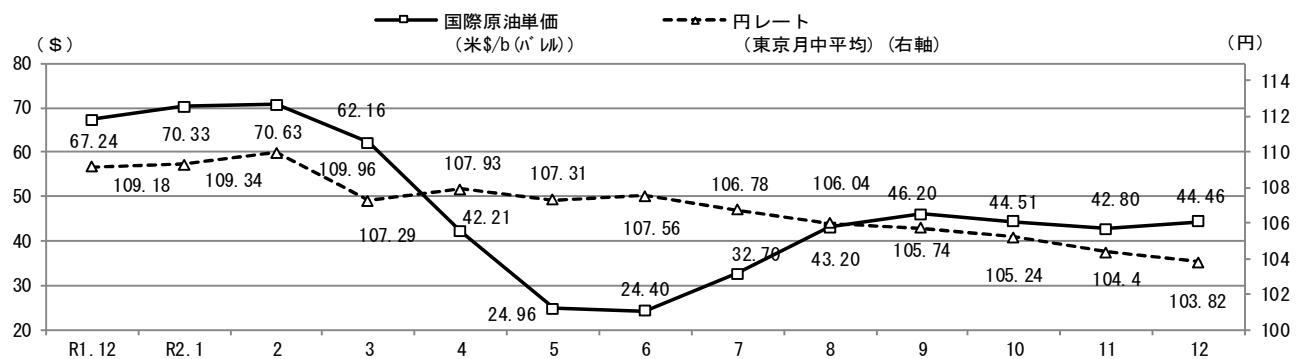
図表31【企業物価指数（輸入物価、素原材料・最終財物価）】



(H27=100)

(資料：日本銀行調査統計局「企業物価指数」)

図表32【原油単価（ドル）と為替レートの推移】

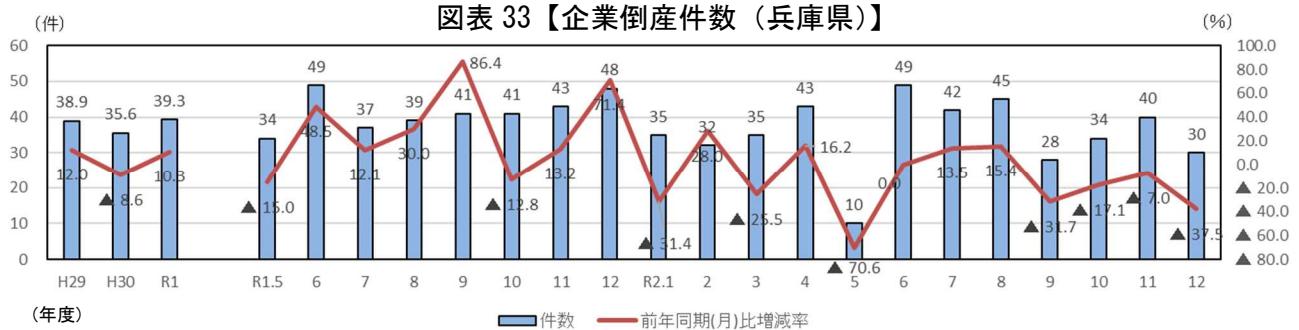


(資料：原油単価・財務省「貿易統計」より石油連盟まとめ、円レート・日本経済新聞社まとめ)

#### ⑤ 倒産

令和元年度の県内企業倒産は471件（月平均39.3件）となり、阪神・淡路大震災以降では平成29年度に次ぎ4番目に少ない件数となった。足もとでは制度融資の下支え効果により、前年同月比で減となっている（図表33）。

図表33【企業倒産件数（兵庫県）】

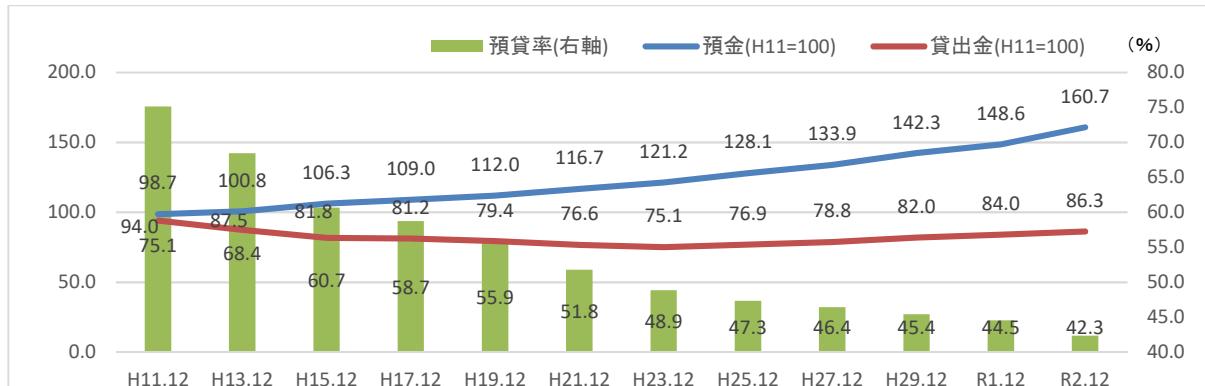


(資料：㈱東京商工リサーチ神戸支店「兵庫県企業倒産状況」)

## ⑥ 預貸金残高増減及び預貸率

預金残高が増加する一方、貸出残高は減少で推移し、預貸率は低下傾向にある。足もとでは、令和2年4月以降の制度融資額の増に伴い、貸出が増加しているものの、預金も増加傾向にあり、預貸率の低下は続いている（図表34）。

図表34【預貸金残高増減率及び預貸率】



※融資実績についてはP39参照

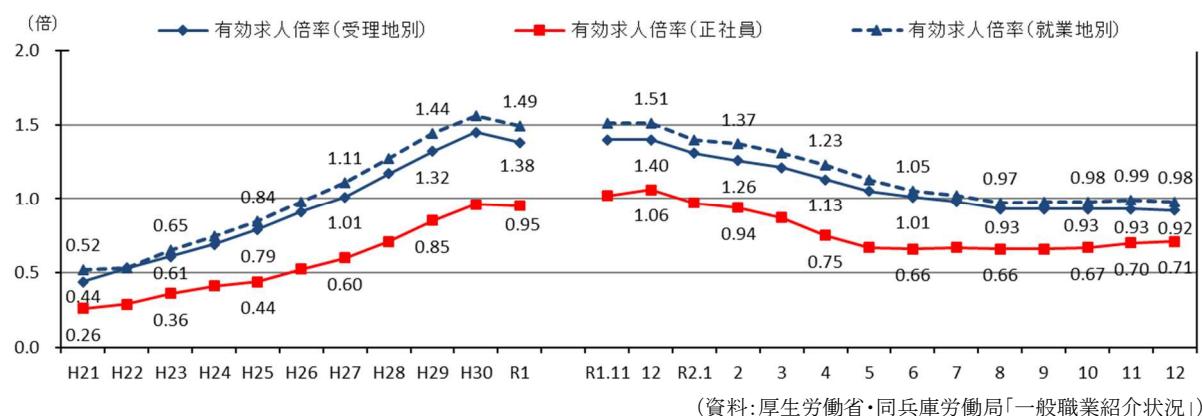
(資料：日本銀行「都道府県別預金・現金・貸出金」)

## (3) 雇用・所得

### ① 雇用

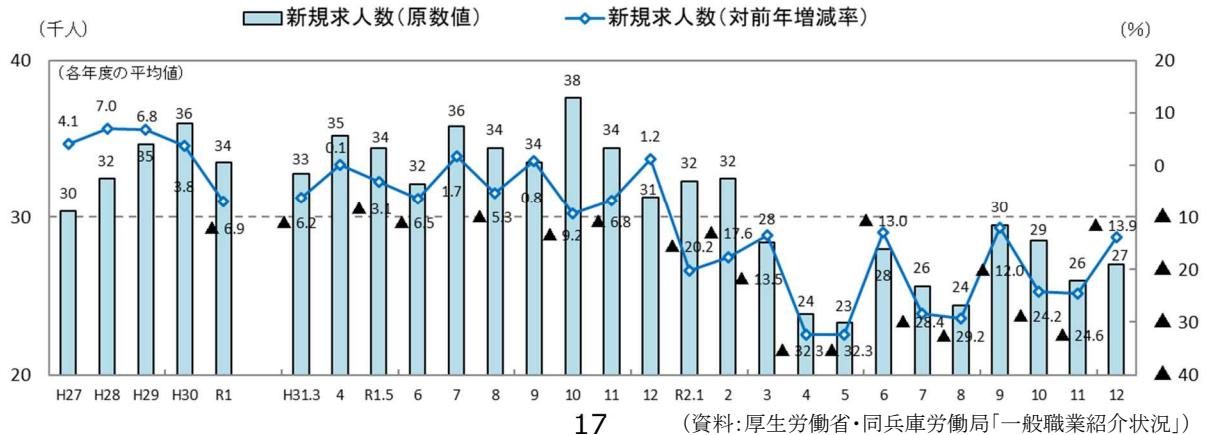
令和元年度の有効求人倍率は1.38倍と低下しており、足もとでは1倍を下回っている。正社員有効求人倍率についても、令和元年度は0.95倍と低下した（図表35）。令和元年度の新規求人数は大幅に減少し、足もとでも減少している。業種別では、製造業、サービス業をはじめとして多くの業種で減少が見られる（図表36・37）。雇用人員は、特に中小企業で人手不足感が弱まっている（図表38）。

図表35【有効求人倍率（兵庫県）】



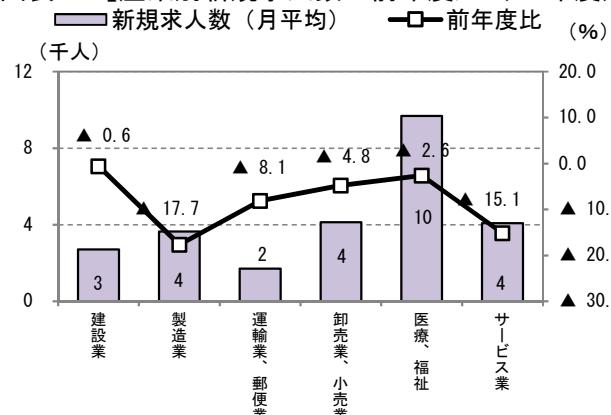
(資料：厚生労働省・同兵庫労働局「一般職業紹介状況」)

図表36【新規求人数・前年同月比（兵庫県）】



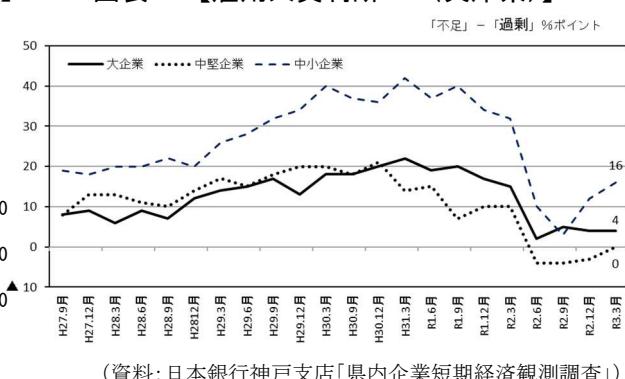
(資料：厚生労働省・同兵庫労働局「一般職業紹介状況」)

図表37【産業別新規求人件数・前年度比（R1年度）】



(資料:厚生労働省・同兵庫労働局「一般職業紹介状況」)

図表38【雇用人員判断DI（兵庫県）】

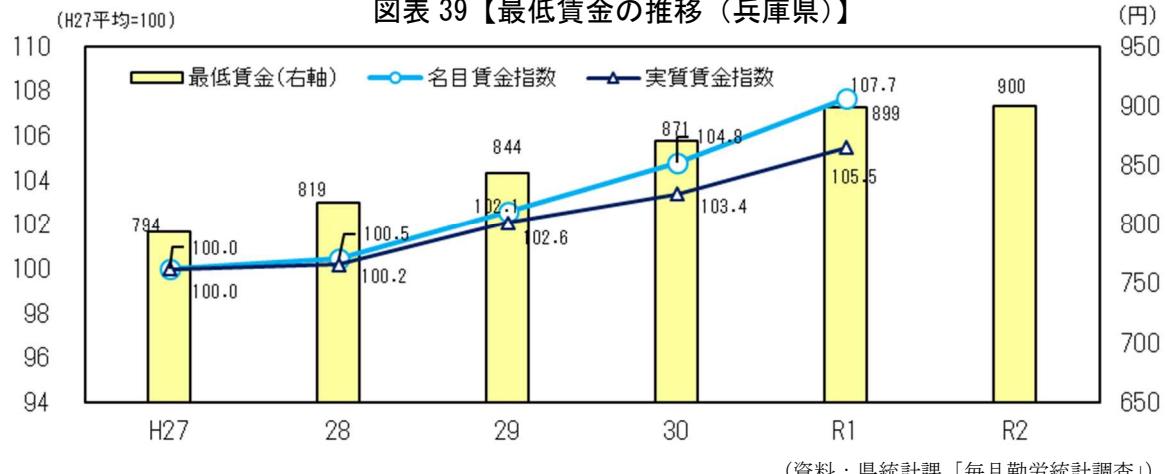


(資料:日本銀行神戸支店「県内企業短期経済観測調査」)

## ② 賃金

名目賃金指数及び実質賃金指数は、平成28年度から4年連続で上昇した。最低賃金※は時間額900円となった（対前年引上額1円）（図表39）。賃金は、年明け以降弱い動きとなっている（図表40）。

図表39【最低賃金の推移（兵庫県）】



(資料：県統計課「毎月勤労統計調査」)

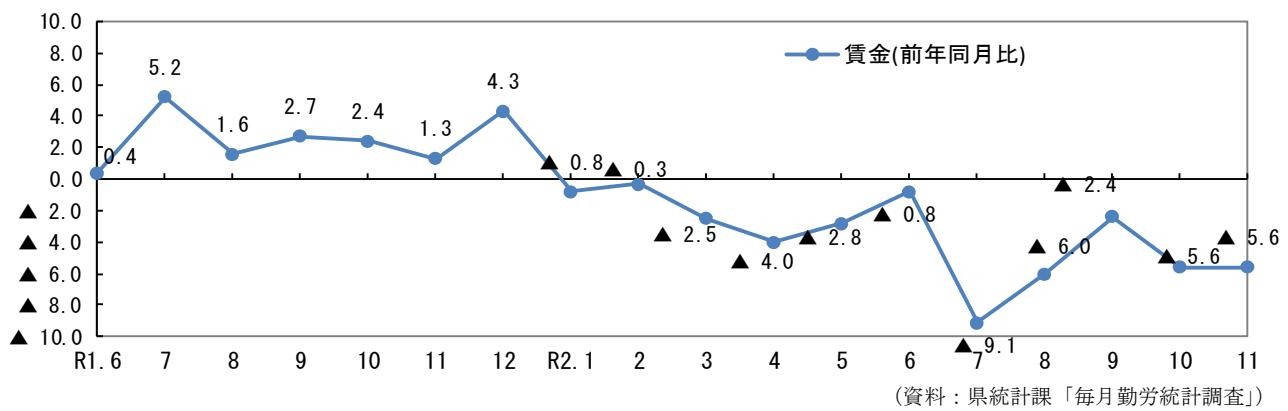
### ※最低賃金の決定方法

最低賃金は中央最低賃金審議会による引上の目安額の提示に基づき兵庫地方最低賃金審議会が兵庫労働局長に時間額を答申の後、兵庫労働局長が決定。引上目安額は下表のランク区分毎に示される。兵庫県はBランクとなっている。

【中央最低賃金審議会によるランク区分毎の引上目安額（平成30年～令和2年）】

ランク	都道府県	引上目安額		
		H30	R1	R2
A	東京、神奈川、大阪、愛知、埼玉、千葉	27円	28円	
B	兵庫、京都、静岡、滋賀、茨城、栃木、広島、長野、富山、三重、山梨	26円	27円	提示なし
C	その他の道県	25円	26円	
D		23円	26円	

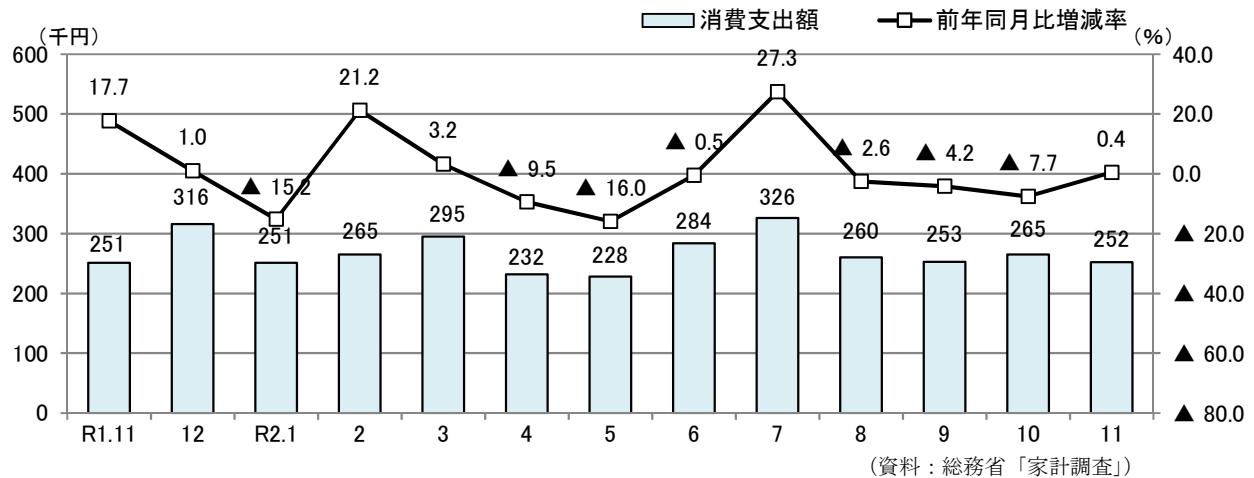
図表 40【現金給与総額(兵庫県)の推移】



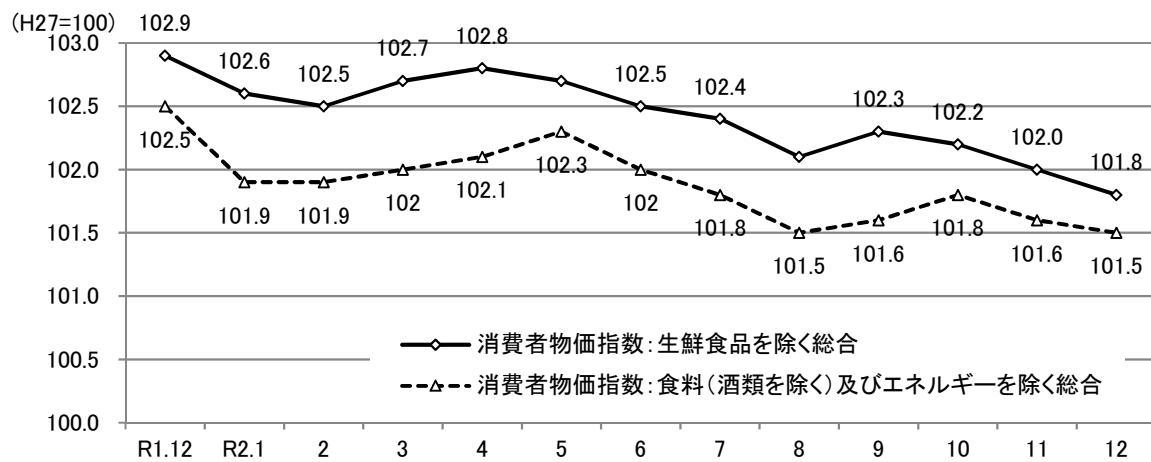
### ③ 消費

このところ消費支出、消費者物価指数は前年を下回って推移している（図表41・42）。

図表 41【消費支出（神戸市）】



図表 42【消費者物価指数（神戸市）(H27=100)】



## 第2節 特 集

### 新型コロナウイルス感染症による経済・雇用への影響と対応の方向性

新型コロナウイルス感染症は令和元年12月に中国の武漢市で第1例目の感染者が報告されてから、わずか数ヶ月ほどの間に我が国を含め世界各国で流行するに至った。

我が国においても、令和2年1月15日に最初の感染者が確認されて後、これまで感染者は233,785名、死亡者は3,459名に上り(※令和2年12月31日時点)、あらゆる社会経済活動に大きな影響を及ぼしている。

今後、本県の経済・雇用の活性化には、新型コロナウイルス感染症による影響への対応と、コロナ禍を機にもたらされた社会経済構造の変化を踏まえた、ポストコロナ時代に向けた成長・発展が欠かせないことから、感染症拡大のフェーズに応じた影響と課題、それらへの対応の方向性について整理を行う。

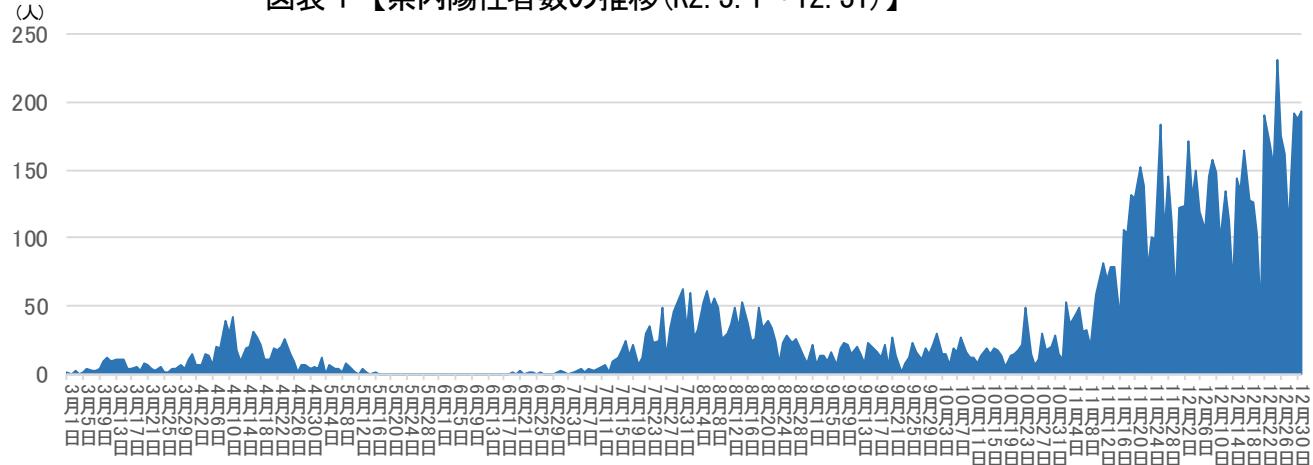
なお、本稿においては令和2年12月末までの状況を基に考察している。

#### 1 本県における新型コロナウイルス感染症の拡大とその対応

##### 1-(1) 県内における感染症拡大の状況

本県では、令和2年3月1日に初の感染者を確認して以降、5月16日までの間に699名の陽性者が発生。その後、5月17日から6月18日までの33日間、新規感染者数がゼロとなるなど、感染拡大は小康状態となった。6月19日以降、感染者数は再び増加に転じ、12月31日までに9,332名、合計10,031名の感染者を確認している。(図表1)

図表1 【県内陽性者数の推移(R2.3.1~12.31)】



##### 1-(2) 本県における主な対応

本県は、感染の拡大を受けて令和2年4月7日に発令された、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象地域に指定されたことから、兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画等に基づき、感染拡大防止や県民生活・県民経済の安定に向けた緊急事態措置を実施した。

また、5月21日に緊急事態宣言の対象区域からは解除されたが、引き続き感染防止対策を推進するとともに、生活の日常化と経済活動の回復を目指すための取組を行ってきた。(図表2)

図表2【県内における感染拡大防止に向けた主な社会活動制限等(R2年12月末時点)】

区分	主な取組
外出自粛等の要請	<ul style="list-style-type: none"> <li>最低7割、極力8割の接触機会の低減(4/15～5/22)</li> <li>不要不急の外出自粛(府県をまたぐ移動等)(5/23～5/31)</li> <li>不要不急の移動自粛(人口密集地等)(6/1～)</li> </ul>
イベントの開催自粛等の要請	<ul style="list-style-type: none"> <li>イベントの開催自粛(R2/4/15～5/22)</li> <li>全国的・大規模イベントの開催自粛(一定規模(屋内100人以上、屋外200人以上等))(R2/5/23～6/18)</li> <li>全国的・大規模イベントの延期等(一定規模(1,000人以上))(R2/6/19～7/9)</li> <li>全国的・大規模イベントの延期等(一定規模(5,000人以上))(R2/7/10～)</li> </ul>
事業者への感染防止対策等の要請	<ul style="list-style-type: none"> <li>休業等の要請(遊興施設等及び飲食店(営業短縮)(4/15～5/15)、クラスター発生施設等(4/15～5/31))</li> <li>通勤の7割削減(4/15～5/22)</li> <li>感染症拡大予防ガイドライン等に基づく対策の徹底、ひょうごスタイルの推進、兵庫県新型コロナ追跡システムへの登録等(R2/6/1～)</li> </ul>

これまで8度の補正予算編成を行い、地域経済の活性化に向けた緊急対策として、中小企業融資制度による資金繰り支援や休業要請事業者経営継続支援事業による企業等の事業継続への支援、兵庫型ワークシェアの推進や緊急対応型雇用創出事業による雇用対策の強化、「Welcome to Hyogo キャンペーン」の展開による観光需要の喚起などに取り組んできている。(図表3) (※緊急対策の詳細はP54以降に掲載)

図表3【本県における緊急対策実施に向けた補正予算編成の状況】

(単位：億円)

区分	R1年度 2月	R1年度 3月	R2年度 4月	R2年度 6月	R2年度 7月	R2年度 9月	R2年度 10月	R2年度 12月	計
医療・検査態勢の強化	5.0	14.7	121.7	768.3	441.2	26.2	61.6	12.0	1,450.7
地域経済活性化・地域の元気づくり	—	13.1	3,794.6 (うち預託金3,591)	321.9	32.1	1,670.6 (うち預託金1,569)	154.5	—	5,986.8 (うち預託金5,160)
ポストコロナ社会	—	—	—	29.8	—	203.9	—	0.4	234.1
計	5.0	27.8	3,916.3 (うち預託金3,591)	1,120.0	473.3	1,900.7 (うち預託金1,569)	216.1	12.4	7,671.6 (うち預託金5,160)

## 2 新型コロナウイルス感染症拡大による経済・雇用への影響及び活性化に向けた課題

新型コロナウイルス感染症の拡大は、人々のあらゆる営みに大きな変化を引き起こした。特に、需要の減退や生産活動への支障など、経済面における影響は甚大であり、経済活動は停滞を余儀なくされることとなった。

ここでは、まず、令和2年12月末までの感染症拡大の局面(フェーズ)毎に生じたと考えられる主な事象と、経済活動への影響を整理する。

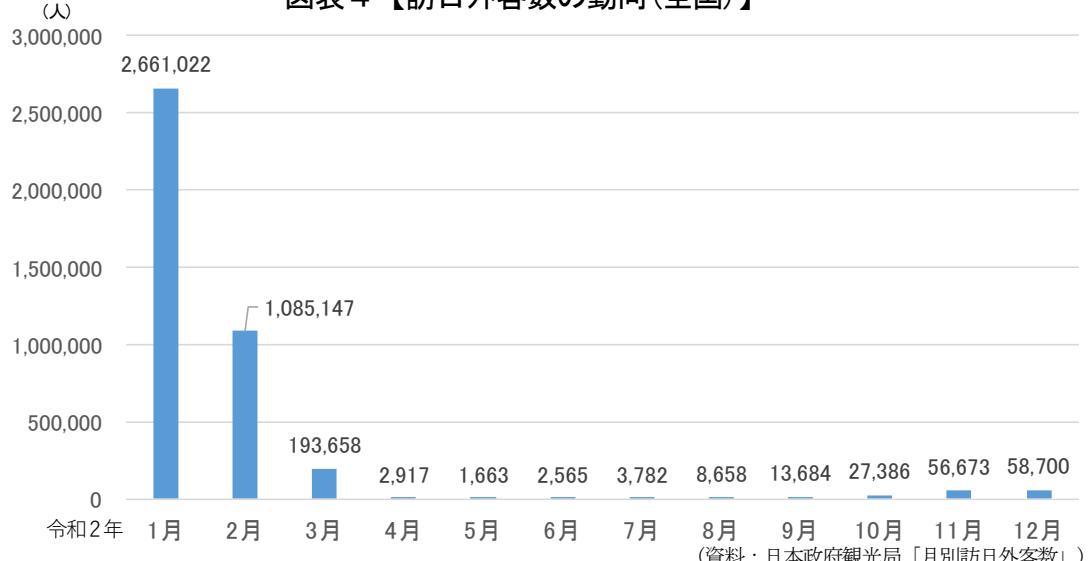
### 2-(1) 感染拡大期（令和2年3月～5月頃の状況を想定）

#### 〔需要面での影響〕

##### ① 諸外国からの入国制限の実施による訪日外国人の減少

新型コロナウイルス感染症が世界的な拡大を見せて以降、各国は感染拡大防止に向け入国の制限を行うに至った。国境を超える人の移動が大きく制限された結果、インバウンドは急減し、令和2年4月以降のわが国への訪日外客数は対前年同月比で約99%の減少となった。(図表4)

図表4【訪日外客数の動向(全国)】



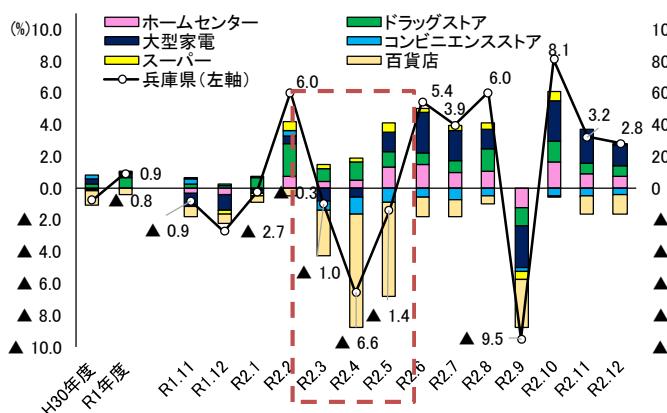
直接的に影響が及ぶ宿泊業、旅客業といった観光産業はもとより、小売業や飲食業などにおいてもインバウンド関連消費が大きく減少することとなった。

##### ② 外出自粛の実施や緊急事態宣言の発令等による需要の減退

県内での感染が確認されて以降、不要不急の外出の自粛が広く呼びかけられ、感染拡大に伴う新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の発令を受け、県内の集客施設の使用制限や休業、出勤者の7割削減などが要請された。

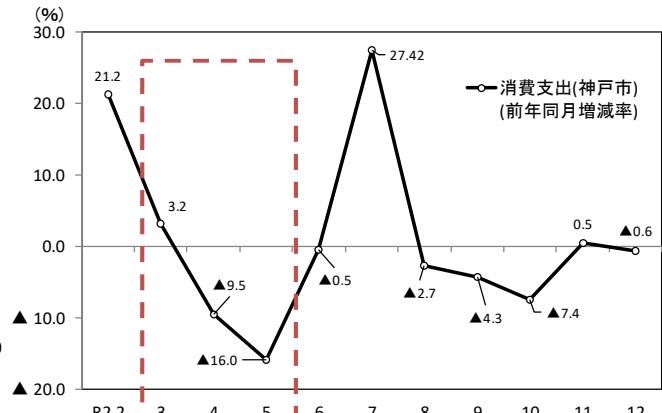
外出の減少は、生活関連用品を除く物品の購入や外食の機会・意欲を大きく減ずることとなった。(図表5、6)

図表5【商業販売額の対前年増減率(兵庫県)】



(資料：経済産業省「商業動態統計」)

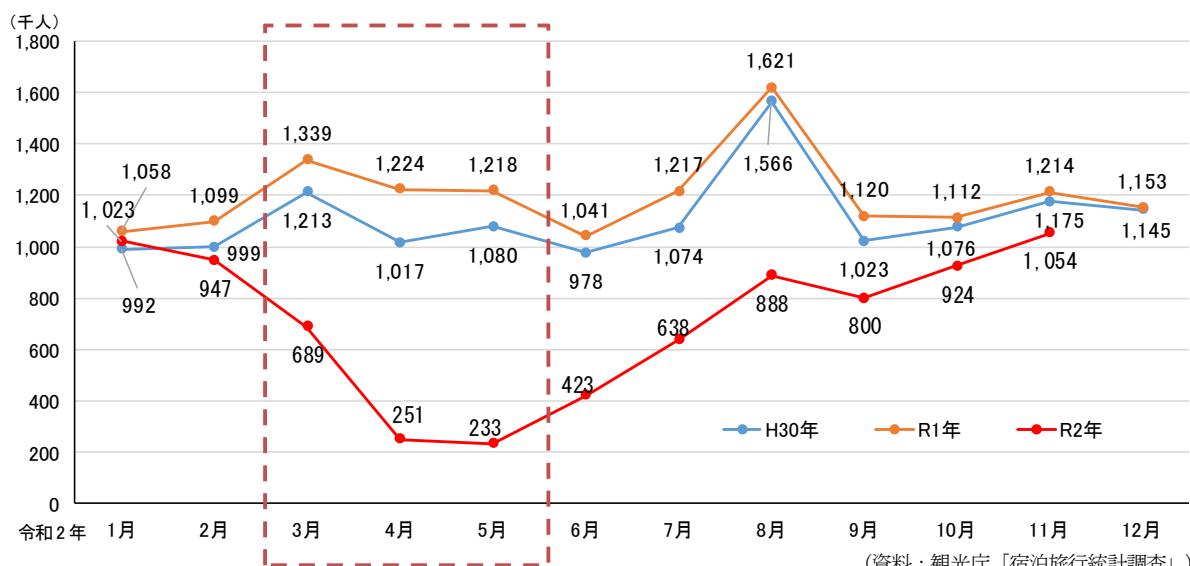
図表6【消費支出の対前年増減率(神戸市)】



(資料：総務省「家計調査」)

旅行も差し控えられることとなり、県内での観光による宿泊者数は急減し、6月以降は回復傾向となったものの、例年に比べ低い水準が続いている。(図表7)

図表7【延べ宿泊者数の推移(兵庫県)】



(資料：観光庁「宿泊旅行統計調査」)

また、海外ではより厳しい行動制限を伴う都市封鎖を行う国もあり、それに伴う自動車をはじめとした輸出製品への需要が減少することで、輸送機械や鉄鋼など関連する製造業へ影響を及ぼした。

### ③ 感染症対策用品、医療物資等の不足

感染拡大が顕著となったのと時を同じくして、マスクや消毒液等の感染症対策用品への需要が急激に高まり、平常時の供給量を大きく上回ることとなった。また、医療用ガウンなどの医療物資についても、自国での供給を優先し輸出を制限する動きもあり、高まる需要に供給が追いつかない状況となった。

国からの支援を受け国内メーカーはそれぞれ増産体制を敷いたものの、当面の間は十分な量が確保できない状況が続いた。

## [企業活動への影響]

### ④ 緊急事態宣言下における感染拡大防止対策への対応

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を最優先し、緊急事態宣言に基づき、遊興施設、商業施設等の休業や飲食店の営業時間の短縮を要請した。(図表8)

**図表8【県内における感染拡大防止に向けた休業要請等の概要(令和2年4～5月)】**  
**[休業要請等期間：R2年4/15～5/6]**

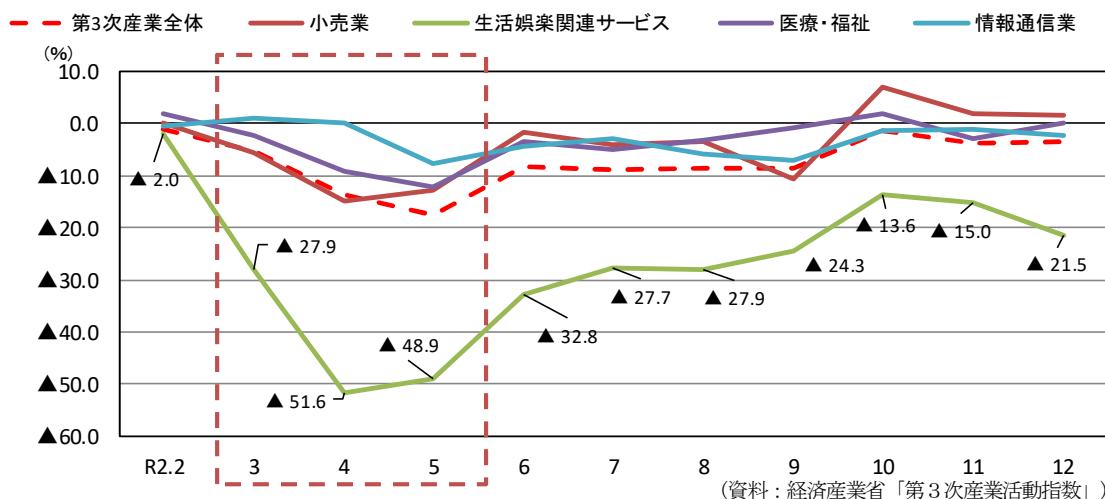
対象種別	休業等要請に係る床面積要件・その他要件
遊興施設、劇場、集会・展示施設、運動・遊戯施設、博物館等	なし
学習塾	・床面積 100 m <sup>2</sup> 超 ※4/29～5/6は床面積100 m <sup>2</sup> 以下も含む
商業施設 (生活必需物資・生活必需サービス以外)	・床面積 100 m <sup>2</sup> 超 ※4/29～5/6は床面積100 m <sup>2</sup> 以下も含む
ホテル・旅館	・集会の用に供する部分 ※4/29～5/6は行楽を主目的とする宿泊事業に供する宿泊施設(ホテル、旅館等または民泊)も含む
飲食店等食事提供施設	・夜20時～朝5時営業休止 ・酒類提供は夜19時～朝5時休止

また、休業要請等の対象でない施設において、感染防止対策と事業活動との両立や、需要の急減により採算性確保が困難であるとの判断から、自主的に休業する事業者もあり、幅広い産業において経済活動が停滞することとなった。

### ⑤ 急激な売上減少に伴う運転資金の逼迫

感染症拡大に伴う需要減と事業活動の停滞により、幅広い産業で売上が減少することとなった。特に、小売業や飲食業、外出自粛が必要の減少に直結する宿泊業など、対面でサービスを提供する産業においては、その影響は顕著となった。(図表9)

**図表9【第3次産業活動指数の対前年増減率(全国)】**



売上減少に伴う資金繰りの悪化により、経営基盤の弱い中小・小規模事業者の事業継続が困難となる可能性が高まった。

## ⑥ 海外生産施設の操業停止等によるサプライチェーンの毀損

中国では感染拡大が顕著となったことを受けて、令和2年1月以降、人の行き来を制限する都市封鎖が行われ、県内企業の現地法人を含め、現地工場は操業を停止した。

生産拠点の機能低下は中国以外の国々にも広がりを見せ、生産における中間投入の割合及び中間投入に占める輸入の割合が他産業に比べ高い製造業では、県内企業でもサプライチェーンの毀損により生産活動に大きな影響が見られた。(図表10、11)

図表10【生産活動における中間投入に占める輸入の状況(兵庫県)】

(単位:億円、%)

主な業種	県内生産額 (①)	中間投入		中間投入のうち輸入	
		額(②)	率(②/①)	額(③)	率(③/②)
製造業	147,879	98,691	66.7	16,191	16.4
商業	28,777	9,057	31.5	57	0.6
金融・保険	11,755	3,809	32.4	468	12.3
運輸・郵便	20,356	6,800	33.4	757	11.1
サービス	90,550	34,710	38.3	1,862	5.4

(資料:兵庫県「平成27年兵庫県産業連関表」)

図表11【中国をはじめとした海外生産施設の機能低下による県内企業への影響

(※令和2年2~4月の県内企業への聞き取り内容)】

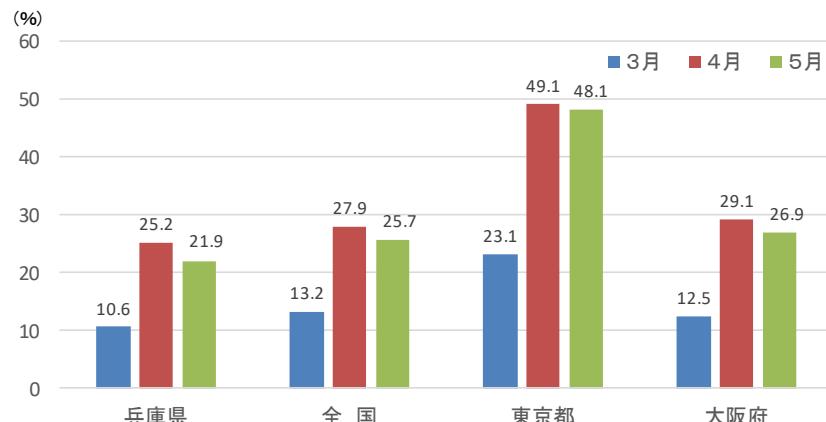
中国における県内企業関連の生産施設等の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中国に事業所を有する県内企業は約120社で、日本政府が滞在歴のある外国人の入国を拒否している地域に事業所を有する企業は、湖北省に5社、浙江省に16社</li> <li>○湖北省や浙江省以外の地域では、令和2年2月10日には多くの企業が操業を再開したが、従業員の十分な確保が難しく、当面は稼働率が5~7割となっていた。</li> <li>○湖北省や浙江省では当局から操業再開の許可が得られない状況が続き、操業再開が令和2年3月11日にずれ込むこととなり、日本ほか他国への製造移管を実施した企業もあった。</li> </ul>
県内製造業等への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>○海外から一部原材料を調達できないため、国内調達に切り替えた。中国からの材料供給が停滞し、生産に影響が出ている。(地場産業(ケミカルユーズ、播州織))</li> <li>○中国生産の材料が入荷困難になることを想定し、国内調達への切り替えを行っている。(石油製品・石炭製品製造業)</li> <li>○物流や部品調達の面では平常稼働までに時間を要する。国内での生産活動にあたり国内メーカーへのシフトや、代替品への置き換えを進めている。(電気機械)</li> <li>○中国から電子部品が調達できず、他からの調達が不可能なため、生産に支障をきたし、受注が減少している。(電子部品・デバイス・電子回路製造業)</li> <li>○中国からトイレ、システムキッチン、ユニットバス等の住宅設備の入荷が遅れており、国内生産の代替品での対応を検討している。(不動産)</li> </ul>

## ⑦ 感染拡大防止を目的としたテレワークの急速な普及

感染拡大防止対策として、人と人との接触機会の低減が求められる中、民間企業や官公庁において時差出勤やフレックスタイム、テレワークが積極的に導入された。

特にテレワークについては、企業規模によるリモート環境の差異や業務内容による向き・不向きはあるものの、多くの業種で急速に普及することとなった。(図表 12)

図表 12【テレワークの普及率(兵庫県・全国・東京都・大阪府、令和2年)】



(資料：パーソル総合研究所「新型コロナウイルス対策によるテレワークへの影響に関する緊急調査」)

また、テレワークの普及による外出の減少は消費行動にも変化を及ぼすこととなり、飲食業や小売業など対人サービス業への需要減少等影響をもたらすこととなった。

## 〔雇用・働き方への影響〕

### ⑧ 事業活動の停滞等による休業者の増加

新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う需要の減少と、感染拡大防止対策の実施等による事業活動の停滞により、事業活動に必要となる労働力は平時に比して減少し、余剰感が高まることとなった。

多くの事業主が、雇用調整助成金の活用等により雇用を維持した上で当面の労働力の調整を行った結果、幅広い業種で休業者が増加した。特に、需要の減少が著しかった飲食業、宿泊業をはじめ幅広い業種で増加した。(図表 13)

図表 13【業種別の休業者数の推移(全国)】

(単位：万人)

	全産業		製造業		情報通信業		卸売業、小売業		宿泊業、飲食サービス業		生活関連サービス業、娯楽業		教育、学習支援業		医療、福祉	
	休業者数	対前年同月増減	休業者数	対前年同月増減	休業者数	対前年同月増減	休業者数	対前年同月増減	休業者数	対前年同月増減	休業者数	対前年同月増減	休業者数	対前年同月増減	休業者数	対前年同月増減
R2年4月	597	+420	57	+33	13	+7	90	+68	105	+95	54	+48	55	+45	50	+25
5月	423	+274	37	+21	10	+5	49	+28	79	+71	34	+28	38	+29	35	+12
6月	236	+90	25	+10	7	+3	29	+13	28	+18	14	+7	13	+4	23	-2
7月	220	+34	26	+6	7	+3	24	+3	21	+0	12	+5	13	-11	25	+0
8月	216	+14	24	+6	4	-1	28	+4	23	+4	9	+2	15	-11	26	+0
9月	197	+35	21	+6	7	+1	26	+5	18	+5	9	+2	12	+0	27	+1
10月	170	+12	19	+3	5	+0	21	+2	14	+5	8	+0	10	+2	26	+0
11月	176	+15	19	+1	5	+0	21	+0	11	+2	8	+2	12	+2	26	+3
12月	202	+16	24	+3	6	+1	18	-3	12	+1	7	+2	17	+2	27	+2

(資料：総務省「労働力調査」)

## ⑨ 業績悪化等による離職者の増加

先に見たとおり、需要の減少や事業活動の停滞により企業業績の悪化が見られる中、事業者は従業員を休業させることで雇用の維持を図っている。しかし、飲食業や生活関連サービス業、娯楽業等への影響は大きく、また、これらの業種においては経営基盤の弱い小規模事業者が占める割合が高い(図表 14)ことから、需要の回復が進まず、解雇や雇い止めなど事業主都合による離職者の増加が続くことが懸念される。(図表 15)

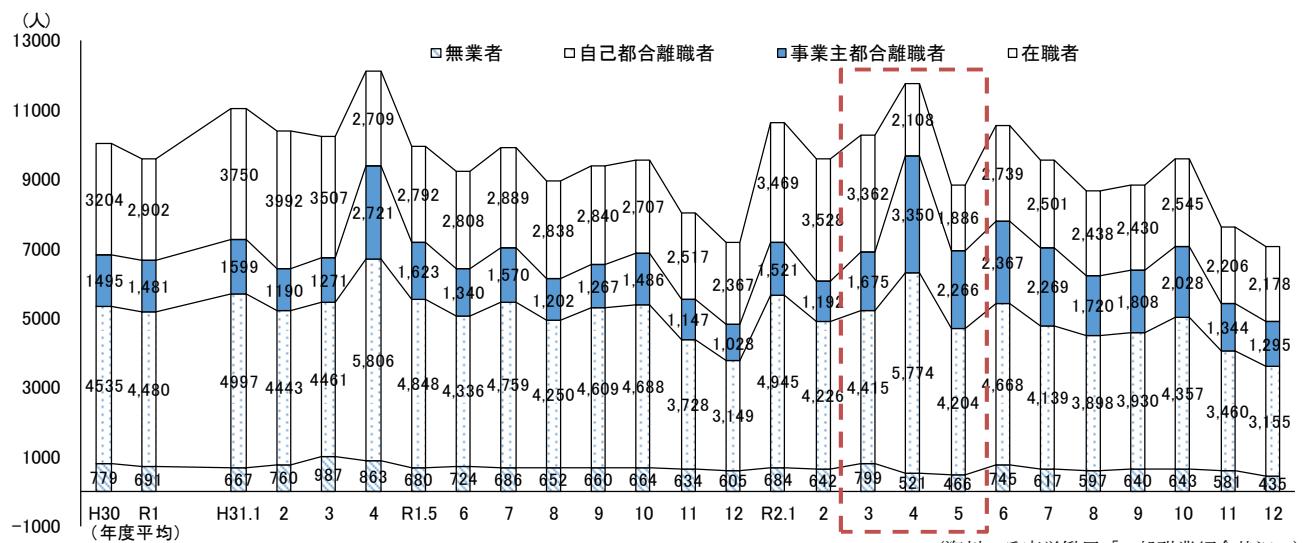
図表 14 【各業種における小規模事業者の占める割合(兵庫県)】

業種	全事業者数(A) (企業等数)	うち小規模 事業者数(B)	小規模事業者の 占める割合(B/A)
全産業	155,237	128,986	83.1%
飲食業	22,516	19,275	85.6%
生活関連サービス、娯楽業	13,997	12,674	90.5%

※小規模事業所：常用雇用者が、サービス業等は5人未満、製造業その他は20人未満

(資料：総務省・経済産業省「経済センサス活動調査」)

図表 15 【態様別新規求職者数の推移(兵庫県)】



(資料：兵庫労働局「一般職業紹介状況」)

## 2-(2) 一定収束期（令和2年6月以降の状況を想定）

### [需要面への影響]

#### ① 人の移動と需要の減少の底打ち

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が確認されて以降、安全・安心の確保に向け感染拡大の防止を最優先し、あらゆる社会・経済活動が制限された。

それらの取組が奏功し、県内では令和2年5月中旬に新規感染者の発生が認められなくなると、5月21日には緊急事態宣言が解除され、県では6月1日に全施設の休業要請を解除した。これにより、減少していた外出機会は緊急事態宣言下のレベルから大幅に増加し、特に影響を受けていた対人サービス業を中心に多くの産業で需

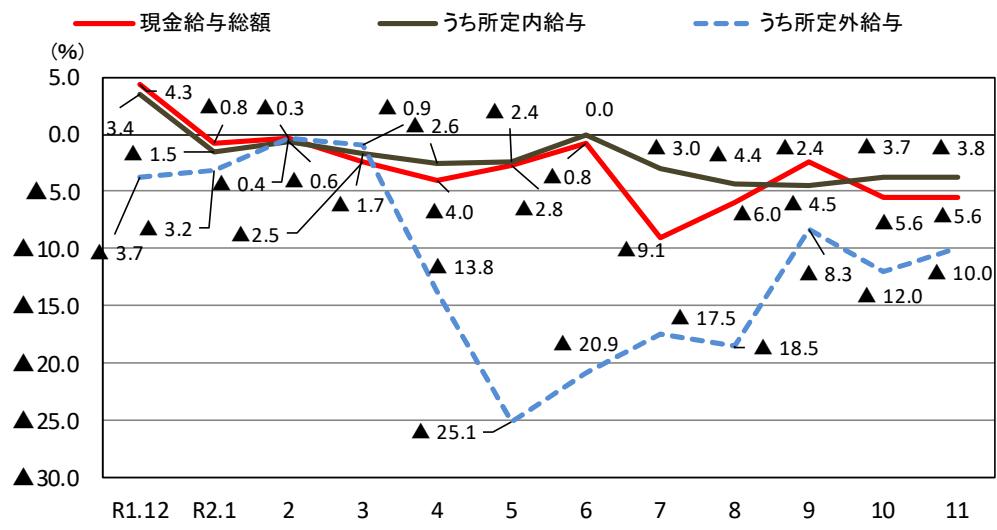
要が回復することとなった。(図表5【商業販売額の対前年増減率(兵庫県)】及び図表6【消費支出の対前年増減率(神戸市)】(P23)参照)

## ② 消費意欲の回復の遅れ

感染拡大が抑制されるのに合わせて、外出機会やそれに伴う需要は回復基調を辿った。国による特別定額給付金の支給や自粛期間中の反動による、いわゆる“リベンジ消費”などもその傾向を後押しし、消費意欲の低迷は底を打った感があるが、従前並みの水準を継続して維持する状況に至るかは依然として不透明である。

定着した自粛意識や、依然残る感染への恐れ等により、人々の意識や行動が不可逆的に変化したことに加え、経済活動の停滞に伴う企業業績の悪化により従業員の所得が減少することで、消費意欲の減退を招く恐れがあると考えられる。(図表16)

図表16【現金給与総額(名目)の対前年増減率(兵庫県・事業所規模5人以上)】

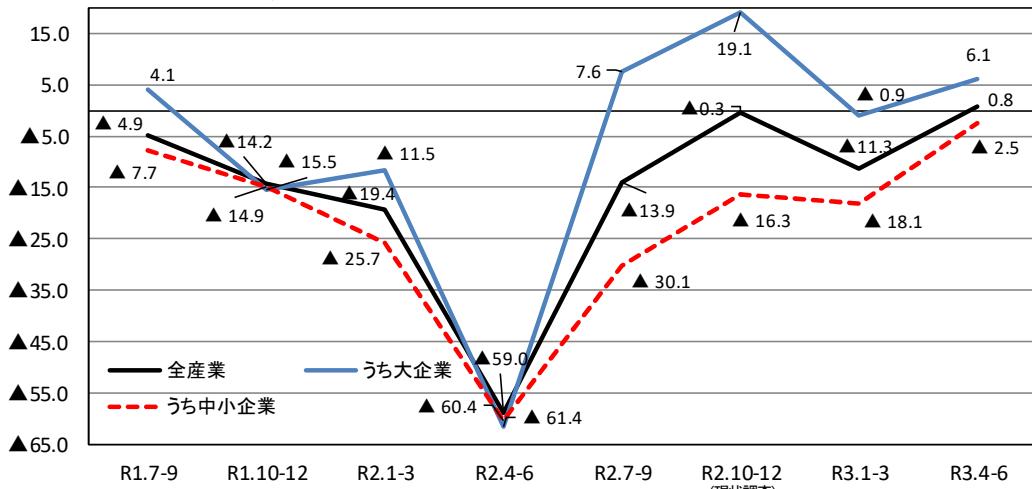


(資料：厚生労働省「毎月勤労統計調査全国調査」、県統計課「同地方調査」)

## ③ 設備・イノベーション投資やスタートアップ企業への支援に向けた意欲の減退

感染症の拡大は需要の減少と事業活動の停滞をもたらし、多くの業種において企業の業況は悪化することとなった。(図表17)

図表17【法人企業の業況判断(兵庫県)】

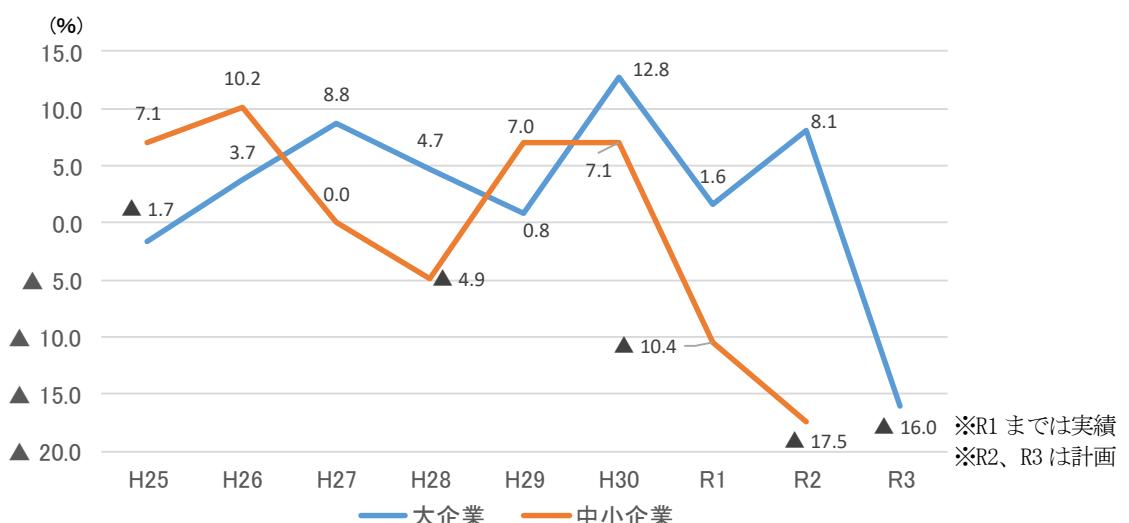


(資料：財務省近畿財務局神戸財務事務所「法人企業景気予測調査」)

合わせて、休業要請への対応、大幅な需要の減少やサプライチェーンの毀損に伴う事業活動の減産調整など、これまで想定しなかった状況が発生したことは、企業行動にも影響を与えた。

全国的に、非常時における企業体力の確保に向け内部留保の積み増しが行われる一方で、将来の成長に資する設備投資を抑制する動きも見られる。(図表 18)

図表 18 【製造業における設備投資の対前年度増減率(全国)】



(資料：日本政策投資銀行「全国設備投資計画調査」、日本政策金融公庫「中小製造業設備投資動向調査）

また、スタートアップ企業への投資も減少することとなった。民間調査会社が実施したアンケート調査では、資金調達を行っていたスタートアップ企業のうち、約7割の企業がコロナ禍の影響で調達活動に支障を来すこととなった。また、設立後の事業継続年数が浅く、事業収益の黒字化への途上にあるスタートアップ企業にとって、国や地方自治体の用意する制度融資の要件はハードルが高く、全体の約6割のスタートアップ企業は資金繰り支援制度の利用申請を行っていないなど、資金繰りに苦慮することとなった。(出展：デロイトトーマツベンチャーポート株式会社「COVID-19(新型コロナウイルス)のスタートアップ企業への影響」)

### [企業活動への影響]

#### ④ 感染拡大防止対策と両立した経済活動の再開

人の移動と需要に回復の兆しが見え始めたことで、多くの産業で停滞を余儀なくされていた経済活動は再開された。ただし、新型コロナウイルス感染症拡大を経て事業活動を取り巻く環境は大きく変化しており、特に感染症の再拡大防止への配慮、いわゆる「新しい生活様式」を踏まえた事業活動が求められることとなった。(図表 19)

ソーシャルディスタンスの確保や換気・消毒の実施など、感染拡大防止に向けた取組は不可欠である一方で、効率性の低下やコストの増加、対人サービス業においてはおもてなしレベルが下がることにより満足度の低下につながる恐れがある。

図表 19【主な業種における感染拡大防止に配慮した事業活動の例】

業種	主な対応
製造業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2mを目安に一定の作業間隔を確保</li> <li>・工程区域間を往来しないようゾーニングを工夫</li> </ul>
スーパー・コンビニ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レジ前では間隔を確保</li> <li>・混雑に繋がる販売促進策の自粛</li> </ul>
飲食業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・客は最低1m空けて横並び、アクリル板で仕切り</li> <li>・回し飲み、大皿料理の提供の自粛</li> </ul>
宿泊業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な換気、客の入れ替え時消毒実施</li> <li>・入退室時や集合場所等での間隔の確保</li> <li>・多人数での座敷席等の使用は控える</li> </ul>
公共交通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空調や窓開けで換気確保</li> <li>・座席の間隔確保、定期的な消毒</li> </ul>

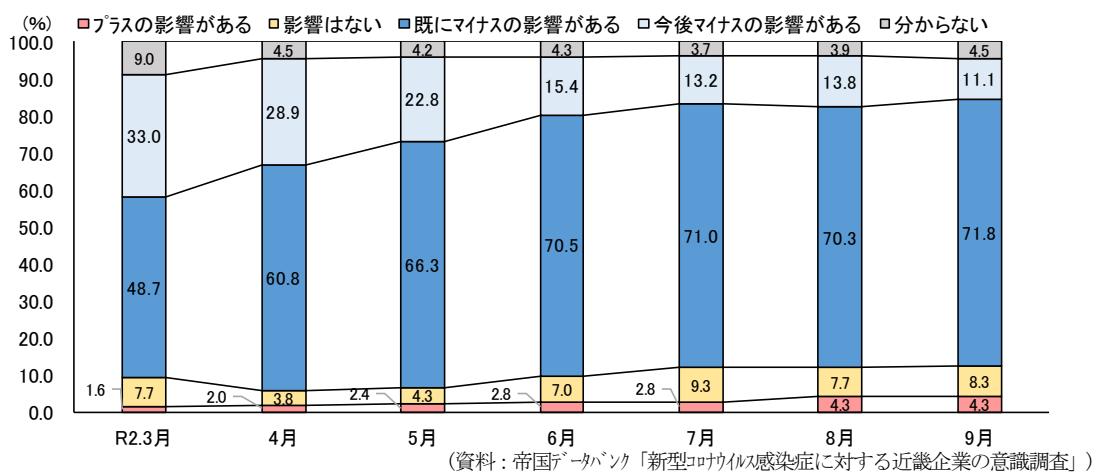
(資料：各業種における感染拡大防止ガイドラインより)

#### ⑤ 需要回復の遅れによる倒産・廃業の増加の恐れ

幅広い産業で売上が減少する中、制度融資による資金繰り支援や、事業継続に向けた国の持続化給付金、県の休業要請事業者経営継続支援金などにより、企業運営を下支えしてきた。

しかし、個人消費の戻りが緩やかで、設備投資計画には下方修正の動きもあるなど、需要面での回復が遅く、また、従前の水準を取り戻すに至らない状況が続いている。これまでのところ、倒産件数の増加には歯止めが掛かっているが（P13 参照）、経営基盤の脆弱な小規模事業者においては、感染拡大防止対策を踏まえた事業の継続が困難となり、倒産に至らずとも、経営に行き詰まるケースの増加が懸念される。（図表 20）

図表 20【新型コロナウイルス感染症による企業業績への影響（兵庫県）】



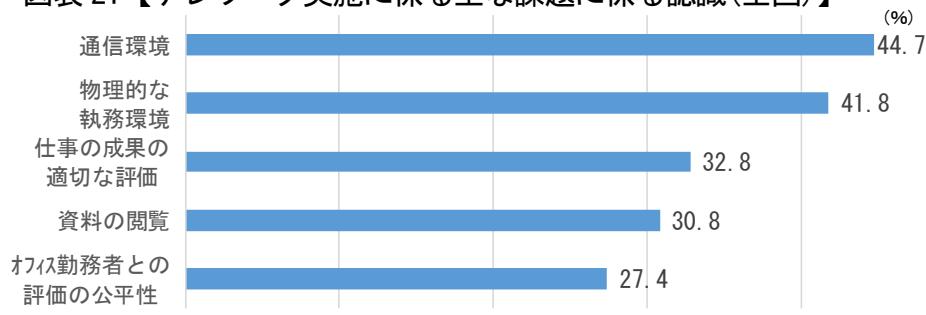
#### ⑥ テレワーク実施にあたっての課題の表面化

感染拡大防止対策として導入されたテレワークは、多くの業種で急速に普及することとなった一方で、事前準備が十分でないままに導入した企業も多く、企業側と従業員側の双方に課題が生じることとなった。

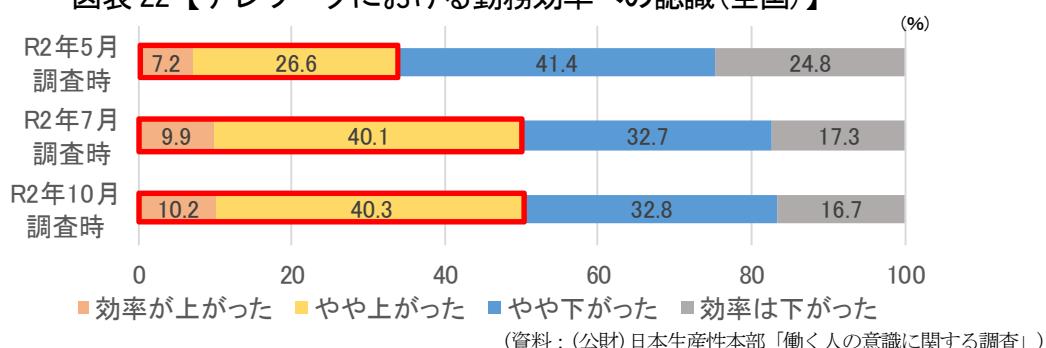
自宅での勤務のための通信環境や情報セキュリティ、勤務スペースの確保、資料

や意思決定過程のペーパーレス化といった環境整備や、従来の手法では困難となる労務管理や人事評価のあり方、テレワーク実施に係る費用負担等に関する労使間のルール不備などソフト面での準備不足に加え、5割近くの人が生産性は低下したと感じるなど、業務効率の向上も課題となつた。(図表 21、22)

図表 21 【テレワーク実施に係る主な課題に係る認識(全国)】



図表 22 【テレワークにおける勤務効率への認識(全国)】



(資料：(公財)日本生産性本部「働く人の意識に関する調査」)

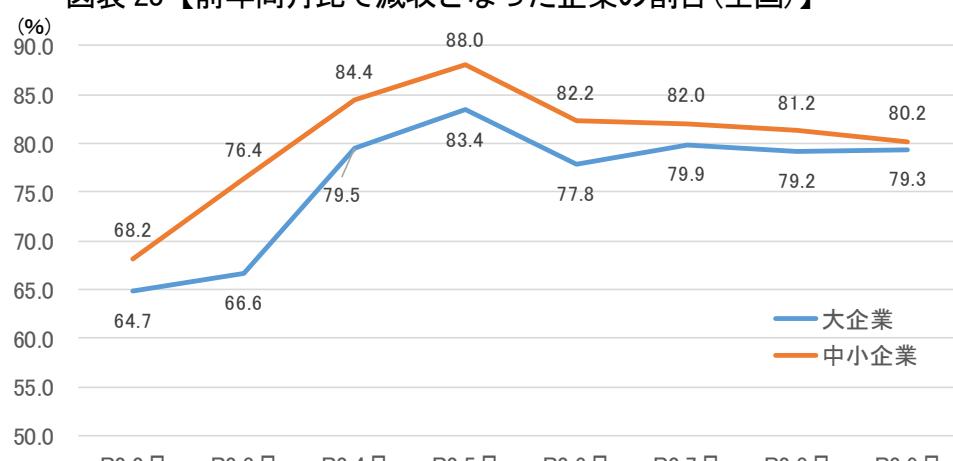
### [雇用・働き方への影響]

#### ⑦ 雇用継続の困難化による失業者増加の恐れ

令和2年4～5月の緊急事態宣言下の間、新型コロナウイルス感染症拡大による需要減少及び事業活動の停滞により生じた余剰労働力については、従業員を当面休業させることで雇用を維持するべく対応が図られた。

緊急事態宣言が解除された後、需要回復が見られたものの従前の水準には戻らず、厳しい経営状況が継続することとなつた。(図表 23)

図表 23 【前年同月比で減収となった企業の割合(全国)】



(資料：(株)東京商工リサーチ「新型コロナウイルスに関するアンケート調査」)

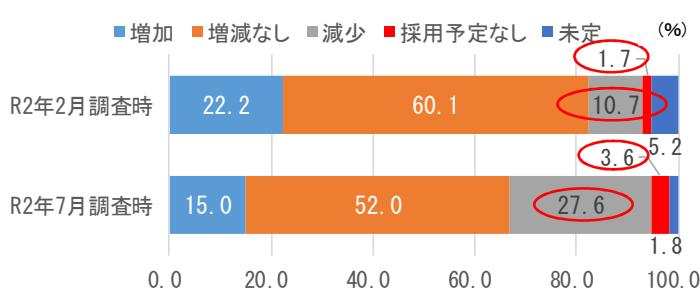
このような状況が続くことにより、経営悪化を原因として従業員の解雇や早期退職募集を行う企業や、経営に行き詰まり倒産や廃業に至る企業が増加することで、失業者の増加に繋がることも懸念される。

### ⑧ 新卒採用者抑制の動きの拡大

需要減少や事業活動の停滞による業績悪化と、需要の回復遅れによる業況の見通しの不透明感は、企業における雇用維持を困難にするだけではなく、今後の企業の成長を担うこととなる新規従業員の採用意欲を減することとなった。

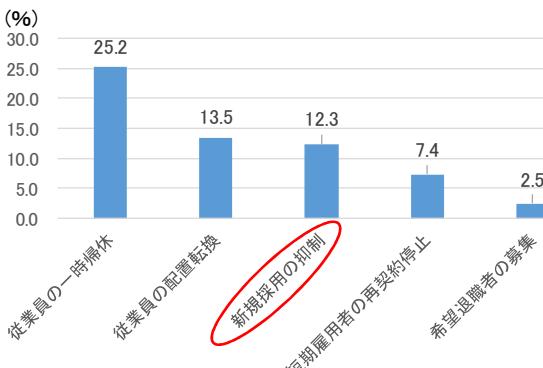
特に、業績への影響が顕著である観光関連産業や航空産業などをはじめ、大企業においても新卒採用者抑制の動きが見られ(図表 24)、県内企業においても採用計画の見直しを視野に入れる企業が生じている。(図表 25)

図表 24【新卒採用に関する企業の意識(全国)】



(資料：((株)ディスコ「2021年卒・新卒採用に関する企業調査」)

図表 25【雇用調整として考えられる対策(神戸市内)】



(資料：(神戸商工会議所「新型コロナウイルス感染拡大の影響に関する緊急調査」)

## 2-(3) 本格的収束期・ポストコロナ期

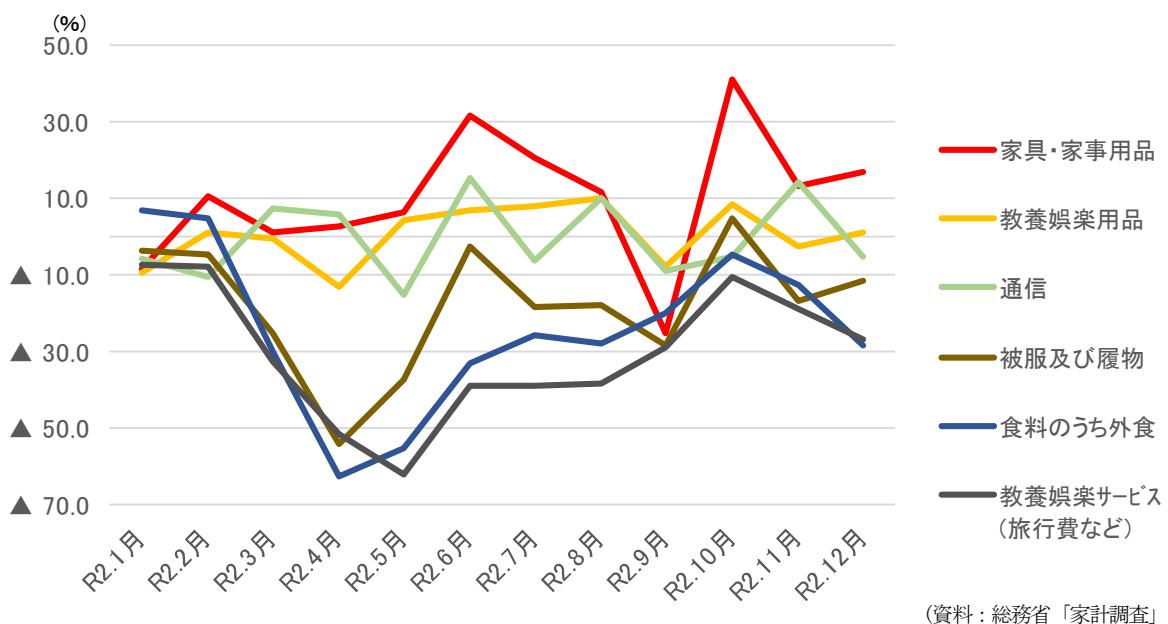
### [需要面への影響]

#### ① 消費意欲の本格的な回復とその傾向・嗜好の変化

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が一定の収束を見せた後、社会・経済活動は感染拡大防止とのバランスを取りつつ再開された。その後は、活動再開に伴う感染者の再増加とその抑制に向けた対応の実施、そして収束した上で再度の活動再開というサイクルを繰り返しながら、終息へ向かうと考えられ、それに伴い消費や外出といった需要を生み出す活動も本格的に回復することとなる。

この間、コロナ禍との共存により社会にもたらされる変化は数多く、一時的なものから不可逆的なものまで様々である。その中で、感染症拡大防止期や新しい生活様式を経験したことにより、消費や行動を決定する傾向・嗜好は確実に変化しており、それは自宅での消費に適した財・サービスへの支出が増加する一方、外出に関連する支出は減少していることからも見て取ることができる。(図表 26)

図表 26【増減の大きな項目における消費額の対前年増減率(全国)】

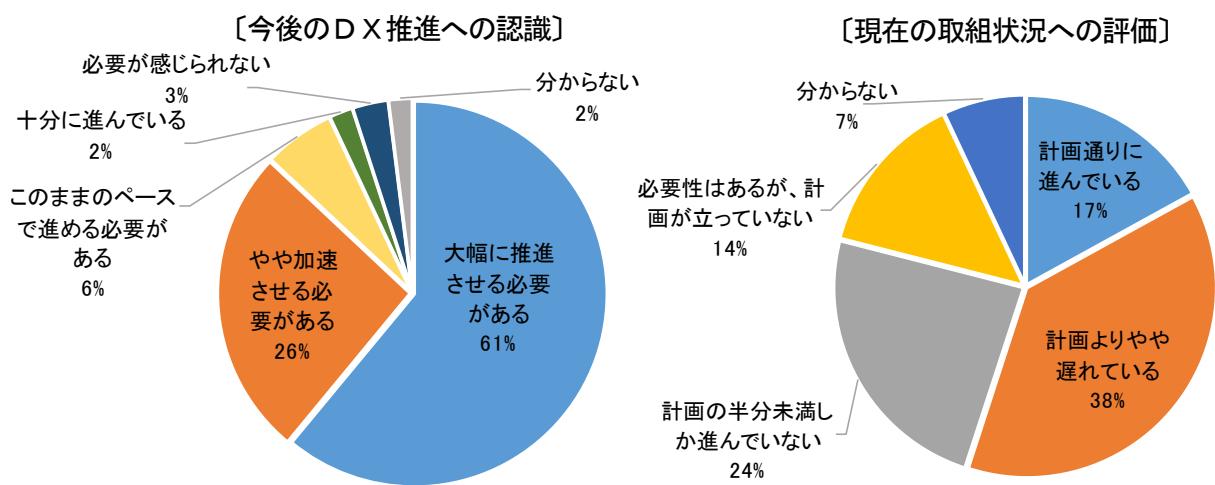


## ② 新常態への対応に向けた設備投資の増加

先に見たとおり、感染症拡大により多くの産業で業績が悪化したことにより、企業における設備投資意欲は減退した。

しかし、非接触化や自動化といったデジタル技術を活用した業務や工程の変革(DX(デジタルトランスフォーメーション))は、感染症拡大防止対策としての活用のみならず、事業活動における新常態としてイノベーション創出や生産性の向上を目的に、感染症収束後も取り組むべき課題として認識されることとなった。(図表 27)

図表 27【コロナ禍後のDX導入に係る企業の認識の変化(全国)】



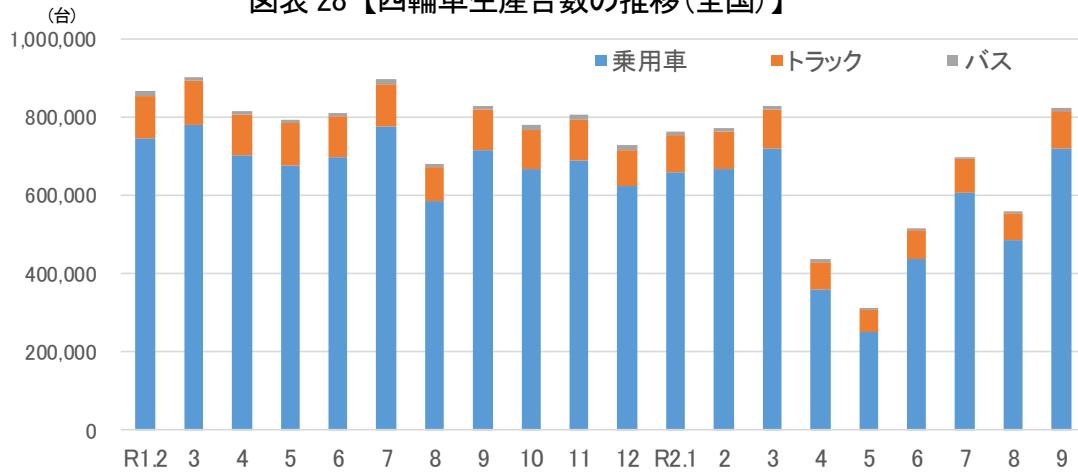
また、感染症の脅威を目の当たりにすることで需要が高まった医療・健康関連産業においては、研究・開発及び生産体制の整備に向けた設備投資が増加するものと考えられる。

### ③ 自動車・航空機関連産業における需要の回復

自動車・航空機関連産業は、最終製品を構成する部品の種類と数が非常に多く、幅広い業種、数多くの企業への生産波及効果を有する。

感染症が拡大する中、自動車関連産業においても需要が大幅に減少していたが、感染拡大の収束に伴い、国内外において人の外出機会と消費意欲が回復するのに合わせて、自動車への需要及び生産も回復傾向にある。また、コロナ禍で中断された感のあった電気自動車の普及やC A S E (Connected (コネクティッド)、Autonomous(自律化)/Automated (自動化)、Shared (シェアリング)、Electric (電動化))の推進による幅広い製造業への需要拡大にも期待が掛かる。

図表 28 【四輪車生産台数の推移(全国)】

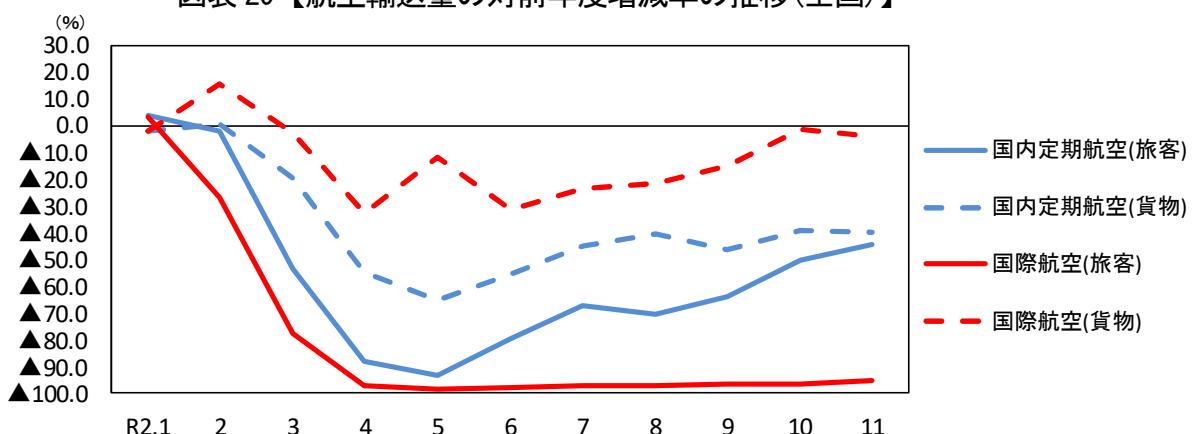


(資料：(一社)日本自動車工業会「自動車統計月報」)

航空機関連産業においては、世界各国で入国制限が行われていることで、航空旅客数が激減、航空会社の経営状況が悪化していることにより設備投資が手控えられ、航空機需要は著しく減少している。(図表 29) 国産旅客機の開発凍結や大手航空機メーカーでの大規模な人員削減など、その影響は大きい。

需要の回復には、国際的に感染症が収束し、国境を越えた人の往来が取り戻されることが必要であり、世界の航空需要がコロナ禍前の水準に戻るのは 2024 年になるとの見通しを国際航空運送協会が発表するなど、自動車関連産業に比べて時間を要するものと考えられる。

図表 29 【航空輸送量の対前年度増減率の推移(全国)】



(資料：国土交通省「航空輸送統計調査」)

両産業の回復は、その裾野の広さから、鉄鋼、輸送用機械、電気機械等幅広い業種の製造業への効果の波及が期待される。

#### ④ 国境を越える人の往来の再開によるインバウンドの来訪

感染拡大防止に向け各国が入国制限を実施した結果、国境を超える人の移動は大きく制限されることとなった。

今後、世界的に感染症拡大が収束に向かうこととなれば、再び海外へ渡航することが可能となり、停滯している国際的な人の移動が再開されることとなる。

治療薬やワクチンの開発・普及により新型コロナウイルスの脅威が払拭されるまでの間、国際的な人的交流の再促進に向けては、PCR検査の実施や待機に係る渡航者や出入国施設等の負担を軽減する体制・制度の導入が必要となる。

#### 〔企業活動への影響〕

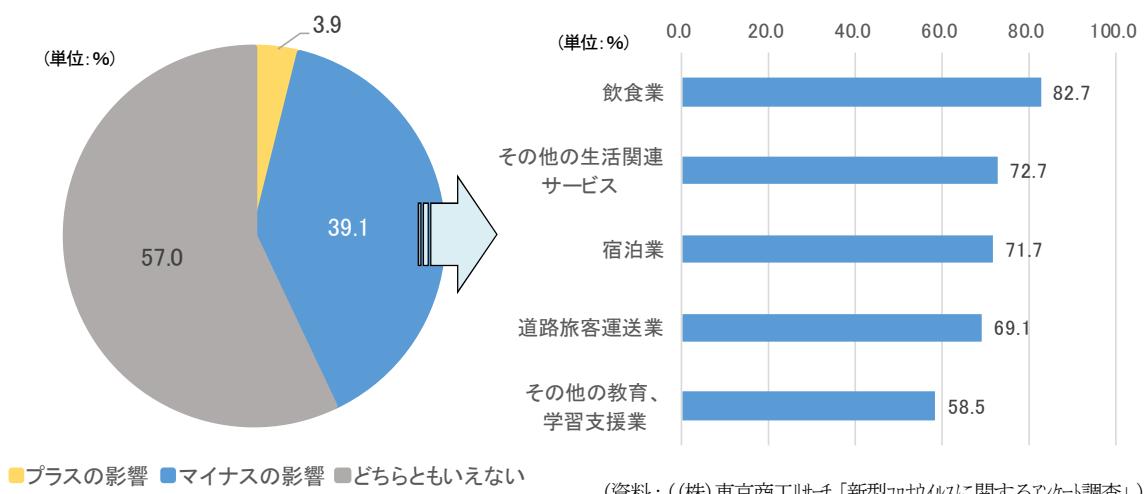
#### ⑤ 本格的に回復する需要に対応する供給体制の確保

新型コロナウイルス感染症の拡大収束とともに、社会・経済活動は感染拡大防止とのバランスを取りつつ再開され、外出や消費といった需要を生み出す活動も本格的な回復期を迎えることとなる。

供給サイドでは、感染拡大が収束するまでの間、需要減少や経済活動の停滞を受けて、労働力の調整をはじめとした財・サービスの提供体制の縮小を行ったほか、感染症拡大防止対策と両立した事業形態の導入による非効率性の発生など、従前とは異なる状況となっている。(図表 30)

図表 30 【新しい生活様式への対応に関する企業の認識(全国)】

〔新しい生活様式への対応による業績への影響〕 〔業種毎のマイナスの影響と回答した企業の割合〕



DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進や新たなビジネスモデルの確立などにより、高まる需要に対応しうる供給体制の確保が求められる。

## ⑥ 感染症拡大対策などとして実施・普及した対応の常態化

感染症の拡大期においては、感染拡大防止対策と両立する形での社会経済活動の継続が求められ、各企業は従来とは異なる態様でのサービス提供など、新たな事業モデルを模索することとなった。一方、タクシーによる飲食品配送など、コロナ禍により需要が急減した産業を下支えするため、従来の規制を緩和することによる参入業種の拡大などの措置が取られた。(図表 31)

図表 31 【コロナ禍対策として実施・普及し常態化した対応例】

業種	主な対応
小売業等	<ul style="list-style-type: none"><li>緊急事態宣言下における外出機会の減少等により、EC 経由で飲食料品や衣料、家電等を購入する傾向が顕著に増加</li><li>アパレル販売や保険業における営業など、これまで対面で行われていた接客や営業、商談にオンラインを導入する動きが幅広い業種で広がる。</li></ul>
飲食業	<ul style="list-style-type: none"><li>感染拡大防止に配慮したサービス提供の手段として、デリバリー・テイクアウトを実施する飲食事業者が増加</li><li>外食産業への需要低迷が続くことで、デリバリー・テイクアウトに特化した業態へ転換する動きも見られる。</li></ul>
旅客運送業 (タクシー)	<ul style="list-style-type: none"><li>食料等の運送ニーズの増加を踏まえ、タクシー事業者が有償で食料を運送することを令和2年9月末までの特例措置として認める。</li><li>引き続きニーズが見込まれることから、令和2年10月以降も一定の条件下において貨物自動車運送事業法に基づき許可</li></ul>
医療業	<ul style="list-style-type: none"><li>感染症拡大防止に向けた時限的な対応として、初診を含めた電話・オンラインによる診療・服薬指導を令和2年4月から認める。</li><li>デジタル時代に合致した制度として時限的措置の恒久化に向け、効果・課題を検証の上、国において検討が進められている。</li></ul>

(出展：各種報道資料等を基に県産業政策課作成)

これらの取組のうち、生産性の向上や多様化した需要への対応、より質の高い財・サービスの供給に資するものは、コロナ禍も継続する常態的なビジネスモデルになるものと考えられる。

テレワークについては、感染拡大防止という当初の導入目的に加え、通勤時間の削減や育児・介護との両立、家族との交流の時間の確保といった効果をもたらし、労使間におけるハード・ソフト両面での環境整備の進展とともに業務効率の向上にも資するものとなり、大企業を中心に、ポストコロナにおける勤務形態の新しいスタンダードとして広がりを見せている。

## ⑦ 新常態に適応したサービスを提供するスタートアップ企業の台頭

コロナ禍を経て、経済活動を取り巻く環境は大きく様変わりすることとなった。感染症拡大防止期や新しい生活様式を経て、人々の行動や嗜好が変化したことにより需要は多様化し、供給面では生産性の向上や多様化した需要への対応、より質の高い財・サービスの提供に資する、新常態のビジネスモデルが求められる。

スタートアップ企業は、新たな需要にいち早く反応し事業化しうる、その機動性と柔軟性の高さから、感染拡大防止期においても感染拡大防止と両立するサービス、ビジネスモデルを創出してきた。(図表 32)

スタートアップ企業が、新常態に即した新たな産業構造の構築を牽引する役割を担うことが期待される。

**図表 32 【スタートアップ企業が創出した新サービス例】**

サービス[企業名]	概要
営業に特化したウェブ会議システム [ベルフェイス株式会社]	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遠隔営業に特化した Web 会議システム「bellFace」を提供</li> <li>・利便性の高いインターフェースで、顧客を直接訪問しない商談の普及を促進し、ビジネスの効率化と感染拡大防止の両立を支援</li> </ul>
協働型ボットによる作業支援 [株式会社 QBIT Robotics]	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業・医療機関向けに自動走行するボットを開発・提供</li> <li>・飲食店での接客・給仕や病院における消毒、物資の搬送・配達を非接触・非対面で実施</li> </ul>
ホームシェフのマッチングプラットフォーム [株式会社シェアダイン]	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出張シェフのマッチングプラットフォーム「シェアダイン」を提供。自宅で好みに合わせた食の専門家による食事の提供を受けることができる。</li> <li>・需要が減少する飲食店の料理人を活用する支援を実施</li> </ul>
集中治療専門医による遠隔診断 [株式会社 T-ICU]	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遠隔地から T-ICU の集中治療専門医が、現場の医師や看護師から提供された情報を基に 24 時間アドバイスを実施</li> <li>・重篤なコロナ患者に対応するため、専門医を増員</li> </ul>

(出展：(一社)日本ベンチャーキャピタル協会「コロナと戦うベンチャーリスト」等を基に県産業政策課作成)

### [雇用・働き方への影響]

#### ⑧ サービス供給・生産体制の変化による労働力の再配分の必要性

新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と、その後の事業活動の態様の変化は、サービス供給・生産体制を維持するために必要となる労働力にも影響を及ぼすこととなる。

新常態に即した感染症拡大防止対策の実施は、主たる事業活動に加えて、新たな作業を現場に課すことになり、従前に比して必要となる労働力が増加することとなる。逆に、事業活動における新常態として非接触化や自動化が普及し、業務や工程の効率化・省人化が進めば、置き換えられるマンパワーが生じることになる。

コロナ禍を経て、事業活動に必要な労働力はコロナ以前とは変化することとなり、同一の企業内はもちろんのこと、限られた労働力供給の中、企業間や業種間においても、新たな労働力需要に対応するための調整が求められる。

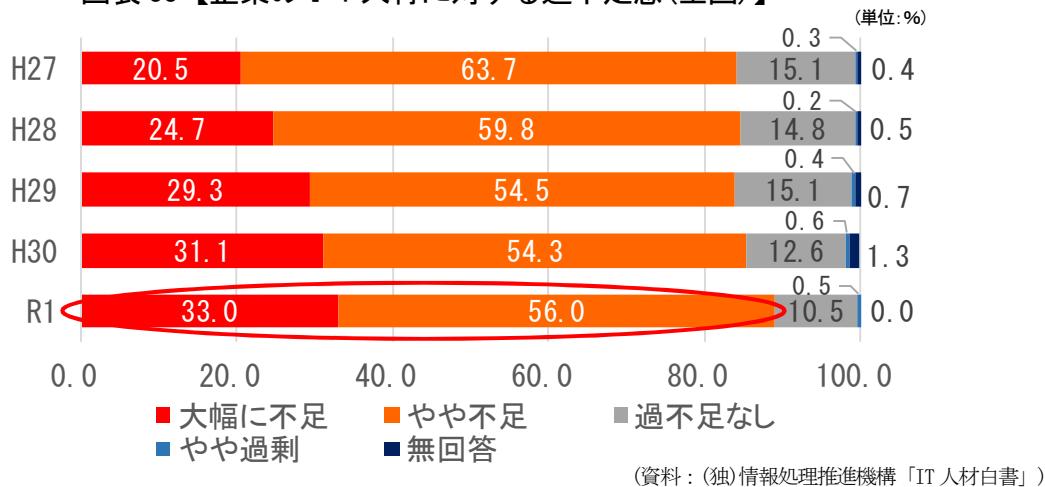
#### ⑨ デジタル関連人材の不足の更なる深刻化

感染拡大防止対策及び生産性向上に向けた取組として、非接触化、自動化などデジタル技術を活用したサービス提供・生産過程の効率化、いわゆる DX(デジタルトランスフォーメーション)は、あらゆる産業で企業が取り組むべき課題となつた。

従前から、システム開発者、S I e r (システムインテグレーター)など、企業における IT 人材の需要は高いものであったが(図表 33)、コロナ禍を機に社会経済活動

のあらゆる場面でデジタル化が進展する中、デジタル技術を活用して実現できるビジネスモデルを具体化し、その実装までマネジメントできる人材への需要は更に高まるものと考えられる。

図表 33【企業のIT人材に対する過不足感(全国)】



#### ⑩ 勤務形態の多様化による就労意識の変化と人材の流動性の高まり

テレワークなど、感染拡大防止対策として導入された働き方は、コロナ禍を機にその効果と導入可能性を企業が認識し、勤務形態の新しいスタンダードとなった。

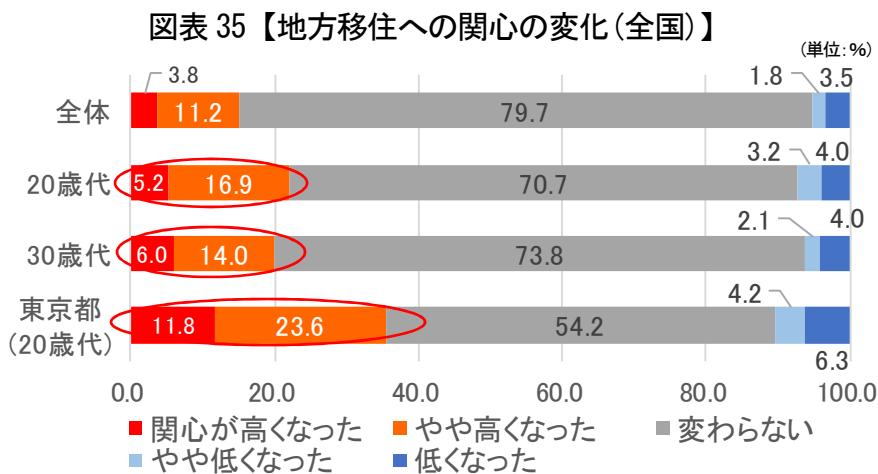
テレワークの普及は、事業活動の効率性確保のためには人や企業の稠密が必要であるとするこれまでの常識を変化させ、大都市での就労の必要性に対する認識を低下させつつあり、大企業が本社機能を地方に移転する動きも見られる。(図表 34)

図表 34【大企業における本社機能の地方移転の例】

##### 〔(株)パソナグループによる本社機能の分散、淡路島への移転〕

- ・(株)パソナグループは、チャレンジファームの実施(H20)を皮切りに、淡路島で様々な事業を展開
- ・令和2年9月、「豊かな生き方・働き方の実現」とBCP対策の一環として、本社機能業務を淡路島島内の拠点に分散・移転する計画を表明
- ・令和5年度末までに、グループ全体の本社社員約1,800名のうち1,200名の淡路島での勤務を想定
- ・県では、産業立地条例による支援や府内プロジェクトチームでの対応を行い、今後の首都圏からの拠点移転の呼び水になることを期待

加えて、感染症への恐れから首都圏など人口密集地で働くことをリスクと捉える意識の高まりや、テレワークの普及を機とした副業など、企業や産業の垣根を超えた働き方の促進が、都市部の大企業の人材が地方の中小企業に活躍の場を見出すといった、人材の地域間における流動性を高めるものと考えられる。(図表 35)



### 3 各フェーズにおいて取るべき対応の方向性

新型コロナウイルス感染症の拡大は、消費や設備投資といった需要のあり方や事業活動の態様、人々の働き方に大きな変化をもたらした。そして、これらの変化も、コロナ禍が終息することで元のあり様に戻るもの、終息後も継続して、ポストコロナの新常態となるものなど様々である。

以下では、これまでに見てきた感染症拡大がもたらす社会・経済活動の変化を踏まえ、県内企業の事業継続、そして今後の成長・発展を図るために講じうる対応を検討する。

#### 3-(1) 経済活動停滞下での事業継続・雇用維持の下支え【感染拡大期】

##### ① 中小企業、小規模事業者の事業継続に向けた運転資金の確保への支援

当座の資金繰りが困難な状況に陥った企業の事業継続を下支えするためには、資金需要に即応し、且つ今後の経営状況への負担が極力少ない、事業者の実情を踏まえて設計された制度融資等による金融支援が求められる。(図表 36)

**図表 36【本県の中小企業融資制度による融資実績(令和2年12月28日時点)】**

(単位：百万円)

制度名	区分	件数	金額
新型コロナウイルス対策貸付(R2/2/25～)	保証承諾	3,221	64,578
	融資実行	3,220	64,498
新型コロナウイルス危機対応貸付(R2/3/16～)	保証承諾	1,286	48,939
	融資実行	1,278	48,721
経営活性化資金(R2/3/16～)	保証承諾	569	17,328
	融資実行	550	16,822
借換等貸付(R2/3/16～)	保証承諾	156	5,004
	融資実行	154	4,924
新型コロナウイルス感染症対応資金 (無利子・無保証料)(R2/5/1～)	保証承諾	45,859	750,813
	融資実行	44,516	732,188
新型コロナウイルス感染症保証料応援貸付(R2/6/22～)	保証承諾	2,412	77,053
	融資実行	2,180	70,124
合 計	保証承諾	53,503	963,715
	融資実行	51,898	937,277

これら制度融資は足もとの経済状況が厳しい中で、当面の資金を確保し事業継続を可能にしたところである。一方、今後の感染再拡大により、なお事業環境に厳し

さが続くことも想定し、資本性の高い劣後ローンや官民ファンドの創設といった動きにも注視していく必要がある。

また、飲食業や宿泊業など需要の減少が著しい業種を中心に実施された、感染症が収束し事業活動が本格再開した後のサービス提供に対する代金先払いによる官民連携の経営支援も、地域経済を支える上で有効な手立てとなつた。（図表 37）

図表 37 【クラウドファンディングを活用したサービス業支援の取組】

〔尼崎のお店まるごと応援プロジェクト〕

- ・外出自粛等で売上が減少する飲食店や小売店、美容院等を支援
- ・市、商工会議所、商店連盟等で構成する実行委員会が  
クラウドファンディングサイト「CAMPFIRE」を通じて実施
- ・利用者は応援したい店の利用券を先払い購入（25%のプレミアム付き※尼崎市が負担）し、代金は来客に先立って店舗に入金される。
- ・21日間の募集で、約3,000人から、目標金額1,000万円を大きく上回る約7,200万円が集まつた。



加えて、コロナ禍による経営悪化は、経営者の高齢化等により深刻化していた中小企業の事業承継問題を加速させ、廃業を増加させる恐れがある。地域企業が事業を存続できるよう、事業承継時に発生する経費への補助や有利な税制の活用など、スムーズな事業承継に向けた支援が必要となる。（図表 38）

図表 38 【県内企業における事業承継への支援】

〔事業承継支援事業を活用した県内企業による事業承継の実施〕

【エースワン株式会社（介護用具のレンタル・販売業、神戸市）】

- ・取引先の経営や従業員の雇用の維持、介護事業の地域社会への必要性を考え、補助金を活用して事業を承継。

【株式会社小田垣商店（雑穀・豆類卸売業、丹波篠山市）】

- ・江戸時代の建物をリバーサルして丹波黒の発信源にし、全国、世界に丹波黒を広めるため、事業承継を機に補助金を活用し、見学コース設置のための建物改修等を実施。

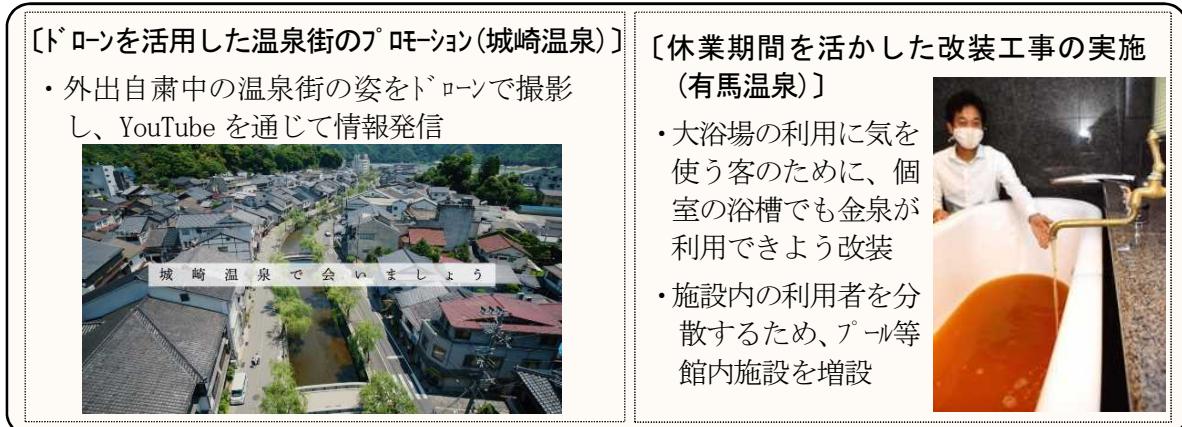
② 感染拡大防止が最優先される中でも実施できる事業活動への支援

新型コロナウイルス感染症の感染拡大期においては、巣ごもり関連消費と呼ばれる、自宅での消費に適した財やサービスへの需要増や、電子商取引（EC）、持ち帰りや宅配、ドライブスルーによる商品提供の拡大など、消費に関する意識や動向も感染拡大防止を踏まえたものへと変化することとなつた。

従来通りの事業活動の実施が困難な中、事業者には、従来とは異なる業態の導入や新たな需要の取込みといった、感染拡大期に即した取組への適応が求められることとなる。経営が悪化する中、感染拡大防止対策に沿ったビジネスモデルへの転換に取り組む事業者に対して、設備投資等に対する支援なども求められる。

また、来訪者が急減した観光地などにおいては、長期の休業期間を活用した施設の大規模改修や、顧客とのつながりを継続し新たな魅力を発信する試み(映像等による情報発信、特産品等の宅配等)が見られ、収束後を見据えた、これら反転攻勢に向けた取組を促進すべきである。(図表 39)

図表 39【感染症拡大期における交流再開後を見据えた取組の実施】

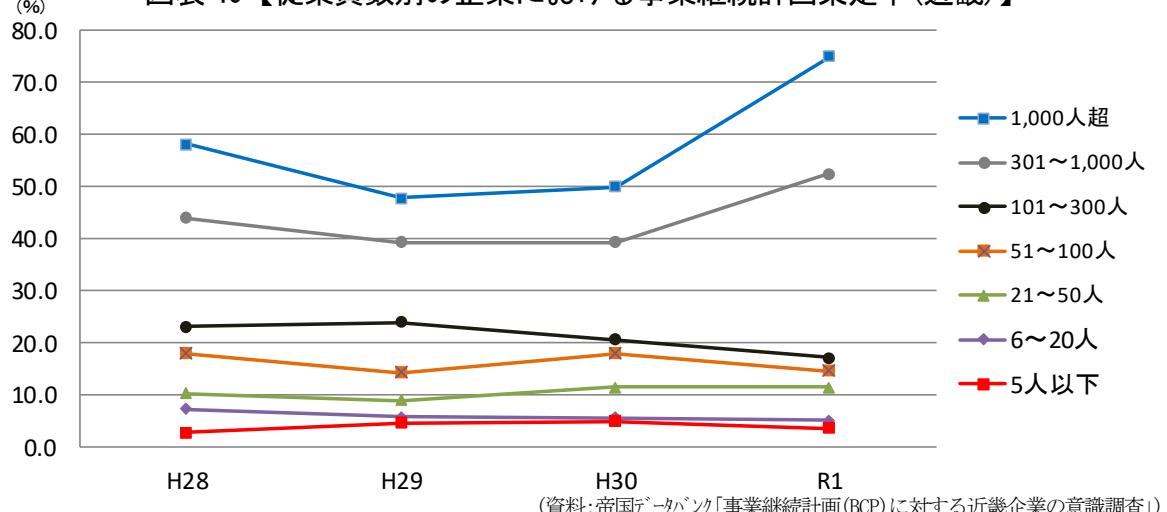


### ③ 感染症対策を含む事業継続計画策定の促進

感染症を含めた緊急事態において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、事業の継続あるいは早期復旧を可能とするためには、事業継続計画(BCP)を予め定めておくことが肝要である。

経営基盤の脆弱な中小企業においては、倒産や事業縮小を余儀なくされないよう、平常時からBCPを周到に準備し、事業の継続・早期復旧を図ることが特に重要であるが、企業規模が小さいほどBCP策定率が低く、感染症を含む計画策定は進んでいない。(図表 40)

図表 40【従業員数別の企業における事業継続計画策定率(近畿)】



世界的な感染症拡大による海外生産施設の機能低下や保護主義的な動きの高まりを想定した、有事における取引先の切替え等のルール化、感染拡大防止対策下での事業継続体制の事前取り決めなど、コロナ禍を踏まえた計画策定が求められる。

#### ④ 感染症対策用品や医療物資等の安定的な供給体制の確保

感染症対策に必要不可欠なマスクや消毒液、医療用ガウン等の確保は、国民の生命・安全の維持に直結する、国家を挙げて取り組むべき課題である。

今回のコロナ禍における感染拡大期においては、需要が急激に高まる一方、サプライチェーンの毀損及び自国での供給を優先した海外からの輸出制限による供給不足により、感染症対策用品や医療物資の不足は深刻となった。

このような状況に陥ることを未然に防ぐためには、平常時から周到に準備しておく必要がある。生産中間財や最終財の供給元の国内回帰や分散化によりリスクを分散するとともに、急増する需要に対応できる生産体制を敷くための企業間連携を平時から構築しておくことなどが考えられる。(図表 41)

図表 41【県内企業による医療・感染拡大防止用物資等の製造例】

兵庫県鞆工業組合による医療用ガウンの製造	播州織を使った布マスク等の製造
<ul style="list-style-type: none"><li>○国・県から兵庫県鞆工業組合に豊岡鞆の縫製技術を活用した医療用ガウンの生産を要請。</li><li>○国からの発注分の製造に取り組む傍ら、組合より県に対し医療用ガウン約2千着の寄贈の申し出があり、令和2年7月31日に寄贈式を実施。</li></ul>	 <ul style="list-style-type: none"><li>○播州織の産地で、多くの事業者が布マスクやガーゼ生地の生産に取り組んでいる。</li><li>○やさしい肌触りや鮮やかな色合いなど播州織の特徴に加え、機能面でも申し分なく、好評を博している。</li></ul> 
県内酒造会社による消毒液の製造	アパレル企業による医療用ガウン及びマスクの製造
<ul style="list-style-type: none"><li>○高濃度エタノール製品を医療機関で使用できることとなったことを受け、県内の酒造会社が消毒用アルコールの製造を開始。</li><li>○白鶴酒造では、清酒の原料となる高濃度アルコールを希釈した消毒用アルコールを製造。</li><li>○同様の取組は灘五郷のみならず、但馬や丹波地域など県内各地に広がった。</li></ul>	 <ul style="list-style-type: none"><li>○株式会社ワールドは、国からの要請でファッション関連企業として培った生産・調達プラットフォームを活用し、自社工場で医療用ガウン、マスクを生産。</li><li>○医療用ガウンは、150万枚を生産する計画としており、国のほか、県や神戸市へも納入されている。</li></ul> 

(出展：各種報道資料等を基に県産業政策課作成)

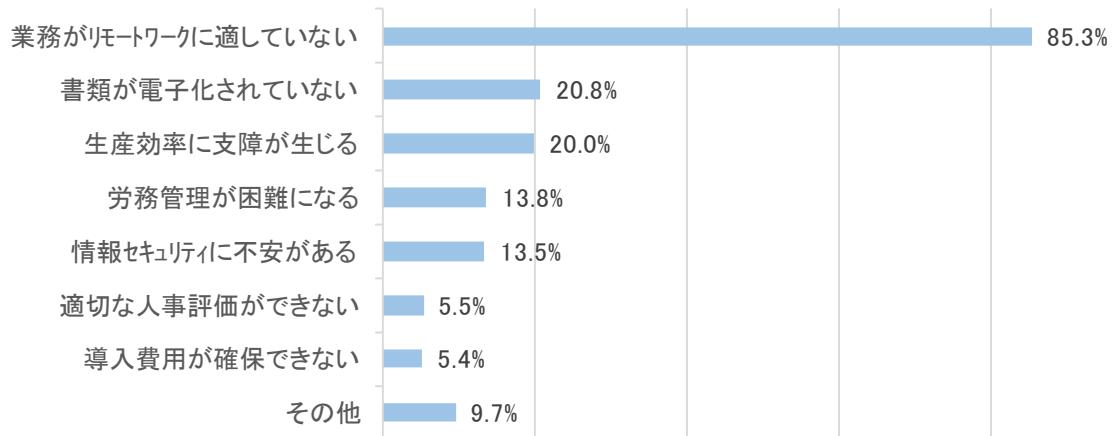
また、国や地方自治体において、友好国・州省等との間で関係用品・物資を必要に応じて融通し合うネットワークを平時から構築・充実することも有用である。

#### ⑤ 中小企業におけるテレワークの導入促進

テレワークの普及は、働き方改革の推進に端を発して後、コロナ禍における感染拡大防止対策として急速に進むこととなったが、企業規模や業種により導入状況にはバラツキがあり、従業者数が少ない企業ほど導入率が低い傾向にある。

これは、コストに応じた恩恵を享受できるスケールメリットや、テレワークに適性のある業務の有無が、企業規模に比例するものとして、事業者の判断を消極的なものにしていると考えられる。(図表 42)

図表 42【テレワークを実施しない理由(全国)】



(資料：(株)東京商工リサーチ「新型コロナウイルスに関するアンケート調査」)

しかし、生産性の向上や人材不足の解消、コスト削減に加え、性別による役割分担の払拭等の観点も含めた、働き方改革への取組を推進するテレワークの導入は、これらの課題を抱える中小企業でこそ促進されるべきである。

国や地方自治体により導入経費への補助や先進事例の紹介などの取組を行っているが(図表 43)、加えて、小規模企業でも享受できるメリットやテレワークに適した業務を切り出して、企業毎に具体的に提示するなど、テレワーク導入に対する正しい認識を広げることで、中小企業における活用意欲を喚起していくべきである。

図表 43【県内企業におけるテレワーク導入への支援】

〔地域企業デジタル活用支援事業を活用したテレワークの推進〕

【リアルタイムで現場と連携しながら設計業務が可能なテレワークシステムの構築(登鉄工株式会社、南あわじ市)】

- ・物流の自動化の流れを受け、顧客からの引き合いが増加している物流設備の設計・製造にあたり、設計スタッフのノートパソコンに3次元CADソフトを新たに導入し、設計・製造の両部門がクラウド上で業務の進捗確認等の情報共有を行うことができるシステムを構築
- ・これにより、専門ソフトが必要であり製造過程での管理業務を行うため、これまでオフィスでの勤務が当たり前だった設計関連スタッフの在宅勤務が可能となり、従業員の負担軽減に繋がる柔軟な勤務態勢への対応、生産性やワーキングバランスの向上に期待

⑥ 事業活動が停滞する状況下での雇用維持等への支援

需要の減少と事業活動の停滞は、平時に比して余剰となる労働力を生み出し、また、業績悪化をもたらすことで事業主の雇用意欲を減退させる。企業による解雇や雇い止めが実施される恐れが高まることとなる。

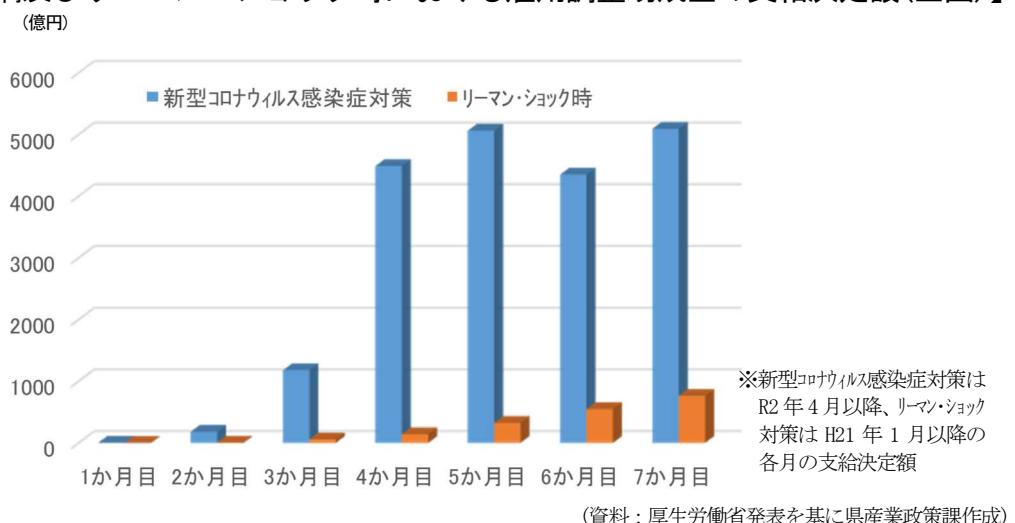
失業者の増加は、所得の減少による個人消費の落ち込みによる更なる需要の減少をもたらし、供給サイドに重ねて余剰労働力の発生と業績悪化をもたらすという、負のスパイラルに陥る契機となる。

また、感染症が一定収束し需要が回復した後には、それに応じた供給体制を再び確立することが求められる。雇用調整により失った労働力を速やかに確保できる確証はなく、需要回復の機を逃さない事業継続に支障をきたすことも懸念される。

現在までのところ、雇用調整助成金等による大規模な雇用維持支援施策の実行や高止まりしていた労働力需要もあり、過大な影響は生じていない。(図表 44)

雇用を維持する事業主への雇用調整助成金による支援等の適切な活用と迅速な給付に向けた国、地方自治体、関係団体等との連携に加え、雇用情勢の動向により、緊急雇用創出事業など雇用維持に向けたセーフティネットの確保が求められる。

**図表 44 【コロナ禍及びリーマン・ショック時における雇用調整助成金の支給決定額(全国)】**



### 3-(2) 感染症対策と両立する経済活動の再開と変化する労働環境への対応 [一定収束期]

#### ① 新しい生活様式に適応した事業活動の実施に向けた取組への支援

新型コロナウイルス感染症の拡大が一定収束し、人の移動と需要が回復すると、各産業で事業活動が再開されることとなるが、供給サイドにおいては新たに、感染拡大防止への配慮と、それを踏まえた上での効率性・採算性との両立が求められる。

ソーシャルディスタンスの確保をはじめとした感染拡大防止対策の実施は、従前の事業活動の態様に比して、効率性の低下やコストの増加、サービス業においては提供サービスの質の低下に繋がる恐れがある。

事業者が生産・サービス提供体制を見直し、コロナ禍中においても継続しうる新たな経営モデルの確立を目指すためには、新たな付加価値の創出による製品・客単価の向上、新たな需要の開拓や異分野への進出などの取組が必要となる。

例えば、観光産業においては、3密対策などに配慮した上で開催される、世界的に注目を集める芸術・文化イベントへの誘客や、オンラインによる対話・交流の併用などにより参加者が安心して集うことができるMICEの県内への誘致といった取組への支援が考えられる。

## ② 感染拡大防止と両立した実需要の喚起

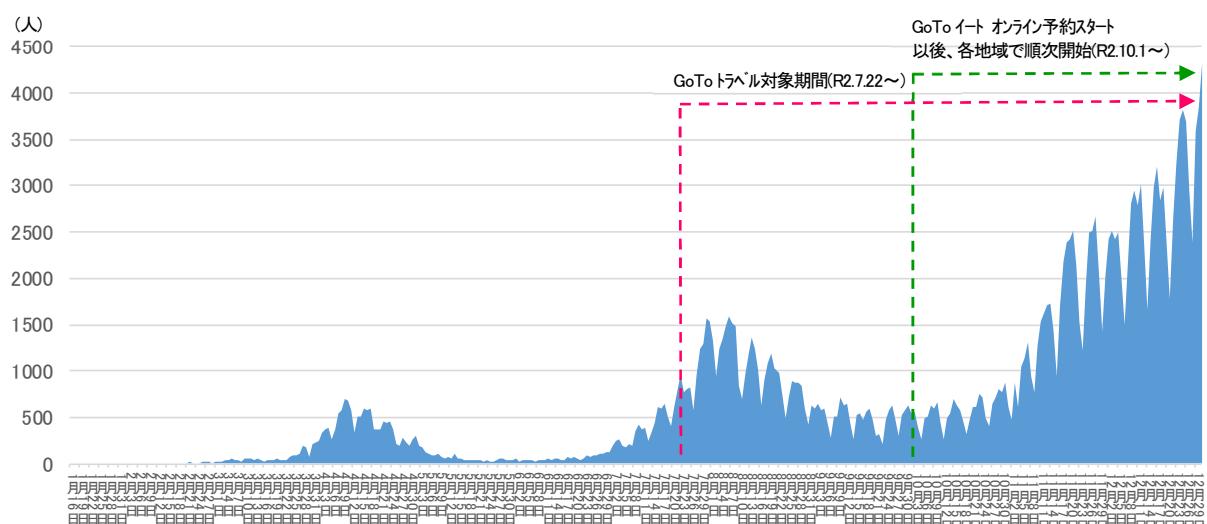
感染拡大が一定収束するのと時を同じくして、個人消費には回復の兆しが見られ、持ち直しの動きが続いているものの、従前の水準に至らない状況が続いている。

その大きな要因は、定着した自粛意識や感染への警戒感により、人々の意識や行動が変化し、必要不可欠なものを除いた消費や外出への意欲が減じていることによるものと考えられる。飲食業や宿泊業など、対人サービスを提供する業種でその影響は顕著であることから、需要喚起に向けた特段の対策を講じる必要がある。

国が実施する「Go To」事業は、回復が遅れていた観光産業や飲食業への需要の喚起に一定の効果を発揮し、今後実施される予定の商店街における小売業を支援する事業等への期待も高まっていた。

しかし、これらの需要喚起策は人の交流を促すことにもなり、接触機会を増大させることで、感染再拡大のリスクに繋がることは否定できない。需要喚起策の実施にあたっては、感染拡大防止対策を実施している店舗の利用を優先的に促進する仕組みを組み込むことで、感染拡大防止と両立した需要喚起を行うとともに、事業者の感染拡大防止対策の促進にも資すると考えられる。（図表 45）

図表 45 【一日あたりの新規陽性者数の推移(全国)】



（資料：厚生労働省発表を基に県産業政策課作成）

## ③ 感染症対策を踏まえた新たなサービス確立等を促進するスタートアップへの支援

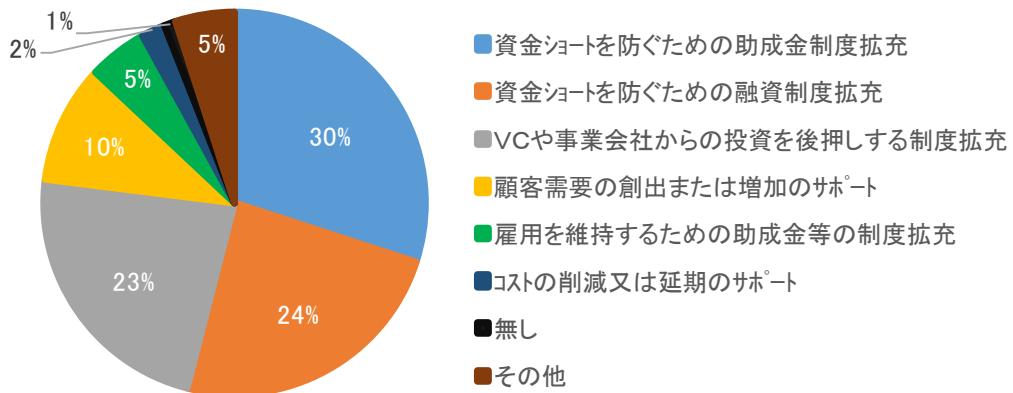
感染症拡大防止との両立が求められることとなり、事業者は、事業活動の新しい生活様式への適応を進めると同時に、従前とは異なる、新たなサービスや価値の創出を模索することとなった。

このような状況において、経済を取り巻く環境の変化に機敏に対応しうる、機動性・柔軟性の高いスタートアップ企業は、新たなビジネスのあり方を先取りし、産業の成長・発展を牽引していく可能性を秘めている。

一方で、前述の通り、多くのスタートアップ企業がコロナ禍による経営状況の悪化に直面している。資金的支援はもちろんのこと、様々な業種の既存企業との協働の

場を提供する等、実情に即した適時・適切なサポートにより、新たな需要を先取りするスタートアップ企業の取組を促進することが必要である。(図表 46、47)

図表 46【スタートアップ企業が求める支援策(全国)】



(資料：デロイト トーマツ ベンチャーサポート(株)「COVID-19 のスタートアップ企業への影響調査」)

図表 47【スタートアップ企業支援の取組(兵庫県)】

#### 〔起業プラザひょうごの展開及びグローバル・イノベーション・センター(GIC)との連携〕

- ・起業・創業の機運を高めるため、コワーキング施設「起業プラザひょうご」を神戸に設置。令和2年度には姫路と尼崎にエリア拠点を整備
- ・同じく令和2年度にリニューアルオープンした神戸の「起業プラザひょうご」では、産業振興にかかる協定を締結している三井住友銀行との官民連携により、一層充実した起業支援の取組を推進
- ・併設されるSDGsの課題解決に取組むスタートアップ企業を支援する国連機関「UNOPS GIC Japan(Kobe)」との連携・交流を図るなど、世代・国籍を超えた起業家ネットワークの構築を目指す。



(写真：「起業プラザひょうご」リニューアルオープン式典)

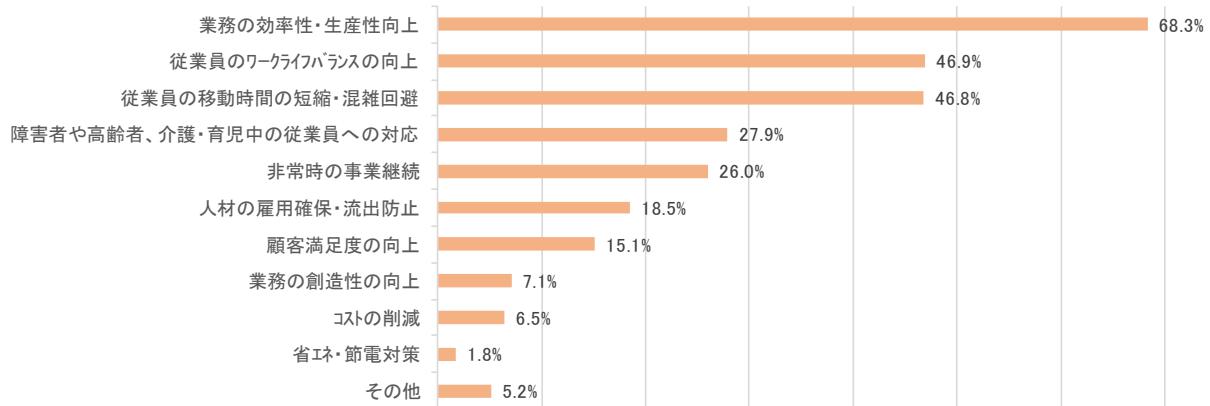
また、テレワークやオンラインでの企業活動が普及することで、そういった環境との親和性が高いスタートアップ企業の流動性が高まっている。スタートアップ支援の取組は、新たな事業展開が可能となる環境を求めるスタートアップ企業の、他地域からの移転を促進するアピールにもなり得る。

#### ④ テレワーク推進を支援する仕組みの構築

感染症拡大後のテレワークの普及については、その急速な広がりに比して、ハード・ソフト両面において事前準備が十分とは言えず、様々な課題が生じた。

一方で、感染拡大防止対策として必要に迫られて導入した多くの企業で、テレワークが実施可能なものであることが認識されると、生産性の向上や働き方改革の推進、コスト削減など、従前から期待されていた目的達成に向け定着しつつある。(図表 48)

図表 48【テレワークの導入目的(R1 年度・全国)】



(資料：総務省「通信利用動向調査」)

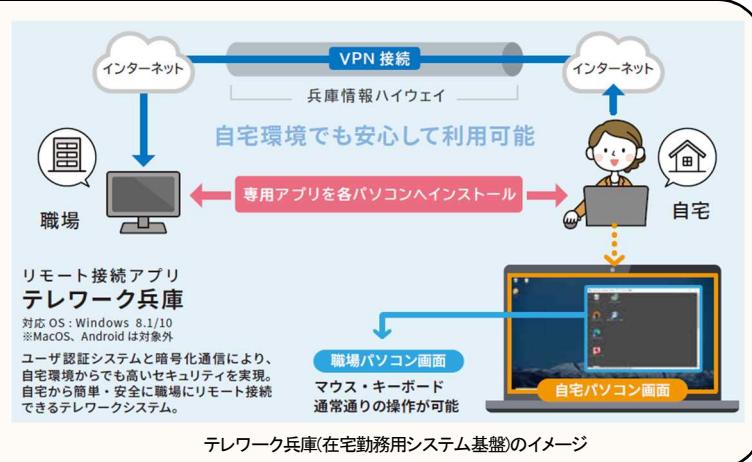
勤務形態の新しいスタンダードとして、企業がその規模にかかわらず、実情に応じてテレワークを積極的に導入することができるよう、感染症拡大防止対策としてだけでなく、恒常に支援していくべきである。

ITツールの導入やセキュリティ確保、ペーパーレス化の推進など広く環境整備を支援するとともに、テレワークに適した業務の切り出しや導入に即した就業規則、労使間で必要となるルールの作成支援など、ソフト面においてもきめ細やかな対応が求められる。(図表 49)

図表 49【中小企業におけるテレワーク推進に向けた環境整備(兵庫県)】

#### [テレワーク兵庫(在宅勤務用システム基盤)の整備・提供]

- ・県内中小企業を対象に、自宅から職場パソコンにアクセスして在宅勤務できるシステムを提供  
(県内中小企業で 10 万人まで登録可能、R5 年 12 月まで無償提供)
- ・また、神戸市、尼崎市、姫路市、丹波市所在の計 5 か所の県庁舎で県民向けのテレワーカームを臨時に開設



#### ⑤ 業種間における柔軟な労働力の移動・調整

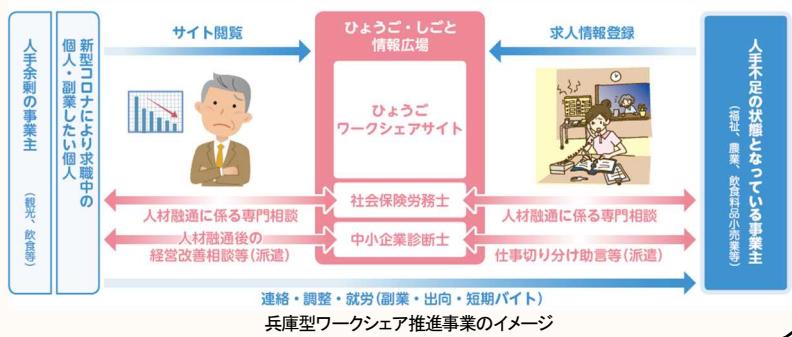
コロナ禍による需要減と事業活動の停滞により、多くの産業で労働力の余剰感が高まる一方で、感染拡大防止期を経て人々の消費や行動の傾向が変化したこと、一部の業種では従前より需要が高まり、供給体制の拡大に向け労働力の確保が求められることとなった。

各業種で生じる労働力需給のミスマッチに対し、企業や業種の垣根を越えて、必要に応じて労働力を融通することができる仕組みが存在すれば、余剰となった労働力を維持できず解雇に至るケースや、労働力不足から時機に応える供給力を確保できないといったケースを回避することができる。(図表 50、51)

図表 50【企業・業種を超えた労働力シェアに向けた取組(兵庫県)】

〔兵庫型ワークシェア推進事業の実施〕

- 仕事が減少し、人手余剰となった事業主から、人手不足の事業主へ「ひょうごワークシェアサイト」等を通じ、期間限定で人材の融通等を実施
- 人材情報の収集・提供、人材融通に関する専門相談等により、雇用継続を図る取組を支援



図表 51【企業・業種を超えた労働力シェアに向けた取組(民間企業)】

区分	内容
飲食業 →小売業(スーパー)	<ul style="list-style-type: none"> <li>外食産業のワタミ株式会社はスーパー・マーケット等を運営する株式会社ロピアと、飲食店の従業員がスーパー・マーケットに出向する人事交流を実施</li> <li>飲食店従業員の雇用維持、小売業の労働力確保、異業種間交流による人材育成が目的</li> <li>ワタミ株式会社は新たに人材派遣会社を設立し、パート・アルバイトを含め従業員を他業種へ派遣する体制を確立</li> </ul>
飲食店 → 宅配業	<ul style="list-style-type: none"> <li>株式会社出前館と「銀のさら」等を運営する株式会社ライドオンHDは共同で、飲食店の従業員向け緊急雇用シェアを実施</li> <li>休業・営業縮小している飲食店の従業員を宅配スタッフとして受け入れ、雇用確保と出前需要への対応、飲食店とデリバリー業界の人材交流による業務理解の促進が目的</li> <li>株式会社マイナビは採用管理ツールを無償提供してパート</li> </ul>
観光業 → 農業	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業人材シェアリングを推進する株式会社シェアグリと観光地の求人サイトを運営する株式会社ダイブが提携し、観光業で働く人材の一時的な就農等を斡旋</li> <li>農業生産者の人手不足解消、観光業で働く若者の雇用確保が目的</li> </ul>
航空運送業 →小売業、運輸業等	<ul style="list-style-type: none"> <li>ANAは成城石井や家電量販店大手のノジマ、KDDI、官公庁等に400人以上の社員を出向させる方針</li> <li>JALは500人の社員をヤトホールディングス、KDDI、官公庁等に一時的に出向させる。</li> <li>出向するのは客室乗務や地上支援業務の現場職員が中心で、航空需要が回復すれば職場復帰する予定</li> </ul>

(出展：各種報道資料等を基に県産業政策課作成)

需要の減少した飲食業や宿泊業から、労働力が不足している運輸業や農業など他業種へ一時的に従業員をシフトし、需要の回復などに合わせ復帰することなどが考えられ、異業種・他企業間でのネットワーク構築や人材派遣会社との連携などについて、平時からの対応が求められる。

## ⑥ コロナ禍以後の事業の継続・成長を見据えた新規採用者の確保

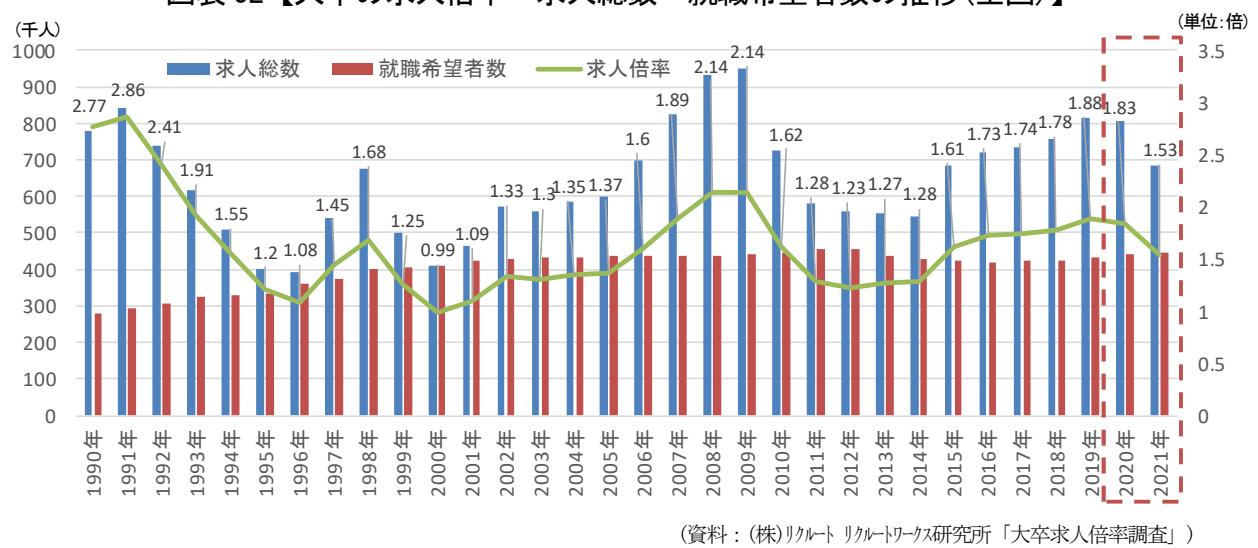
先述のとおり、感染症拡大による業績の悪化と先行きの不透明感により、企業は当面の経営維持に腐心し、成長に向けた布石を打つ意欲を減ずることとなった。

このことは、ハード面での設備投資の減少のみならず、人材の育成・確保といったソフト面にも広がっており、新規採用者の抑制の動きも懸念される。(図表 52)

新規採用の抑制をはじめ、事業活動を担う人材の育成・確保を怠ることは、今後回復する需要やコロナ後の新たなニーズへの対応を困難にするだけでなく、延いては将来的な事業継続にも影響を与えることになりかねない。

既存の従業員の雇用維持を促進するのはもちろんのこと、新規採用を積極的に行えるよう、事業者の人材確保に向けた取組を下支えすることが必要である。

図表 52【大卒の求人倍率・求人総数・就職希望者数の推移(全国)】



(資料：(株)リクルート リクルートワークス研究所「大卒求人倍率調査」)

### 3-(3) 本格的な経済活動の再開とコロナ後の新常態を見据えた展開〔本格的収束期・ポストコロナ期〕

#### ① デジタルトランスフォーメーションの推進等による新技術、新業態への迅速な対応

新型コロナウイルス感染症の拡大は、様々な形で経済活動の有り様に変化をもたらした。新しい生活様式への適応といった感染拡大防止対策や、需要急減下での産業支援のための規制緩和、コロナ禍を経て変化した消費動向への対応等のうち、感染症収束後も継続するものは「ポストコロナにおける経済活動の新常態」となる。

これまで存在しなかった「常態」をいち早く先取りすることは、今後の地域経済の発展、地域間競争における優位性の確保に大きなアドバンテージとなる。

そのためには、非接触化や自動化などテクノロジーの実装によるDXの推進や、多様化する消費者の需要に対応しつつ採算性・効率性を両立する新たなビジネスモデルの確立などを、県内企業に迅速且つ幅広く進めていく必要があるが、規模や経営状況がそれぞれ異なる中、企業の自主的な取組だけに期待するのは難しい。

新技術や新業態の実装を目指す企業や、それに資するサービスを提供しうるスタートアップ企業、関係団体、行政等が連携して一体的に取組を推進する体制の構築など、地域産業にポストコロナにおける革新を引き起こすための仕掛け作りが求められる。

## ② 今後の成長産業に対して高まる需要の的確な取り込みへの支援

コロナ禍を経ることで、医療・健康分野への注目が更に高まるのは勿論のこと、非接触化や無人化、自動化への設備投資意欲の高まりによるロボットやセンサーなどのDX関連分野、個人消費関連では、巣ごもり志向に即した商品に係る製造業やECビジネス、運輸業などへの需要がこれまでより増すこととなった。

また、感染症拡大の影響により低迷している、航空機関連産業における需要も感染症収束とともに回復し、遅れている自動車産業におけるCASE(コネクティッド、自律化/自動化、シェアリング、電動化)関連需要も到来するものと考えられる。

本県には、従来から、高い技術を有するものづくり企業が数多く存在するとともに、医療・健康やロボットなど次世代産業に関連する企業、研究・学術機関が集積している。これらの強みを活かし、県内企業による、需要の高まりを見せる分野への、新規参入や提供製品やサービスの深化による販路拡大といった事業の多角化・高収益化を後押しするべきである。

また、製品やサービス提供の付加価値向上の観点から、附帯技術や保守サービスの継続提供(リカーリング型)を視野に入れてビジネスモデルの検討を行うことも、収益性の向上などに繋がるものと考えられる。

## ③ サプライチェーンの国内回帰を捉えた企業誘致の推進と関連需要の取り込み

これまで、低廉な人件費によるコスト削減や、東日本大震災をはじめ国内で頻発する大規模災害による供給網寸断を理由に、中国をはじめとした海外への中間財等の供給拠点進出が進められてきた。

今回、感染症の世界的な拡大により海外生産施設の機能が停止し、サプライチェーンが大きく毀損する事態に至ると、中間財供給拠点の国内への回帰や海外での分散化(一国集中から複数国への移転)へシフトすることとなった。(図表53)

図表53【経済産業省「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金」(先行実施分)の本県採択企業の概要】

企業名(企業区分)	事業概要	所在地
株式会社カネカ(大企業)	生分解性素材の製造	高砂市(工場)
株式会社カネミツ(中小企業)	自動車部品の製造(鋼板製トランミッショ)	明石市(本社)、 加西市・三木市(工場)
三田電気工業株式会社(中小企業)	人工関節の製造(人工関節用樹脂ライ)	神戸市西区(本社・工場)
フェニックス電機株式会社(大企業)	不織布マスクの製造	姫路市(本社、工場)
三菱製紙株式会社(大企業)	不織布の製造	高砂市(工場)

本県は、地勢上において日本のほぼ中心に位置するとともに、高速道路や空港・港湾といった物流インフラを備えている。また、川上である大企業から川下にあたる中小企業まで県内に数多く集積し、人口が密集する都市部を有し、大阪という大消費地も隣接している。

本県への企業進出は、国内の他地域と連接する拠点として供給網を形成することにも、県域内で完結する供給網を構築することにも寄与しうるものであり、これら企業にとってのメリットを最大限に打ち出し、企業誘致を推進するべきである。

また、人件費が低く抑えられる海外から、国内へ供給拠点を回帰するためには、事業プロセスでのコストカットを進めることができることも不可欠である。サプライチェーンの国内回帰はDXの導入と同時平行で進むものと考えられ、このような観点から、企業活動のデジタル化推進に向けた支援環境の整備やDX関連産業への県内企業の参入は、企業誘致との相乗効果を期待できるものと考えられる。

#### ④ 多様な働き方の普及促進に向けた環境整備

テレワークの普及は、オフィスなどに出勤しないことが仕事の成果や企業への帰属意識に悪影響を及ぼすものではないことを企業や従業員に認識させることとなり、就労に関して時間と場所による物理的な制約を軽減することとなった。

このことは、これまで普及が進まなかった副業・兼業やフリーランス、ワーケーションといった新たな働き方を促進することにも繋がっている。(図表 54)

図表 54 【民間企業における新しい働き方の導入例】

取組例	概 要
副業・兼業	[ヤフー株式会社(情報通信業)] ・事業戦略の立案や新規事業の開発等で社外人材約100人を「ギグパートナー」として活用予定 ・新事業を企画・立案するアドバイザーは、2~3か月の期間に月5時間程度の勤務を行い、報酬は月5万円 ・また、事業毎の専門人材を週1日以上の勤務、月5~15万円の報酬で採用 ・ギグパートナーは原則出社を伴わないオンラインでの勤務 [その他の企業例：ライモン株式会社、エリーバ・ジャパン株式会社等]
ジョブ型雇用	[株式会社日立製作所(製造業)] ・R3年4月より約2万3,000人の従業員を対象にジョブ型雇用を導入予定 ・従業員の業務内容を細かく定める職務定義書を作成し、業績評価を実施 ・合わせて、在宅勤務を標準化、出社は週2~3日程度とし、在宅勤務に必要な費用を手当として支給。 [その他の企業例：富士通株式会社、カゴメ株式会社等]
ワーケーション	[株式会社三菱UFJ銀行(金融業)] ・従業員の生産性向上や意欲喚起を目的に、R元年4月からワーケーション制度を導入。 ・7月には長野県軽井沢市に所有する保養所にワーケーション専用のITオフィスを開設 ・他にも三菱地所が和歌山県白浜町に有する専用施設を賃借しているほか、名古屋、横浜、シガポール等にサテライトオフィスを設置 [その他の企業例：日本航空株式会社、野村総合研究所等]

(出展：各種報道資料等を基に県産業政策課作成)

これら多様な働き方は、企業にとっては生産性の向上や人材の確保・育成などの推進、従業者にはワーク・ライフ・バランスや能力開発、収入確保などの実現といったメリットをもたらすものである。人材の多様性がイノベーションの創出など企業の活性化に寄与するものとして、従前から取り組んできたダイバーシティの推進等と合わせて、一層の促進が求められる。

そのためには、新しい働き方に対応しつつ、規模や業種により異なる企業の状況にも即した労使関係モデルを提案することが有効であると考えられる。業種や職種による、テレワークとオフィスワークのベストミックス、メンバーシップ型とジョブ型雇用のハイブリッドなど、日本型の就業慣行にも配慮した働き方についての検討を進めることが求められる。(図表 55)

図表 55【官民が連携した新しい働き方などへの対応(兵庫県)】

[ポストコロナ社会に向けた地域経済・雇用の維持に関する四者合意]

- ・R2 年 8 月、日本労働組合総連合会兵庫県連合会、兵庫県経営者協会、兵庫県、兵庫労働局の四者で、地域経済と雇用に関する取組の推進に合意
- ・新しい生活様式「ひょうごスタイル」に沿った労働環境の整備や事業継続・雇用維持確保に向けた対策の実施、ポストコロナ社会を見据えた仕事と生活の調和が取れた社会の実現を目指す。



兵庫県知事、連合兵庫会長、兵庫県経営者協会会長、兵庫労働局長による  
合意書署名

## ⑤ 企業や産業の枠を越えた人材確保と地方への分散化の促進

コロナ禍がもたらした変化を経た新常態に即した事業活動において必要とされる労働力は、従前のプロセスにおけるそれとは異なったものになる。また、人材需要の面からは、ポストコロナにおける経済動向を踏まえると、デジタル・IT関連など、特定の知識・技術を有する専門人材の不足に拍車が掛かるものと考えられる。

今後、人口減少・少子高齢化の進展により生産年齢人口の減少が進む中、限られた労働力と人材を最大限活用するためには、企業内のみならず、企業や業種、産業の垣根を越えて、柔軟に労働力や人材を共有することが解決策となりうる。

これには、同じくコロナ禍に端を発した、働き方の多様化や就労意識の変化による、人材や労働力の流動性の高まりが後押しとなる。テレワークや副業の普及により、定められた勤務地とは異なる場所での就労や、本来業務とは異なる業務に従事することに対する労使双方のハードルは下がり、むしろそれらのメリットが明確になることで、その気運は高まりを見せている。

この機を逃さず、まずは首都圏に集中する様々な知識・技術を有する人材について、地方での能力発揮を求める人材情報をストックし、県内企業のニーズに基づきマッチングを行う仕組みを構築するべきである。このようなリモートによる県内企

業での就労経験が、ゆくゆくはU J I ターンなど地方移住につながり、延いては東京一極集中の是正にも寄与していくことも期待される。

加えて、県内における人材力を底上げすることも不可欠である。需要が高い分野の職業能力の開発促進による複数分野で活躍できる人材の育成や、優れた技術や専門知識を有しながら、それを発揮する場に恵まれないシニアや障害者等に多様な就労機会を示し、積極的な活用を促進することが求められる。

## 4 本県における新型コロナウイルス感染症対策（産業・雇用関連）

### (1) 企業等の事業継続支援

#### ① 事業継続への支援

##### (ア) 中小企業のための相談窓口の設置(経営商業課、地域金融室)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者が抱える課題に応じた相談対応を実施

(a) 設置場所 ひょうご・神戸経営相談センター、県地域金融室、県信用保証協会、各金融機関

##### (イ) 中小企業融資制度による資金繰り支援

令和2年2月以降、新型コロナ感染症関連貸付を創設、その充実を図るとともに、融資目標額を3,600億円から1兆3,000億円に引き上げ、中小企業の円滑な資金繰りを支援

新型コロナウイルス感染症対応資金の利子補給額を32億9千万円から39億3千万円に増額

貸付名 (適用期間)	概要	信用保証	融資利率 (保証料率)	融資限度額	融資期間 (据置期間)
①新型コロナウイルス 対策貸付 (2月25日～翌1月31日)	セーフティネット(SN) 保証の別枠利 用	一般保証 SN保証4号 SN保証5号	0.70% (0.80%※)	2.8億円	10年(2年) 以内
②経営活性化資金 (3月16日～翌1月31日)	迅速な融資審 査		金融機関所定 (0.80%※)	5,000万円	10年(1年) 以内
③借換等貸付 (3月16日～翌1月31日)	県制度融資の 借換		0.70% (0.80%※)	2.8億円	
④新型コロナウイルス 危機対応貸付 (3月16日～翌1月31日)	①のさらに別 枠利用	危機関連保証	0.70% (0.80%)	10年(2年) 以内	
⑤新型コロナウイルス 感染症対応資金 (5月1日～翌1月31日)	最大で当初3年 無利子、保 証料免除	SN保証4号 SN保証5号 危機関連保証	当初3年 0.0% 4年目以降 0.70% (最大0.00%)	4,000万円	10年(5年) 以内
家賃等つなぎ融資枠	同上	同上	同上	法人：600万円 個人事業主：300万円	同上
⑥新型コロナウイルス 感染症保証料応援貸付 (6月22日～翌1月31日)	⑤の限度額超 の資金ニーズに 対応	SN保証4号 SN保証5号 危機関連保証	0.70% (0.00%)	5,000万円	10年(2年) 以内

※SN保証・危機関連保証を利用する場合 (一般保証を利用する場合)

(一般保証を利用する場合、第5区分で1.15%)

## (ウ) 休業要請事業者経営継続支援事業

県・市町が協調して、県の休業要請等に応じた事業者へ経営継続支援金を支給

### (a) 対象者

(ア)、(イ)、(ウ)のいずれも満たす中小法人及び個人事業主

(ア) 兵庫県内に事業所を置く中小法人及び個人事業主で令和2年3月31日までに創業していること

(イ) 令和2年4月または5月の売上が前年同月比で50%以上減少していること

(ウ) 県の休業要請等に応じて、対象となる施設を期間中、継続して休業していること

### (b) 給付額

(ア) 4月15日～5月6日の休業要請等

休業開始時期(※)	給付額	飲食店及び旅館・ホテル
4月15日～21日	中小法人 1,000千円 個人事業主 500千円	中小法人 300千円 個人事業主 150千円
4月22日～28日	中小法人 600千円 個人事業主 300千円	中小法人 200千円 個人事業主 100千円
4月29日～	中小法人 300千円 個人事業主 150千円	中小法人 100千円 個人事業主 50千円

※いずれも5月6日まで継続して休業していることが要件

(イ) 4月29日～5月6日の休業協力依頼

- 対象者 ・100m<sup>2</sup>以下の学習塾等、商業施設  
・ホテル、旅館等又は民泊(宿泊施設)

- 給付額 中小法人30万円、個人事業主15万円

(ウ) 5月7日以降の休業要請の延長

中小法人30万円、個人事業主15万円

(飲食店、ホテル、旅館(集会の用に供する部分)については、

中小法人10万円、個人事業主5万円)

### (c) 事業区分

県・市町協調事業として実施(県:2/3相当、市町:1/3相当)

## ②ポストコロナを見据えた事業展開への支援

### (ア) 生産拠点の県内回帰、サプライチェーンの強化・再構築支援

新型コロナウイルス感染症の影響により、中国をはじめ、特定国・地域に集中するサプライチェーンの脆弱性が顕在化したことから、産業立地条例に基づく補助金等の拡充により、生産拠点の県内回帰をはじめ、サプライチェーンの強化・再構築を目指す製造業等を支援

(a) 拡充内容

- (ア) 県内全域での幅広い産業立地を促進するため、法人事業税軽減率を拡充  
(今年度から対象業種をほぼ全業種に拡大)
  - (イ) 新型コロナウイルス感染症の影響によるサプライチェーンの強化・再構築対策として税軽減率・補助金額等を拡充
  - (ウ) 事業用地の不均一課税にかかる工事着手期限の1年延長（新型コロナウイルス感染症の影響等、やむを得ない場合に限る）
- (b) 支援対象者（サプライチェーン強化・再構築対策：上記(a)-(イ))
- (ア) 海外の自社生産施設に類する生産施設を県内に新增設する者
  - (イ) サプライチェーン強化のため、特定国に依存していた製品・部品等の生産施設を新たに県内に整備する者
  - (ウ) 新型コロナウイルス感染症の影響により、需給が逼迫した医療物資・医療機器など県民の健康な生活を守る上で重要な製品の生産施設を新たに県内に整備する者

(c) 支援内容

区分	拡充前	拡充後	
		県内全域での幅広い立地促進	サプライチェーン強化・再構築対策
税軽減	不動産取得税 1/2 軽減 (拠点地区・促進地域)	同左	【一般地域】 1/2 軽減 【促進地域】 3/4 軽減
	法人事業税 【一般地域】 1/4 軽減・5年間 (拠点地区 1/3 軽減・ 5年間) 【促進地域】 1/2 軽減・5年間	【一般地域】 1/3 軽減・5年間 (拠点地区 1/2 軽減・ 5年間) 【促進地域】 同左	【一般地域】 1/2 軽減・5年間 【促進地域】 3/4 軽減・5年間
補助金	設備投資補助 【一般地域】 設備投資額の 3 % ※国等補助金併用不可 【促進地域】 設備投資額の 5 % ※国等補助金併用不可	同左	【一般地域】 設備投資額の 6 % ※国等補助金併用可 【促進地域】 設備投資額の 10 % ※国等補助金併用可
	雇用補助 【一般地域】 新規正規雇用：30 万円/人 【促進地域】 新規正規雇用：60 万円/人 新規非正規雇用：30 万円/人	同左	【一般地域】 新規正規雇用：45 万円/人 【促進地域】 新規正規雇用：90 万円/人 新規非正規雇用：同左

※サプライチェーン強化・再構築対策は、令和5年3月末立地促進事業等確認申請受付分まで

(イ) がんばるお店・お宿応援事業

外出自粛要請等により売上が減少している飲食店や宿泊施設等によるテイクアウトや新商品開発などの新たな事業展開を支援

- (a) 対象事業 テイクアウト・デリバリーへの参入、地元食材を使った新商品開発等  
 (b) 補助額 100千円（定額）  
 (c) 実施期間 令和2年5月12日～6月10日  
 [支給決定件数] 4,905件

#### （ウ）商店街お買い物券・ポイントシール事業

新型コロナウィルス感染症の収束後における地域商業の活性化を図るため、商店街等が取り組む期間限定のプレミアム付商品券の発行やポイントシール事業を支援

- (a) 事業内容 商店街等のプレミアム付商品券発行及びポイントシール事業による地域商業の支援  
 (b) 対象者 商店街等(商工会等と一体となって実施する場合を含む)  
 (c) 対象経費 商品券プレミアム分、ポイントシールプレミアム分、イベント実施費、商品券・参加店マップ等作成費等  
 (d) 実施期間 感染症の収束後～令和3年3月末までのうち2か月間  
 (e) 負担割合 県2/3、市町1/3（市町義務随伴）  
 (f) 予定件数 133団体

#### （エ）商店街感染症対策への支援

地域の住民が集う商店街で感染拡大の第2波が発生しないよう、「ひょうごスタイル」にあわせた感染症対策を講じる商店街等を支援

区分	感染症拡大防止事業	クリーン商店街発信事業
内容	商店街共有スペースの感染症対策	感染症対策に取り組む商店街のPRや来街者への啓発等
補助対象経費	空気清浄機、換気扇の設置、サーモカメラ、パーテイションの購入等	PR・啓発資材の作成
補助対象	商店街・小売市場、商店街連合会	
対象期間	令和2年4月7日～9月末	
補助率	定額	
補助額（上限額）	商店街・小売市場：上限1,000千円/組合 商店街連合会：上限2,000千円/連合会	
申請期間	令和2年6月22日～9月末	

#### （オ）産業界提案型復活応援事業

業界団体又は中小企業グループによる、地域経済の立て直し促進のための取組又新たな事業展開に向けた仕組みづくり等を支援

- (a) 対象者 県内に事務所を有する商工団体等(商工会議所、商工会、地場産業団体若しくは商業団体で法人格を有するもの又はその連合体)  
 (b) 補助対象 中小企業の経営資源の確保に資する取組

[取組例]

- ・ プッシュ型経営相談やオンライン商談会の実施
- ・ 海外進出のための工業製品見本市への出展
- ・ オンラインプラットフォームの構築

- (c) 補助率 3/4 以内  
 (d) 補助限度額 7,500 千円  
 (e) 件数 30 件  
 (f) 受付期間 令和2年6月22日～7月22日

**(力) 地域企業デジタル活用支援事業**

中小企業（個人事業主を含む）によるコロナ禍により毀損した地域経済の再起等のため、AI・IoT をはじめデジタル技術等を活用した新たな創意工夫による事業展開を支援

- (a) 補助対象 中小企業（個人事業主を含む）による AI・IoT をはじめデジタル技術等を活用した新たな創意工夫による取組

[取組例]

- ・ 新型コロナウイルス感染拡大の予防に対応した新たなビジネスモデルの構築
- ・ テレワークシステムの導入(UTM 等を活用したテレワークシステムの導入等)
- ・ 「ひょうごスタイル」における医療健康や社会問題の解決を担う先駆的技術・製品開発等

- (b) 補助率 3/4 以内  
 (c) 補助限度額 3,000 千円  
 (d) 件数 490 件

**(キ) 地場産業の持続・活性化への支援**

新型コロナウイルス感染症拡大により被害を受けた地場産業の持続的発展に向けた事業実施を支援し、地場産業を活性化

対象事業	新製品・新技術開発	販路開拓	感染症拡大防止
補助対象経費	新しい生活様式(ひょうごスタイル)での活用が期待される新製品・新技術・デザイン開発(抗菌性生地の開発や医療用ガウン製作等)	オンライン商談会の実施、Webマーケティング調査等	サーモカメラ導入、アクリル板設置、換気設備整備、オンライン会議システムの構築等
補助対象者	県内の産地組合 等		
対象期間	令和2年4月7日～12月末		
補助率	定額		
補助額(上限額)	5,000 千円/件		
申請期間	令和2年6月29日～7月31日		

## (ク) 兵庫県最先端技術研究事業(COE プログラム)の拡充

コロナ危機の克服に向けた県内産業の反転攻勢支援の一環として、先端産業分野における事業創出・拡大を図るため、COE プログラムを拡充し、プロジェクトの採択枠を増やすことで、ポストコロナにおける産業・社会課題の解決に取組む事業者等を支援

### (a) 追加テーマ例

- ・サプライチェーンの再構築 (AI・IoT・ロボット・ビッグデータ活用等)
- ・デジタル技術を活用した非対面型ビジネス創出
- ・テレワークの拡大
- ・健康医療や社会課題の解決を担う先駆的技術

### (b) 事 業 内 容

区 分	拡充前	拡充後
対象分野	①航空・宇宙 ②ロボット ③環境・エネルギー ④健康医療 ⑤新素材 ⑥オンライン技術 ⑦AI・IoT・ビッグデータ ⑧自動運転・ドローン	同左 ※ポストコロナ社会に対応した追加テーマの研究開発プロジェクトを優先採択
補助対象者	「产学研官で構成される共同研究チーム」で、次の全ての要件を満たすもの ①「産・学・官」、「産・学」、「産・官」のいずれかで構成 ②「産」のうち県内に事業所を有し、かつ県内で研究活動を行っている中小企業を少なくとも1者含む ③ 対象産業分野の事業拡大又は新規参入を目的として実施する研究で、共同研究に参画する県内中小企業者が当該研究成果を活用した事業化計画を有していること	同左
補 助 額 (上限額)	(可能性調査研究 100万円 (応用ステージ研究) 1,000万円	同左
補 助 率	定 額	同左
採択予定件数	(可能性調査研究 5件程度 (応用ステージ研究) 10件程度	(可能性調査研究 5件程度 (応用ステージ研究) 5件程度
対象経費	研究(調査、試験分析、試作を含む)に必要な経費	同左
補助期間	原則1年間(最大2年間)	1年間
所 要 額	100,000千円	55,000千円

(c) 公 募 期 間 令和2年6月18日～7月17日

## (ケ) ポストコロナ・スタートアップ支援事業の実施

ポストコロナ社会を視野に入れつつ、産業・社会課題の解決に取り組むスタートアップを優先的に支援する事業を実施

対象分野	新たな価値や市場を生み出すクリエイティブなものづくりやビジネス ※ポストコロナ社会に対応したテーマの事業を優先的に採択	
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年4月1日時点で創業5年未満の県内に事業所を有するスタートアップ</li> <li>・コンソーシアムでの応募も可 (コアメンバーに上記スタートアップが含まれていることが必要)</li> <li>・過去に起業家助成金を受けた者も対象</li> </ul>	
補助額(上限額)	5,000千円(定額)	
対象経費	・起業、事業拡大経費 (事務所開設費、初度備品費、専門家経費、広告宣伝費等) ・研究開発費 (人件費、試作・開発費等)	4,000千円 ※コンテスト形式の公開審査で最優秀と評価された事業者は5,000千円に増額
	空き家改修費	1,000千円 ※空き家活用の場合のみ
採択予定件数	10件	
補助期間	令和2年4月1日～令和3年1月末日	
受付期間	令和2年6月22日～8月31日	

## (2) 企業等の雇用維持支援

### ① 雇用維持への支援

#### (ア) 兵庫型ワークシェアの推進

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に仕事が減少し、人手が余剰となっている事業主から、人手不足となっている事業主へ期間限定で人材融通等を行うことにより雇用継続を図る取組を“ひょうご・しごと情報広場”で支援

##### (a) 事業内容

###### (ア) ワークシェア実施企業の掘り起こし

- ・関係団体を通じて、県内企業へチラシにより兵庫型ワークシェアの取組を周知
- ・ひょうご・しごと情報広場での専門相談（一時的な人材融通等を行う上で発生する諸課題に社会保険労務士や中小企業診断士が相談対応）

###### (イ) 人材情報の登録・調整

- ・「ひょうごワークシェアサイト」の運用（人手不足事業主が求人情報を登録。人手余剰事業主や求職中の個人などがサイトを閲覧し、関心のある企業に連絡・調整）
- ・人手余剰事業主や人手不足事業主に対して、ひょうご・しごと情報広場から適宜、情報を提供

#### (イ) Web 合同企業説明会の開催

新型コロナウイルス感染症の影響により、県内企業による新卒採用や学生の就職活動に遅れが生じていることから、Web 方式による合同企業説明会を開催し、より多くの企業情報提供の場を設け、県内外の学生とのマッチング機会を創出

- (a) 対象者 大学等卒業予定及び概ね卒業3年以内の既卒者等
- (b) 実施内容 Web面接対策講座、Web相談コーナー、企業によるPR・質疑応答
- (c) 開催日 令和2年8月、9月、11月、令和3年3月(4回)
- (d) 参加企業 ひょうご応援企業等160社

#### (ウ) 離職者生活安定資金融資制度の拡充

新型コロナウイルス感染症の影響により、非自発的失業者となつた方の生活の安定を図り、次なる求職に向けた活動に専念する機会を確保するため、離職者生活安定資金融資制度を拡充

- (a) 融資枠の拡充(200件、100,000千円(限度額500千円/件))  
融資枠を大幅に拡大し、今後増加する資金ニーズに対応
- (b) 保証料補助(補助率10/10)  
保証料を県が補助し、より利用しやすい制度にすることで離職者の資金ニーズに柔軟に対応
- (c) 取扱金融機関 近畿労働金庫

#### (エ) 緊急雇用対策職業訓練事業

内定を取り消された学卒者や離職を余儀なくされる労働者の就職促進のため、ITスキルの習得や各種資格の取得等につながる職業訓練を拡充

- (a) 拡充内容 41コース、800人  
(176コース、3,320人 → 217コース、4,120人)
- (b) 訓練内容 IT応用、Webデザイン、医療事務、FP・宅建養成、初級者向けOA等

#### (オ) 緊急対応型雇用創出事業

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、雇用情勢が下降局面にある中で、雇用調整の進行が懸念されることから、今後の雇用情勢を総合的に判断し、悪化した場合、離職を余儀なくされた労働者等に対して、次の雇用までのつなぎの雇用を創出

- (a) 雇用者数：1,000人(7月補正：500人+9月補正500人)

#### (カ) 緊急対応型障害者在宅ワーク創出事業

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、在宅で業務を請負う障害者の受注・収

人が大幅に減少しているため、県業務を発注して事業継続を支援

- (a) 事業内容 県で保管する紙資料等をデータ化する業務を発注  
(県民意識調査結果、雇用関係事業等資料ほか)

- (b) 実施手法 障害者在宅ワーク受発注業務のノウハウのある事業者へ委託

#### (キ) ひょうご障害者ワークフォーラムの開催

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、障害者の就職活動等に支障が生じていることから、企業、障害者等がお互いの理解を深め、企業同士が情報交換できる、就職へのきっかけづくりの場を提供

- (a) 対象者 就労を希望する障害者、企業、特別支援学校の教員、生徒及びその保護者  
(b) 実施内容 企業ベースの設置、障害者向け・企業向け相談コーナー等  
(c) 開催日 令和2年10月

### ② 労働環境改善への支援

#### (ア) 中小企業等事業再開への支援

新しい生活様式（ひょうごスタイル）にあわせて、事業者が従業員の労働環境確保のために取組む接触感染や飛沫感染の感染防止対策等を支援

- (a) 対象者 県内に事業所を置く中小法人、個人事業主  
(b) 対象経費 感染拡大を予防するために必要な経費  
(衛生管理用品、飛沫防止対策、換気設備、掲示・告知用具等)  
(c) 補助対象期間 令和2年4月7日～9月30日  
(d) 募集期間 令和2年6月30日～9月30日  
(e) 補助額 補助額以上の事業を実施した場合に定額で支給

区分	中小法人	個人事業主
県内に1事業所の場合	200千円	100千円
県内に2事業所以上の場合	400千円	200千円

#### (イ) ポストコロナ・労働環境対策事業

新型コロナウイルス感染症を機に顕在化した中小企業・小規模事業者の課題解決や、ポストコロナ社会での労働環境の構築に向けた取組を支援

- (a) 補助対象 商工会議所連合会、商工会連合会  
(b) 取組事例  
(ア) ポストコロナ社会に向けたセミナー・研修会・相談会の開催  
・テレワーク導入に向けた相談会、テレワーク導入に必要な労務管理セミナー、従業員の処遇改善に関するセミナー等

- (イ) ICT 化の推進による人材確保や労働環境の改善
  - ・WEB 説明会・面接の導入、企業の ICT 化の推進に関するセミナー等
- (c) 実施手法 各連合会が商工会議所・商工会からの提案を公募し、事業採択

#### (ウ) 新たなワークスタイルの推進

新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい経済・雇用情勢の中、ワーク・ライフ・バランスとひょうごスタイルの推進を図るため、アドバイザーによる企業への助言を実施

- (a) 事業内容
  - (ア) アドバイザーの設置
    - ・ICT アドバイザー 神戸 2名、阪神事務所 1名を新たに配置
    - ・WLB (ワーク・ライフ・バランス) アドバイザー センターの既存スタッフで対応
  - (イ) 活動内容
 

ICT アドバイザー、WLB アドバイザーがペアとなり、各企業を訪問し助言

#### (エ) 中小企業従業員の福利厚生継続への支援

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業の福利厚生の継続を図るため、中小企業従業員共済事業（ファミリーパック）を支援

- (a) 会費助成の実施
 

会員事業所の負担軽減を図るため、2ヵ月分（4～5月分）の会費を補助

  - ・補助額 1千円/件（4～5月分会費）
  - ・所要額 30,000 千円
- (b) 福利厚生支援の拡充
 

ファミリーパックのサービスの一部を拡充

区分	拡充前	拡充後
憩の宿施設利用券	@2,000 円×3枚	@3,000 円×3枚
宿泊施設利用券	@1,000 円×8枚	@2,000 円×8枚

### (3) 観光振興

#### ① Welcome to Hyogo キャンペーンの展開

- (ア) ひょうごの旅の魅力発信
  - ア 観光ガイドブック「ひょうご旅手帖」の配布
    - (a) 配布部数 13 万部
    - (b) 配布場所 県内観光案内所、観光施設、道の駅等  
JR 西日本京阪神各駅、近隣府県主要駅

#### **イ 公式観光サイト「HyoGo!ナビ」でのPR**

- ・「The Hyogo Times」の配信  
地域、テーマ別動画 19本、高画質 360度ドローンで巡るひょうごの風景
- ・県内観光地からのメッセージ動画の配信  
観光事業者からポスト・コロナの新しい旅のスタイルを伝えるメッセージ配信
- ・「ひょうご旅スタイル」の提案  
新しい生活様式「ひょうごスタイル」を踏まえ、旅行者向けにソーシャルディスタンスの確保など新しい旅の形を提案

#### **(イ) “ひょうごのお得旅” キャンペーン**

##### **ア 「Welcome to Hyogo クーポン」の配布**

特設サイトから 1泊 2,000円の宿泊割引 web クーポンを配布

- (a) 対象経費 対象の県内宿泊施設の利用費用
- (b) 補助対象 関西 2府 4県、岡山県、鳥取県、徳島県在住者
- (c) 対象期間 令和 2年 6月 26 日～8月 31 日までの宿泊を対象

##### **イ 宿泊割引支援事業**

市町観光協会が指定する県内のホテル、旅館での宿泊について 1人 1泊 2,000円を割引き

- (a) 補助対象 関西 2府 4県、岡山県、鳥取県、徳島県在住者
- (b) 開始時期 7月 10 日以降順次開始

##### **ウ スポーツ・文化関連合宿誘致事業**

新型コロナウイルス感染症により、合宿中止等で大きな影響を受けている但馬・播磨地域のスキー場周辺地域の需要喚起を図るため、スポーツ・文化関連の合宿誘致を支援

- (a) 対象経費 但馬・播磨地域のスキー場周辺宿泊施設の利用費用
- (b) 補助対象 県内外の学生・社会人の団体
- (c) 補助額 2千円（1泊・1人）  
上限：1団体 300千円
- (d) 補助要件 延べ 5人泊以上
- (e) 対象期間 令和 2年 6月 26 日～11月 30 日までの宿泊を対象

##### **エ スキー場周辺における宿泊割引**

昨年度の少雪に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により、但馬・播磨地域のスキー場周辺地域の観光客数が大幅に減少していることから、誘客促進対策として宿泊割引を実施

- (a) 対象経費 但馬・播磨地域のスキー場周辺宿泊施設の利用費用
- (b) 補助額 2千円（1泊・1人）
- (c) 対象期間 令和 2年 12月 1日～令和 3年 3月 31 日までの宿泊を対象  
※3月 31 日チェックアウト分まで 年末年始及び土日祝日の前日を除く

#### **オ 宿泊に伴うおみやげ購入券発行事業**

県内観光需要の回復を図るため、宿泊者におみやげ購入券を進呈

- (a) 事業内容 10,000 円以上の宿泊で 2,000 円の購入券、  
5,000 円以上 1 万円未満の宿泊で 1,000 円の購入券を進呈
- (b) 対象施設等 県内温泉地の宿泊施設とそのお土産コーナー、宿泊施設のエリア内のお土産店と飲食店
- (c) 実施時期 7月 23 日～9月 22 日(第 1 弹)、10月 31 日～令和 3 年 1 月 31 日(第 2 弹)

#### **カ 兵庫の特産品購入促進事業**

おみやげ購入券付きで地域特産品を販売するなど、市町が実施する需要喚起につながる事業に対して支援

- (a) 対象事業例 特産品をおみやげ購入券付で販売  
(1,000 円購入毎に 200 円のおみやげ購入券を進呈)  
道の駅のお食事処での特産品購入割引クーポンの配布  
1,000 円で 1,200 円分購入できるプレミアム付おみやげ券販売 等  
※プレミアム率の上限は 20%
- (b) 補助率 2/3 以内 (上限 5,000 千円/市町)
- (c) 開始時期 8 月以降順次実施

#### **(ウ) ひょうご五国バス旅支援**

##### **ア ひょうごツーリズムバス事業の拡充**

バスの感染予防ガイドラインを踏まえた座席間隔を空けた利用の推奨により、助成単価や補助台数を拡充するとともに、参加者に特産品(1,000 円相当)を進呈

###### **(a) 拡充内容**

区分		拡充前	拡充後
助成単価	日帰	15 千円	30 千円
	宿泊	30 千円	60 千円
補助台数		1,950 台	2,350 台

##### **イ ひょうご五国バス旅支援事業**

県内旅行業者と連携し、県内観光地を巡る五国交流バスツアーの造成を促進するとともに、ツアー参加者に県特産品セットを贈呈

- (a) 補助対象 県内旅行事業者
- (b) 補助額等

区分	補助額	補助件数
支援額(日帰り)	50 千円/ツアー	400 ツアー
支援額(宿泊)	100 千円/ツアー	700 ツアー
特産品	2 千円/人	1,100 ツアー

## (エ) コンベンションの開催支援

ホテル、旅館の会議場等における学会やコンベンションの開催費用の支援を通じて宿泊や滞在を伴う県内誘客を促進

(a) 対象経費 会場借上料、映像・音響など付帯設備借上費用 等

(b) 補助額

会議参加者数	補助額
100人以上～500人未満	500千円
500人以上～1,000人未満	1,000千円
1,000人以上	2,000千円

(c) 受付期間 令和2年6月26日～令和3年3月15日

## ② ひょうごスタイルに対応したひょうご安心旅の推進

### (ア) 宿泊施設における感染防止対策のための設備整備助成事業

兵庫県「業種毎の感染拡大予防ガイドライン」を踏まえた対策を講じる県内宿泊施設を支援

(a) 対象設備 ホテル・旅館のロビー・受付、食事処等パブリックスペースの3密回避等のための設備（客室除く）

〔 サーモカメラ、換気扇・空気清浄機、アクリル板、  
パーティション、キャッシュレス機器等 〕

(b) 補助額

区分	金額
1つのホテル・旅館を経営する事業者	300千円
複数のホテル・旅館を経営する事業者 (2つのホテル・旅館まで対象)	600千円

(c) 受付期間 令和2年6月22日～9月30日

## (イ) 産官連携の「ひょうご安心旅」発信事業

産官連携により、県内宿泊施設、貸切バス、旅客船における感染症対策、3密回避等の整備設備など、県ガイドラインを踏まえ得た取組をPR

(a) 支援対象 ロゴマークのデザイン、掲示ボードの制作

## ④ 情報通信ネットワーク基盤の整備推進

### ① テレワーク環境の整備

高度なセキュリティ水準で職場システムにアクセスできる環境を整備し、市町・中 小企業等に3年間無償提供することで、在宅勤務の導入を支援

(a) 整備内容 リモートワークシステムの構築

(b) 導入時期 令和2年8月

## **② 兵庫情報ハイウェイの増強と活用**

兵庫情報ハイウェイを増強し、GIGAハイスクールネットワーク、遠隔医療、リモートワーク等に活用するとともに、県内への誘致企業に対し兵庫情報ハイウェイを無償提供

- (a) 整備時期 令和3年2月(予定)

## **③ 兵庫情報スーパーハイウェイの新設**

兵庫情報ハイウェイを東京まで延伸し、高速大容量の通信環境を整備するとともに、利用企業、通信量の増加を踏まえ、セキュリティシステムを強化

- (a) 整備内容 令和3年2月(予定)

・東京アクセスポイントの設置

実施内容 機器(サーバ、ルータ)購入、システム構築

設置場所 東京都内データセンター

・通信回線(10GB)の運用保守

実施内容 民間の既存回線を借上げ

・セキュリティシステムの強化

実施内容 セキュリティソフト・機器(サーバ・ルータ)購入等

- (b) 運用開始 令和3年3月

## **④ 県主体による超高速通信基盤の整備**

### **(ア) スマート工場等のローカル5G導入の支援**

工業技術センター内にローカル5G設備、体験・デモンストレーション機器を設置し、体験会や導入へのコンサルティングを実施

### **(イ) HYOGO情報通信基盤未来都市整備モデル事業**

東播磨地域(加古川市、高砂市、稲美町、播磨町)における高速通信網整備の整備への支援を実施

